

目 次

都民の命と暮らし、雇用をまもる	1
1 雇用・就労支援、職業訓練の充実	1
2 住まい・雇用・生活の一体的支援の推進	3
3 生活福祉、低所得者への支援の充実	3
4 熱中症にたいする総合対策の実施	5
高齢者福祉にあらためて光をあてて拡充する	6
5 高齢者の医療の充実	6
6 介護への支援の充実と負担軽減	7
7 特別養護老人ホームなどの施設と住まいの整備	8
8 高齢者の福祉の充実	9
少子化克服にむけた総合対策をすすめる	10
9 子どもの貧困打開など子育て支援の充実	10
10 待機児解消にむけた保育の充実	11
11 ひとり親家庭への支援と女性福祉の充実	13
12 社会的養護の充実	14
13 児童虐待防止対策の推進	15
障害者や難病患者などの生活と権利をまもる	16
14 障害者の全面参加と平等の推進	16
15 難病患者などへの支援の充実	21
福祉をささえる基盤をかためる	23
16 福祉人材への支援と地域福祉の推進	23
17 福祉のまちづくり、ユニバーサルデザインの推進	24
保健・医療の充実をすすめる	25
18 都立病院、公社病院の充実	25
19 医療・看護の充実	27
20 保健、公衆衛生の充実	31
中小企業、地域経済振興への支援を拡充する	35
21 中小企業支援の総合対策の充実	35
22 資金繰りへの支援の充実	37
23 ものづくりへの支援の充実	38
24 商店街支援の充実	38
25 中小建設業への支援の充実	39
26 きめこまかい業種別支援の充実	41
27 農林水産業への支援の充実	42
30人学級実現、ゆきとどいた教育のために	43
28 教育費の負担軽減の推進	43
29 30人学級実現、小中学校の教育条件の充実	44
30 都立高校の教育条件の充実	45
31 相談体制の充実など、きめ細かい教育支援の充実	47
32 私学教育の振興に支援を	48
すべての障害児にゆきとどいた教育の保障を	49
33 特別支援学校の教育条件の充実	49
34 小中高等学校における特別支援教育の教育条件の充実	51
35 放課後、卒後対策の充実を	52

社会教育、大学、青少年への支援を強化する	52
3 6 社会教育の充実	52
3 7 首都大学東京などの教育・研究条件の充実	53
3 8 青少年施策の充実	53
文化、スポーツ振興を強化する	54
3 9 芸術文化の振興	54
4 0 都民のスポーツ要望の実現	54
男女平等、消費者行政、卸売市場を拡充する	55
4 1 男女平等と女性の地位向上・権利をまもる施策の推進	55
4 2 消費者行政の拡充	56
4 3 築地市場の豊洲移転中止・現在地再整備、卸売市場の充実	58
生活基盤の整備をすすめる	59
4 4 「住まいは人権」の立場での住宅施策の拡充	59
4 5 公共交通の整備	61
4 6 上下水道の整備	62
安全な東京へ、防災・防犯対策を拡充する	63
4 7 震災対策などの充実	63
4 8 豪雨・水害対策の充実	65
4 9 消防・救急体制の充実	66
5 0 防犯、交通安全対策の充実	67
地球温暖化対策などの環境対策を拡充する	68
5 1 地球温暖化、ヒートアイランド対策の推進	68
5 2 緑をまもり、ふやす対策の強化、自然との共生の推進	69
5 3 大気汚染などの公害対策やアスベスト対策の強化	70
5 4 省資源・リサイクル、廃棄物対策の推進	72
都民が中心の都市づくり、行財政運営に転換する	73
5 5 東京一極集中の是正、持続可能な都市づくりへの転換	73
5 6 過大な港湾整備、臨海開発の見直し	74
5 7 都民施策中心の行財政運営への転換	75
多摩・島しょの振興をすすめる	77
5 8 多摩格差の解消	77
5 9 島しょ振興、三宅島の復興支援の推進	82
非核・平和の東京を実現する	86
6 0 米軍基地のない非核・平和の東京の実現	86

都民の命と暮らし、雇用をまもる

1 雇用・就労支援、職業訓練の充実

- (1) 全庁横断的な「雇用対策本部」を設置し、雇用・就労対策を深刻化する雇用情勢に見合ったものに抜本的に強化すること。
- (2) 就労支援の強化、不安定雇用の解消
就職活動中の大学・高校生のための合同就職相談会や企業への採用枠拡大の要請、中小企業団体が開催する就職相談会に助成するなど就職対策を抜本的に強化すること。
学校の求人開拓や就職面接会などに助成すること。都としても、就活支援、就職面接会を各地で開催するなど拡充すること。
派遣労働法をはじめ労働法制の抜本的強化など、「雇用は正社員が当たり前の社会」の実現を国に求めること。大企業に対し、非正規労働者の正規社員化の実施、新卒者の採用をふやすよう働きかけること。
就職できなかった新卒者にたいして、仕事が見つかるまで無償で公共職業訓練を実施すること。
「就職チャレンジ支援事業」を継続・拡充し、生活困窮者への訓練手当、求職者への公共職業訓練、再就職支援を拡充すること。
雇用保険給付を延長するよう国に求めること。
非正規労働者を雇用もしくは非正規社員を正社員化するなど雇用拡大に努めた中小企業に対しての助成を継続・拡充すること。
若者の空き店舗を利用した開業を支援するため、家賃補助や経営相談など資金力と経験に乏しい若者を応援する仕組みを創設すること。
学校教育で、労働法規や社会保険の基礎知識を学習できるようにすること。
大企業での労働環境が適正であるかどうか現地調査、書類確認などで点検する労務監査を行うこと。
- (3) 緊急雇用対策の拡充
正規雇用につながるようにすること。雇用期間の基本を少なくとも一年に延長すること。
雇用目標の到達状況が随時をわかるようにすること。
各局がバラバラに雇うのではなく、統一的に対応するセンターをつくるなどの仕組みにすること。
業者委託一本槍でなく、都の直接雇用をすすめること。
- (4) 認可保育所、特別養護老人ホームの整備など、利用者、雇用者、建設業者、商店街が同時に潤う、一石三鳥・四鳥の福祉充実・雇用拡大セット事業を立ち上げること。
- (5) 最低賃金を時給1000円以上に改善するよう国に求めること。都として、最低賃金を時給1000円以上とする「東京ルール」をつくるなどの推進策を実施すること。

(6) 公共職業訓練の拡充

技術専門校の職業訓練の授業料を無料に戻すとともに、武蔵野校、亀戸校は存続し、施設内訓練の定員拡大、訓練科目、校内の機器など充実など公共職業訓練を中心に拡充すること。

住まいのない受講希望者にたいして、寮、住宅を確保し、技能習得を支援すること。

希望者への職業訓練中の保育を継続・拡充すること。

民間委託訓練の受講環境の改善、就職支援活動の充実などを、民間施設に求めること。

(7) 都職員の採用拡大、非常勤職員の待遇改善

教員や消防隊員、看護師をはじめ、都の正規職員の採用をふやし、若者の雇用の拡大に努めること。

非常勤職員の実態調査を行うこと。時給1000円以上、社会保険加入など改善をすすめること。雇い止めを中止すること。

臨時職員について時給1000円以上にするとともに交通費を別途支給すること。任用期間を2ヶ月以内から6ヶ月以内に改善すること。希望する臨時職員に、社会保険に加入できるようにすること。

(8) 障害者雇用の促進

中小企業など都独自の助成や施設整備の改造費等への上のせ助成を行うこと。

障害者の就業と生活の一体的支援を行う障害者就業・生活支援センターの増設を促進すること。また職場定着のための援助者であるジョブコーチの養成をさらに拡充すること。

東京障害者職業能力開発校の実務作業コースを充実させるとともに、知的障害者、発達障害者、精神障害者の訓練ができるよう拡充すること。

新宿にある心身障害者職能開発センターにおける職業訓練機能を継続・充実させること。

都として障害者の雇用に拡大すること。パーキンソン病など障害者手帳をもたない障害者の雇用に拡充すること。

不況のもとで、ますます深刻になっている障害者の雇用の実態を東京都として調査し、障害者の職場開拓、定着等、現在の困難な就職状況にあった体制をとれるよう職員体制を充実すること。

(9) 高齢者の雇用就業の促進

雇用・就労の相談窓口を充実させ、職業紹介事業をひろげること。

区市町村が実施する高齢者の雇用就業促進事業に対し、財政支援を行うこと。仕事の発注機会をふやすこと。

高齢者就労支援に取り組むNPO法人などへの仕事発注をふやすこと。案内パンフレットを都の窓口にも置くなど、活動支援をすること。

シルバー人材センターで働く高齢者が安心して働けるように公的就労事業を確立すること。

高齢者の就労要求、就労実態など、実態調査を行うこと。

(10) 労働相談などの強化

東京都しごとセンターを直営にし、飯田橋以外にも、南部、東部、北部そして多摩地域に複数設置するなど、身近なところで技能講習等が受けられ、就労できるようにすること。

また、区市町村がこのような就労支援が行えるよう都としての支援を行うこと。

労働相談情報センターを労政事務所にもどすとともに、事務所を統廃合前に復元、相談員を増員するなど、第一線機能としての「労働110番」など、常設にして労働相談、調査などを拡充・強化すること。

事業者にたいし、労働関係法令の遵守を周知、徹底すること、また、労働者、特に若年者にたいしては労働法などを解説した冊子を増刷し、普及、啓発を一層すすめること。様々なメディアを使い雇用ルールの普及キャンペーンを行うこと。

国際労働機関（ILO）が採択した 8 時間労働制、解雇規制、パートタイム、家内労働条約などを批准するよう政府に強く働きかけるとともに、都としても、国際条約の水準にたつて労働条件の改善などの対策をとること。

中高年齢者の就業を支援するために、就業相談、情報収集と提供、技能研修などを総合的に行うセンターを開設すること。同様の区市町村のセンター設置を支援すること。および、正規従業員化への支援をすること。

民間職場での働いても生活保護水準以下の生活を強いられている実態、違法・脱法の雇用実態など、調査を行うこと。

女性、若年、パート、フリーター、派遣労働者、ニート、無業者等の総合実態調査をし、就職希望にそつて支援を行うこと。

「労働者共同保証協会」への出えん金、労働金庫へ原資を増額すること。

「勤労者互助共済制度」は、実施しているすべての区市町村を援助し、運営費助成の拡充をはかるとともに、全区市町村への設置をすすめ、都のセンターを整備すること。

(11)外国人労働者の生活と権利をまもる

国民健康保険及び政府管掌健康保険の適用を国に要求するとともに、健康診断を行うよう雇用主に啓発し、保健所等での検診のPRをすること。

外国人労働者を雇用している中小企業主にたいし、従業員住宅への援助など適切な援助策をはかること。

2 住まい・雇用・生活の一体的支援の推進

(1)国、区市町村と連携し、主要駅・繁華街などにおいて、住まい、就労、生活保護などの問題解決ための常設のワンストップ相談窓口を開設すること。

(2)住宅喪失者にたいして都営住宅、公社一般賃貸住宅などの公共住宅の一時利用を認め、一時的居住施設の確保に全力をあげること。

(3)所持金がほとんどつきるところまで追い込まれた失業者については、貸付ではない生活資金を支援すること。

(4)年末年始の相談体制を、国と連携して拡充すること。

3 生活福祉、低所得者への支援の充実

(1)低所得者等への生活支援の充実

低所得者にたいし、緊急生活応援手当を支給すること。

低所得者にたいする生活安定化総合対策事業を継続・拡充すること。対象要件を緩和し、

民間住宅への入居費用、職業訓練を受講する間の生活資金、塾代・大学受験料は、貸付でなく返済不要の給付にすること。

住居を喪失または喪失するおそれのある離職者にたいする住宅手当支給などの支援を、都独自に拡充すること。また、第2のセーフティネットが利用できない低所得者・離職者等にたいする生活・住まい・就労相談などを実施すること。

住居喪失不安定就労者をサポートする「T O K Y Oチャレンジネット」を継続し、新宿だけでなく渋谷、池袋、上野などにも開設するとともに、相談体制を拡充すること。

民間アパートや都営住宅を活用した介護職への就労支援を継続・拡充するとともに、介護職だけでなく他の分野にもひろげること。

家賃・住宅費の支援があれば生活保護を受けなくてすむ人を対象に、家賃助成または都独自の住宅手当を創設すること。

民間住宅の借り上げや、都独自の低家賃住宅整備支援事業の創設等により低家賃住宅の確保および整備をすすめるとともに、生活援助員の配置や訪問による支援を実施すること。

生活福祉資金、および女性福祉資金を拡充し、都独自の利子補給をひろげること。

無料低額診療事業を実施する医療機関および老人保健施設をふやすこと。

(2)生活保護の改善と充実

老齢加算をすみやかに再開するよう、国に求めること。

都加算援護を拡充し、健全育成事業の対象を高校生までひろげるとともに、夏冬の見舞金を再開すること。被保護者自立促進事業を着実に実施すること。

福祉事務所のケースワーカーをふやすこと。社会福祉主事の有資格者をふやすとともに、ケースワーカーの専門性を高める研修体制を確立すること。

技能習得費や就職支度費などのための生業扶助の利用を拡大すること。

医療扶助は医療券方式ではなく、医療証に改善すること。

生活保護の捕捉（ほそく）率調査を実施すること。被保護者への効果的な支援に関する調査研究を実施すること。

(3)生活保護施設（更生施設、宿所提供施設、救護施設）の充実

宿所提供施設などの生活保護施設を増設すること。

更生施設および宿所提供施設の職員配置基準を改善・拡充するとともに、利用者の地域生活移行を促進できるよう機能強化を図ること。救護施設に精神保健福祉士を加配すること。

更生施設や救護施設を退所してアパート等に転出後の支援を行う保護施設通所事業の定員枠を増やすとともに、現行では2年の利用期間の延長を可能にすること。宿所提供施設についても保護施設通所事業を認めること。

更生施設についても救護施設と同様に、近隣住宅の借り上げなどによるサテライト事業を認めること。

(4)無料低額宿泊所の改善

無料低額宿泊所の設置・運営基準および指導検査を強化すること。公設の宿泊所をふやすこと。

障害者やアルコール依存症の受け入れ・支援、通院介助、就労支援、地域生活移行などの先進的な取り組みを行っている一定基準以上の無料低額宿泊所を支援し、専門職員の配置等をすすめることにより、優良な宿泊所を育成すること。

要介護者など火災時に自力で避難できない人が入所している無料低額宿泊所が実施する、スプリンクラー設置など防火体制強化にたいし助成すること。

(5)路上生活者への支援の充実

緊急一時保護センターの縮小はしないこと。緊急一時保護センターおよび自立支援センタ

一の定員を大幅にふやすとともに、地域で自立生活ができ路上生活に戻ることにならないよう支援体制を強化すること。

路上生活者にたいする巡回相談事業を拡充し、実施か所をふやすこと。

ホームレスまたはホームレスになるおそれのある人にたいし、住まい・就労・生活への支援を行う緊急一時宿泊事業を、都独自に拡充すること。

山谷労働者にたいする常用雇用にむけた就労訓練を実施すること。

多摩地域の路上生活者支援事業を確立すること。

(6) 国民健康保険の充実

国民健康保険事業の広域化をやめ、国庫負担を抜本的にふやすよう、国に求めること。

国民健康保険料(税)の値上げをおさえ、引き下げができるよう、区市町村や国保組合への補助を拡充すること。特定健診への補助を継続・拡充すること。

前期高齢者交付金の国への返納にともなう保険料値上げをおさえるため、区市町村への貸付などの支援を行うこと。

医療費窓口負担および保険料の任意減免がひろがるよう、区市町村にたいする財政支援を行うこと。

被保険者証の返還命令および資格証明書の発行はしないよう、区市町村に働きかけること。

建設国保組合に対する都費補助金は、東京都国民健康保険委員会の答申をふまえ、医療費、経費の増嵩分をふくむ現行水準を確保すること。

建設国保組合が実施する生活習慣病予防対策事業やアスベスト疾患対策事業への財政支援を拡充すること。

国民健康保険組合を育成・強化すること。

4 熱中症にたいする総合対策の実施

(1) 被害の実態調査の推進、「熱中症警戒システム」の整備

熱中症による死亡者数について23区だけでなく市町村についても把握するなど、熱中症被害の実態にかんする情報収集・調査の体制を拡充・強化すること。

都内の各地域ごとの熱中症予測情報を、区市町村や都民に通知し注意をよびかける「熱中症警戒システム」を都として実施し、危険度が高い地域に注意報や警報を発令すること。

また、危険度に応じた行政、学校、施設、関係団体等の対応指針をつくり周知すること。

(2) 高齢者、低所得者への支援

熱中症の危険度を表示できる「携帯用熱中症計」やクールスカーフ、スポーツ飲料などを、ひとり暮らし高齢者等に配布するとともに、熱中症予防についての知識の普及・啓発を強化すること。

都の施設を「熱中症防止シェルター」として、高齢者をはじめ都民に開放すること。

高齢者世帯や低所得者にたいし、クーラー設置、夏季電気代への助成をおこなうこと。生活保護世帯にたいするクーラー設置を促進するとともに、都独自に夏季電気代加算を実施すること。

(3) 区市町村、学校への支援

都内全小中学校へのクーラー設置をいそぐこと。とりわけ23区に比べ設置が遅れている多摩地域への財政支援を拡充・強化すること。都立高校の特別教室、準備室等へのクー

ラー設置を促進すること。

熱中症対策にとりくむ区市町村への財政支援をおこなうこと。熱中症対策事業を、医療保健政策区市町村包括補助や、高齢社会対策区市町村包括補助の対象に加えること。

(4) 総合的な対策の推進

都として局横断の組織を設置し、都市づくりをふくめ総合的な熱中症対策を推進すること。職場における熱中症予防対策を強化し緊急対策を実施するよう、都として経営者団体、業界団体等に要請すること。

都市の高温化を促進する超高層ビルの建設を抑制することをはじめ、ヒートアイランド対策、および地球温暖化対策を抜本的に強化すること。

高齢者福祉にあらためて光をあてて拡充する

5 高齢者の医療の充実

(1) 高齢者医療制度への対応

後期高齢者医療制度をすみやかに廃止するとともに、70～74歳の医療費を2割負担に上げないよう、国に求めること。

後期高齢者医療広域連合への財政支援を拡充し、保険料の負担を軽減できるようにすること。また、健診事業への財政支援を拡充すること。

高齢者に資格証明書を発行しないよう、区市町村に働きかけること。

(2) 高齢者医療費の無料化、負担軽減の推進

都として、75歳以上の医療費を無料化すること。また、65～74歳についても医療費助成を実施し、段階的に無料化をすすめること。

高齢者の入院費用への助成を実施すること。

(3) 療養病床の整備促進

2012年度末までに医療療養病床を28,077床にふやす計画を実現できるよう、実効性のある施策を講じること。

地域に必要な療養病床を維持継続しふやすことができるよう、医療療養病床をもつ医療機関への運営費補助などの支援を実施すること。

療養病床の増設を促進するため、公有地を無償または低額で貸与すること。

(4) 健康長寿医療センターの拡充

健康長寿医療センターと老人総合研究所は、地方独立行政法人による運営をやめ、直営に戻して拡充すること。運営交付金を増額すること。

健康長寿医療センター、老人総合研究所、ナースングホームは、医療・研究・福祉の「三位一体」の連携体制をあらためて確立し、強化すること。

ナースングホームは、民営化による改築計画を中止し、直営を堅持して改築すること。

6 介護への支援の充実と負担軽減

(1) 介護保険料・利用料の負担軽減

都として介護保険料、利用料の減免制度をつくるとともに、保険料、利用料軽減を実施する区市町村への支援を行うこと。

都の生計困難者にたいする利用者負担軽減制度は、所得制限の緩和、老人保健施設・療養型施設にも適用するなど拡充し、対象者を大幅にふやすこと。

区分支給限度額をこえても訪問看護などの必要なサービスが利用できるよう、区分支給限度額をこえた人への負担軽減をはじめとした支援を実施すること。

(2) 在宅介護の充実

特別養護老人ホーム待機者をはじめ、重度の要介護への介護手当を創設すること。老人福祉手当を復活すること。

デイサービスの利用料、食事代の負担軽減助成を実施すること。

介護保険によるサービス給付が低下した要支援、軽度要介護者の生活・介護への支援策を拡充すること。

生活支援ヘルパー派遣、緊急ショートステイなど区市町村独自事業への財政支援を行うこと。

ショートステイの基盤整備にたいする支援を強化し、整備促進をはかること。

訪問看護のサービス量を確保するため、訪問看護ステーションのサテライト設置を推進すること。

訪問リハビリテーションの人材育成など、高齢者の在宅療養をささえる人材育成支援を実施すること。

服薬内容をはじめとした医療情報や緊急時の連絡先などを指定容器に入れて自宅冷蔵庫に保管する「救急医療情報キット事業」をひろげるため、財政支援を行うこと。

高齢者の在宅生活をささえるインフォーマルサービスの整備への支援を行うこと。

おむつ支給は、要介護4、5以外の在宅高齢者も対象にするなど拡充すること。

(3) 介護サービスの質の確保と利用者保護

デイサービス事業所で実施している宿泊事業の実態について調査し、利用者のプライバシーや安全の確保などについて改善をはかること。

介護支援専門員（ケアマネージャー）の資質向上にむけた具体策について、委員会を設置して検討し、具体化すること。また、在宅医療のサポートができる介護支援専門員の養成をすすめること。

介護サービス情報公開にともなう事業所調査費用および公表手数料の事業者負担をやめ、制度の改善をはかること。

客観性・公平性のある要介護認定が行われるよう、区市町村への支援を行うこと。苦情解決の体制整備を行う区市町村を支援し、サービス利用者を保護するしくみを強化すること。介護認定において、難病のパーキンソン、リウマチなど、1日の中で変化する症状などを十分考慮するよう、情報提供や研修事業を実施すること。

7 特別養護老人ホームなどの施設と住まいの整備

(1) 介護施設整備と運営の充実

特別養護老人ホームの増設を促進し、待機者解消をすすめること。用地費助成の復活をはじめ、用地確保と施設整備への補助を拡充すること。都有地貸与制度は、無償またはさらに低額にするなど拡充すること。

区市町村有地を活用して介護保険施設を整備する区市町村への財政支援を拡充すること。個室利用料助成の実施をはじめ、低所得者が特別養護老人ホームに入ることができる支援策を実施すること。

多床室など従来型特養への整備費補助を継続するとともに、地域密着型サービスの小規模特別養護老人ホームについても、多床室など従来型を補助対象にすること。

特別養護老人ホームによる「地域サテライト」や「逆デイサービス」を推進すること。そのために家賃、人件費、改築費等への補助を行うこと。

特別養護老人ホームにたいする都加算補助（人件費補助）を再開し、介護人材の賃金の引き上げと定着促進をはかること。

特別養護老人ホーム経営支援事業を継続・拡充し、医療的ケア、認知症ケアなどの専門機能強化を支援すること。

老人保健施設の緊急整備を実施し、施設整備費補助を引き上げること。老人保健施設のリハビリテーション、医療的ケアなどの機能強化を支援すること。

介護付有料老人ホームや無届け施設への指導検査を強化し、改善を促進すること。スプリンクラーの設置が義務づけられた施設等の防火設備費用への補助を継続、拡充すること。

(2) 養護老人ホームの整備と運営の充実

東京都における養護老人ホームのこれからのあり方を検討する委員会を設置し、施設関係者等との協議を行うこと。

養護老人ホームの増設・改築、個室化をすすめること。利用者の高齢化、重度化に対応するバリアフリーなどの施設・設備整備への財政支援を実施すること。

住所不定者の養護老人ホーム入所経費にたいする補助を創設すること。

都立養護老人ホームを存続し、増設・拡充すること。

(3) グループホーム、小規模多機能型施設の整備と運営の充実

認知症高齢者グループホーム整備への補助を拡充し、整備を促進すること。都有地の活用や用地費支援を拡充するとともに、賃借物件を活用する事業者にたいし借り上げ家賃補助を行うこと。

認知症高齢者グループホームの家賃助成の実施をはじめ、利用者負担を軽減すること。

利用者の重度化等に対応できるよう、認知症高齢者グループホームの職員配置を都独自に加算すること。看護職員配置への支援を行うこと。

小規模多機能型施設の整備促進にむけ、整備費や運営費への財政支援を行うこと。

(4) 多様な住まいの整備

医療・介護ケア付きで低家賃の高齢者住宅や、多様なサービスを併設した高齢者優良賃貸住宅、シルバーピアなどの整備を促進すること。

東京モデルの高齢者賃貸住宅、大都市型軽費老人ホームは、都市型誘導居住面積水準を満たしたものとすること。

所得に応じた利用料で入居できる生活支援ハウスの整備をすすめるため支援を行うこと。
軽費老人ホーム、およびケアハウスの整備促進にむけ整備費補助および運営費補助を拡充するとともに、用地費等補助を創設すること。

8 高齢者の福祉の充実

(1) 孤独死防止、ひとり暮らし高齢者などへの見守り支援の充実

地域における見守り支援の拠点整備をすすめること。シルバー交番事業を拡充すること。
シルバーピアなど高齢者住宅のほか、高齢者が多く住む地域や集合住宅にL S A（生活援助員）の配置をすすめること。L S Aにたいする研修などの支援を強化すること。

虚弱・ひとり暮らし高齢者等の実態調査を実施するとともに、区市町村が実施する見守りネットワーク整備への支援を拡充すること。

地域住民が中心となって実施する見守りなどのサポート組織の立ち上げを支援すること。
孤独死ゼロにむけ実態把握を行うとともに、全庁的な体制を整備し、総合的な孤独死防止推進事業を実施すること。監察医務院の改築を推進し、機能を拡充するとともに、多摩地域における検案体制を強化すること。

緊急通報システムへの補助を拡充するとともに、利用条件を緩和すること。高齢者安心電話事業、高齢者電話訪問補助を復活すること。

地域包括支援センターの機能強化をはかるため、ひとり暮らし高齢者支援担当職員の配置などにたいし財政支援を行うこと。

(2) 高齢者の孤立防止・社会参加の推進、生活支援の充実

シルバーパスを無料制度に戻すこと。当面、所得に応じて3000円などのパスの発行や、分割払い制度を導入すること。税制改定により住民税課税となった人の負担は1000円ですえおく経過措置を、新規申請の人もふくめ継続すること。

多摩都市モノレール、ゆりかもめ、隣接県バス路線、東京メトロにシルバーパスを適用すること。

老人クラブへの助成を拡充すること。

団塊世代や元気な高齢者の社会参加をひろげるため、地域活動、サークル活動などへの支援を行うこと。

自転車、火災などによる高齢者の事故防止対策を強化すること。

都立の博物館、美術館、公園など的高齢者入場料を無料に戻すこと。

高齢者世帯にたいする家賃助成を実施すること。

都内の無年金者の実態調査を行い、支援策について検討すること。

(3) 認知症にたいする支援の充実

すべての2次医療圏に認知症疾患医療センターを設置し、専門医による早期診断、専門医療相談、標準的な治療の普及、身体合併症への対応、認知症にかかわる人材育成、困難事例検討などを行うとともに、医療と介護が連携した地域支援体制づくりをすすめること。

認知症対応力向上研修を修了したかかりつけ医のフォローアップ研修を実施すること。

認知症デイサービスにおける延長サービス実施への財政支援を行うこと。

認知症高齢者を支援するサポーターの養成、および地域における認知症高齢者支援のネットワークづくりを促進すること。

認知症高齢者の家族にたいする相談・支援事業を拡充すること。

老人性認知症疾患専門病棟の確保病床をふやすこと。認知症高齢者が入院できる施設の看護、介護職員の都独自の加配を行うとともに、精神科医師を配置すること。
認知症の緊急・夜間の短期入院に対応できる医療機関確保のための補助を実施すること。
認知症の治療、予防法の確立・実用化をめざす研究事業をすすめること。
若年性認知症に適したサービスのあり方を検討・構築する若年性認知症支援モデル事業を拡充し、本格実施すること。

(4) 介護予防の充実

元気な高齢者の健康を維持し、生きがい活動を推進することや、地域における健康づくり活動を支援するなど、総合的な介護予防・寝たきりゼロ対策を推進すること。
介護予防の指導者・人材育成を進めるとともに、区市町村の介護予防サポートセンターへの支援を強化すること。介護予防の用具を設置した公園の整備をすすめること。

(5) 高齢者虐待防止対策の充実

都として総合的な高齢者虐待防止推進体制および研修体制等を拡充するとともに、高齢者虐待の実態調査を行うこと。
広域利用が可能な高齢者緊急シェルター（一時保護所）や、高齢者虐待相談通報センターを整備すること。特別養護老人ホーム等に緊急対応ベッドを確保すること。

少子化克服にむけた総合対策をすすめる

<h3>9 子どもの貧困打開など子育て支援の充実</h3>

(1) 保育、医療、教育、雇用、住宅など、重層的・総合的な少子化克服対策を実施すること。

(2) 経済的支援の充実

全庁的体制をつくり、子育て家庭の貧困対策を抜本的に強化すること。
小中学生の子どもの医療費助成は、外来200円の負担をなくし通院についても無料化すること。乳幼児医療費助成をふくめ所得制限はなくすること。
子どもの医療費助成を18歳まで拡大すること。
出産育児一時金を都独自に増額するとともに、妊婦健診への補助を継続・拡充し、自己負担無料化を実現するなど、妊娠・出産にかかる費用の無料化をすすめること。
不妊治療費助成を拡充すること。妊産婦医療費無料化を実施すること。
出産祝い金の支給、育児用品購入費への支援、出産・育児支援の都営交通無料パス交付を実施すること。
子育て家庭の3人乗り自転車を普及するため、購入費補助やレンタル事業を実施する区市町村への財政支援を行うこと。
3人目以降の子どもの子育て費用の負担軽減を総合的に推進すること。

(3) 地域における子育て環境の整備

都児童会館の廃止を中止し、存続・拡充すること。中高生用児童館の整備をはじめ中高生

の居場所づくりを推進すること。

子ども家庭支援センターの整備目標を引き上げ、増設・拡充すること。先駆型子ども家庭支援センターを全区市町村に整備すること。

産後の宿泊ケアやデイケアなどを実施する区市町村を支援する子育てスタート支援事業を拡充すること。区市町村の育児ヘルパー派遣事業にたいし、財政支援を行うこと。

病児・病後児保育を大幅にふやすため、財政支援を拡充すること。

理由を問わずに利用できる一時保育事業を拡充すること。ショートステイ、トワイライトステイなどを拡充すること。

子育てひろば事業を拡充すること。子育てサロンなどにとりくむ団体に補助を行う子育てひろばC型への支援を拡充し、社会福祉法人、NPO法人以外も補助対象にすること。子育てサークルの育成・支援を行うこと。

区市町村にたいし、子育て相談や子育てサークル活動等を行う子育て支援拠点施設の整備に要する費用を補助すること。

冒険遊び場（プレイパーク）の整備をすすめること。プレイリーダーの配置、および養成や研修、研究交流会等への支援を行うこと。

助産師、保健師による新生児や妊産婦の訪問相談・指導事業を拡充し、要支援家庭の早期発見・支援活動を強化すること。

小さな子どもを連れた親が安心して外出を楽しめるよう、おむつ替えや授乳などができる「赤ちゃん・ふらっと」の整備を促進すること。

赤ちゃんに絵本を贈り読み聞かせをする、ブックスタート事業を実施する区市町村にたいし財政支援を行うこと。

区市町村における子どもの事故防止センター整備への支援を行うとともに、医療機関における子どもの事故の事例検討など、子どもの事故防止対策を推進すること。

10代の出産・育児にたいする相談支援事業を実施すること。

(4) 仕事と子育ての両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進

中小企業が取り組む仕事と育児の両立支援に対する助成を拡充し、父親の育休取得支援を助成対象にすること。また、融資・公契約における優遇を実施すること。

父親の育児休業割当（パパ・クォータ）制度の導入、育児休業や育児期の短時間勤務制度の充実・普及、残業の抑制、正規・非正規社員の均等処遇をはじめ、仕事と家庭の両立支援の「東京ルール」の確立・合意形成をすすめること。

(5) 住宅確保への支援

都民住宅や公社住宅、公団住宅などを活用し、子ども部屋を確保できる広さがあって、家賃が安く、住みつづけられる公的住宅を確保すること。

子育て世帯や、新婚世帯にたいする家賃助成制度をつくること。

10 待機児解消にむけた保育の充実

(1) 子育て推進交付金は、従来の都加算補助の基準を明確にするとともに増額し、認可保育所、学童クラブの充実をすすめること。

(2) 認可保育所の増設と拡充

国にたいし、直接契約制度導入など認可保育所制度の改悪や「こども園」への一体化はしないこと、認可保育所の最低基準を引き上げ、財政措置を拡充することを求めること。都

は認可保育所の量・質の拡充を中心にすえた保育施策をすすめること。
待機児解消にむけ認可保育所の大幅な増設をすすめること。施設整備費への補助を拡充するとともに、認可保育園増設の年度別数値目標を設定すること。
認可保育所整備への用地費助成を創設すること。都用地の半額貸与制度を無料またはさらに低額に拡充し、活用を促進すること。また、区市町村有地を活用した保育所整備への財政支援を実施すること。賃貸物件により認可保育所を整備する場合の家賃補助を継続・拡充すること。
公立保育園の新設や増改築を行う区市町村にたいし、都独自に整備費、および運営費への補助を実施すること。
急増している待機児受け入れのため、公的施設の活用、認可外施設の認可施設への移行支援、閉園している保育所の再開、認可保育所の分園の増設などの「緊急対策」を、都と区市町村が協力してすすめること。
私立保育園等のサービス推進費補助は、経験年数加算を行うことをはじめ、改善と拡充・増額をはかること。努力・実績加算の要件緩和と単価の引き上げを実施すること。
保育人材確保と待遇改善を推進する事業を実施すること。区市町村が行う保育士の研修事業にたいし補助を行うこと。
2人目以降の保育料を無料化するため、区市町村にたいし財政支援を行うこと。
産休明け・0歳児保育、延長保育にたいする支援を拡充し、実施園を大幅にふやすこと。
障害児保育への支援を拡充すること。
アトピー性皮膚炎などアレルギー性疾患の子どもにたいする給食食材費への補助を行うこと。「食育」への支援を行うこと。

(3) 認証保育所制度の改善

営利企業の参入は中止し、非営利原則を明確にすること。
補助金と保育料による運営費の用途基準を、認可保育所と同じ基準で明確に定め、株式配当などに使うことや融資の担保にすることは禁止すること。
営利企業による認証保育所の全面的な実態調査を実施すること。
虚偽申請などの不正が明らかになった場合、介護保険制度と同様、その事業者が運営する系列園に同じ処分を適用する「連座制」を、認証保育所にも導入すること。
認証審査や指導検査を抜本的に改善・強化すること。
職員配置や面積などの設置・運営基準を改善すること。6割以上となっている有資格者(保育士)の割合を引き上げ、10割を原則にすること。

(4) 保育室、認証保育所B型の充実

保育室制度を存続・拡充すること。保育室の新設を再開し、補助対象にすること。
保育室から認証保育所へ移行する場合の施設改修費補助を継続すること。
保育室から移行した認証保育所への運営費補助は、定員定額制にすること。また、家賃や施設整備費を補助すること。
個人立の認証保育所B型の園が、NPO法人の取得を希望する場合、A型への移行を前提とせずB型のまま認めること。
個人立の施設で、設置者・園長が交代する場合は、新規扱いとするのではなく、施設の継続として認めること。
障害児加算補助、子どもの安全対策設備に対する補助、家賃補助や施設整備費補助を実施すること。
認可保育所への移行を希望する保育室や認証保育所への支援を行うこと。

(5) 家庭福祉員制度などの充実

家庭福祉員への補助を拡充し、代替保育確保、補助員の雇用、自宅以外で実施する場合の

賃借料、自宅等の改修費、複数の家庭福祉員による共同実施などへの補助を継続・拡充すること。

ファミリー・サポートセンター事業を全区市町村にひろげるよう支援を行うこと。

(6)認定こども園の施設整備及び職員配置、職員の資格等については、認可幼稚園と認可保育所の双方の現行水準を堅持し、それぞれ高い方の基準を守るようにすること。

(7)学童保育の充実

児童1人あたりの面積、指導員1人あたりの児童数などについて、都として「学童保育の設置・運営基準」を策定すること。都の学童保育のガイドラインを、国が定めた「放課後児童クラブのガイドライン」の水準まで引き上げること。

待機児を解消し大規模化を是正するため、都として学童保育所の整備計画をつくり、増設をすすめること。建物改修など施設整備費、および運営費への財政支援を拡充すること。大規模学童保育所のきちんとした分離・分割がすすむよう、財政支援を行うこと。

学童保育指導員の確保・待遇改善への支援、専門性向上のための研修を実施すること。

保育時間の延長、対象学年の拡大、土曜保育、障害児の受け入れ等を促進するため、区市町村への財政支援を強化すること。障害児加算を拡充するとともに、障害児保育についての職員研修を実施すること。

「すべての児童を対象とする」全児童対策事業との統合は認めないこと。学童保育と全児童対策事業は、それぞれ独自に拡充すること。

1.1 ひとり親家庭への支援と女性福祉の充実

(1)ひとり親家庭への支援の充実

高等技能訓練促進費を継続・拡充すること。課税世帯にも全額支給すること。支給期間を拡大し、専門学校修学の全期間の授業料を支援するとともに、入学金も対象にすること。在宅就業支援事業を改善・拡充するとともに、母子家庭等就業・支援センターを増設すること。

ひとり親家庭ホームヘルプ事業は、派遣時間の延長、派遣条件の緩和、職業訓練中の利用日数の拡大など、拡充すること。利用料を無料化または軽減すること。

NPOなどが取り組むひとり親家庭の相談・支援事業にたいし財政支援を行うこと。

高卒資格のない母子家庭の母の高卒資格取得への支援、若年母子世帯への支援を実施すること。

都営住宅のひとり親家庭むけ募集枠を拡大し、母子住宅の住戸改善など居住水準を向上させること。ひとり親家庭への家賃助成を創設すること。

児童育成手当を増額するとともに、支給対象年齢を引き上げ、所得制限は撤廃すること。

ひとり親家庭医療費助成の所得制限を元に戻し、拡充すること。

母子福祉資金貸付は、保証人不要を徹底すること。

父子家庭への支援を拡充すること。

(2)母子生活支援施設、婦人保護施設の充実

母子生活支援施設の広域利用を促進するとともに、施設の増設・改築への支援を促進すること。暴力被害、外国籍、精神的課題等をかかえる母子への多様な支援を充実させること。婦人保護施設で実施されている地域生活移行支援「ステップハウス」の運営費、家賃への補助を実施すること。また、地域生活移行支援の専門要員を配置できるよう支援すること。

婦人保護施設における保育室、学童の学習室、プレイルームなどの施設整備、および同伴児の健康診断費用を補助すること。

性被害者回復支援センターを設立すること。

女性相談センターを拡充し、機能強化を進めること。市町での婦人相談員の配置ができるよう支援すること。

都立母子生活支援施設、婦人保護施設の民間移譲をやめ、都立施設として継続・拡充すること。

1 2 社会的養護の充実

(1) 児童養護施設等の充実

児童養護施設の大増設計画を早急につくり、緊急整備をすすめること。施設整備費補助を拡充するとともに、所有地を無償または低額で貸与すること。

街中に設置できる小規模児童養護施設の制度を都独自に創設すること。

多様な特色あるグループホームの設置を促進し、運営への支援を実施・拡充すること。

児童養護施設の職員配置基準を改善・拡充するとともに、看護師の配置や心理的ケアの充実をすすめること。面積基準を改善し1室4名以下にするとともに、入所児童の処遇改善に資する施設整備への補助を行うこと。

治療的・専門的ケアが実施できる専門機能強化型児童養護施設をふやすとともに、保育士、指導員の加配など制度の拡充をはかること。都立施設を、専門機能強化の対象にすること。虐待などにより重い情緒・行動上の問題をもつ児童の治療的養育・ケアを行う「新たな治療的ケア施設」の整備をすすめること。情緒障害児短期治療施設を整備すること。

多様化するケアニーズへの対応力を強化する人材育成、および人材の確保・定着への支援を強化すること。

18歳以降の社会的養護を都独自に確立し、20歳～22歳頃まで社会的養護の継続ができるようにし、住居費や健康保険料、生活費、学費などへの支援を行うこと。就労支援など児童養護施設退所後の支援を強化すること。

自立援助ホームの機能を拡充するとともに、整備促進をはかること。

医療・福祉が連携した病虚弱児の施設整備を行うこと。また、病虚弱児の実態調査を行い、福祉、医療、教育の総合的な支援対策を構築すること。

都立児童養護施設を拡充し、民間移譲をやめること。

(2) 乳児院の充実

職員配置基準を改善・拡充し、通院付き添い加算の新設等により直接処遇職員をふやすこと。里親支援、フレンドホーム支援および地域支援担当の専門職員を配置すること。

被虐待児などの小規模グループケアを促進するため、個別ケア職員の配置を支援すること。

病虚弱児にたいする十分な医療的ケア体制、および一時保護機能をもつ乳児院を、都立小児総合医療センターに併設すること。

予防接種における施設の経費負担を軽減すること。

(3) 養育家庭への支援の充実

里親支援機関をすべての児童相談所に設置するとともに、職員体制を拡充し、養育家庭を総合的に支援する体制を強化すること。

多様な体験をし、視野をひろげることができるよう、高校生の経費を増額すること。

高卒後22歳頃まで、住居費や健康保険料、生活費、学費などの支給や、相談支援を受けることができるようにすること。同居を継続したり保証人になるなど、措置解除後もかわりをもつ里親への支援を行うこと。

1.3 児童虐待防止対策の推進

(1) 児童相談所の充実

児童福祉司、児童心理司を大幅にふやし、夜間・休日をふくめ365日24時間対応できる体制を整備すること。

児童福祉司、児童心理司を安定的・継続的に確保・育成する中長期的計画をつくり、ただちに具体化に着手すること。児童相談所の任期付や非常勤の職員で実績・経験のある人、福祉の有資格者からの採用・登用をひろげること。

児童相談所を増設すること。

情緒障害児等の治療指導事業を拡充すること。

(2) 一時保護所の充実

一時保護所を増設し、定員枠を大幅にふやすこと。休止している墨田一時保護所を再開すること。

子どもたちが少人数のおちついた環境で生活できるよう、一時保護所の施設設備と職員配置の基準を都独自に定め、拡充すること。

一時保護所に教員の配置、分校や分教室を設置し、小中学生、高校生への教育保障を充実させること。

(3) 子育て家庭の孤立の打開、相談支援体制の充実

先駆型子ども家庭支援センターへの虐待対策ワーカーの増配置、虐待対策コーディネーターの配置をすすめるため財政支援を行い、区市町村の虐待対応力を強化すること。虐待対策ワーカー、コーディネーターの児童相談所での長期研修を実施すること。

院内虐待対策委員会の設置、事例検討など、医療機関における虐待対応強化事業を推進・拡充すること。児童死亡原因の全件検証を実施すること。

全家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」と「新生児訪問事業」の連携を促進し、全区市町村で実施できるよう支援すること。

産後うつ対策事業を実施し、保護者の心のケアへの支援を強化すること。

区市町村による要支援家庭にたいする見守りや訪問、家事・育児・保育所への送迎などにたいするヘルパー派遣、子どもの学習支援など、利用料が無料または低額で使いやすい支援を拡充すること。

施設退所後の児童にたいする区市町村の家庭復帰後のアフターケア機能の強化をはじめ、家庭復帰支援体制を拡充すること。

学校へのスクール・ソーシャルワーカーの配置を促進すること。子どもへの暴力防止を推進するCAPプログラムなどの学校、児童福祉施設等への導入をすすめること。

オレンジリボンキャンペーンをはじめ、児童虐待防止の普及啓発を強化すること。

「東京都虐待防止白書(仮称)」を定期的に発行すること。

(4) 「子どもの権利条約」にもとづく施策の推進

「東京都子どもの権利条例」を制定し、子どもの権利擁護システムを構築すること。
子どもの権利擁護専門相談事業を拡充するとともに、子どもの権利擁護委員会の機能強化をすすめ、第三者機関として確立すること。

障害者や難病患者などの生活と権利をまもる

1 4 障害者の全面参加と平等の推進

(1) 障害者自立支援法をすみやかに廃止し、人間らしく生きることを保障する総合的な障害者福祉法を、障害当事者の参加ですみやかにつくるよう国に求めること。

(2) 利用者負担減免、経済的支援の充実

都独自の利用者負担軽減制度を継続・拡充するとともに、住民税非課税など所得の少ない障害者については、自立支援法の利用者負担を都独自に無料化すること。重度心身障害者手当、障害者扶養年金などを所得認定にしないこと。

自立支援法の利用者負担減免を実施する区市町村への財政支援を行うこと。

心身障害者福祉手当、児童育成手当（障害手当）、重度心身障害者手当を増額すること。また、心身障害者（児）医療費助成もふくめ所得制限を緩和するとともに、65歳以上の新規申請を再開するなど、経済給付の事業の改悪をもとにもどし、拡充すること。

無年金障害者をふくめ障害者の総合的な所得保障、経済的支援策を都として確立すること。

児童福祉施設の入所については「契約」でなく、児童福祉法にもとづく「措置」を原則にすること。

(3) サービス基盤整備、住まいの確保への支援の充実

障害者（児）施設整備助成、用地取得費貸付事業を拡充すること。

グループホーム、ケアホームの整備を促進すること。また入所施設の役割を重視し、計画的に施設整備を進めること。

グループホームなどの防災設備整備への助成を実施すること。

障害者が単身または家族・介助者と入居できる都営住宅、車いす用都営住宅、低家賃の公的住宅整備を促進すること。民間賃貸住宅に入居している障害者に、家賃助成を行うこと。

(4) 施設・事業所のサービス水準維持、人材の待遇改善への支援の充実

障害者施設にたいするサービス推進費補助を拡充・増額し、精神障害者施設も対象にすること。都の「再構築」案は、運営費が減額となる施設が生じないように、再検討すること。

障害者施設・事業所の人材不足を打開するため、人材確保、定着促進、賃金引き上げ、待遇改善のための都独自補助（人件費補助）を実施すること。

自立支援法による施設運営費の減収保障、新体系に移行する事業者への支援等を行う臨時特例交付金事業を継続、拡充すること。

都立指定管理施設における職員の処遇改善をはかるため、事業者への助成を行うこと。

社会福祉法人等の運営する障害者施設・事業所が、新体系に移行する際に必要となる改修や備品購入などへの補助を実施すること。

小規模作業所が担ってきた柔軟な機能が今後も維持できるよう、支援を行うこと。また小規模作業所が新体系に移行後も安定した運営ができるよう、期限をつけない移行加算、移行時の貸付制度、事務職員確保の都加算補助などを継続、拡充すること。

グループホーム、ケアホームの現行の運営費補助および家賃補助を拡充すること。また利用者の高齢化に対応できるよう職員加配等への支援を行うこと。

(5) 都独自事業の継続・拡充、区市町村への支援の強化

「心身障害者（児）通所訓練事業」「地域デイグループ事業」を今後も継続し、補助を拡充すること。新規のグループも捕縄対象にすること。

障害者・障害者団体の各区市町村の範囲をこえた広域的・専門的活動、各区市町村では人数の少ない障害者、障害者団体などにたいする都の支援を拡充・強化すること。

移動支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付などの区市町村地域生活支援事業を拡充するため区市町村への財政支援を行い、自治体間格差が生じないようにすること。

区市町村が実施するタクシー券給付事業およびガソリン代助成事業などに財政支援を行うこと。日常生活用具給付の給付対象を、都独自に拡充すること。

障害程度区分については、障害ごとの特性と、障害者の生活実態が反映されるようにすること。

介護保険利用の障害者が、サービス供給量の低下、費用負担の増大にならないよう、都と区市町村が連携した対策をすすめること。

保護者または家族の疾病等により、家族による介護が困難となった障害者（児）を緊急に一時保護する区市町村にたいし補助を行うこと。

(6) 障害者の就労支援の充実

知的障害、視覚、聴覚、肢体不自由、内部障害、精神障害など、障害別のきめ細かい就労支援・雇用確保計画を策定し推進すること。都および監理団体への雇用を拡大すること。チャレンジ雇用を拡大すること。都庁でのチャレンジ雇用は、すべての障害に対象範囲をひろげ、対象者を大幅にふやすとともに、試用期間の延長、正規雇用につなげるなど拡充すること。

都の公契約において、障害者雇用をすすめている事業者への優先発注などのしくみを導入すること。障害者授産施設・作業所との随意契約をふやすこと。

障害者の職業訓練、およびジョブコーチをはじめとした職場定着支援事業を拡充・強化すること。内部障害者にもジョブコーチ制度を導入すること。

職域開拓や特例子会社設立への支援を継続・拡充するとともに、障害者の創業支援、在宅ワーク支援、地域障害者就労支援の事業を実施すること。

障害者雇用の啓発事業を実施するとともに、区市町村就労支援センターの活用促進をはかること。また福祉施設を利用している障害者の職場実習体験への支援をおこなうこと。

授産施設や小規模作業所等の新たな仕事の開拓、製品の開発、販路拡大、共同受注などを支援し、工賃アップを推進すること。自主製品の展示即売会、発注・受注のマッチングを促進する相談会などを実施すること。

(7) 社会参加の促進

国連障害者権利条約の早期批准にむけ、都として障害者の権利保障を拡充するとともに、障害者・都民参加のもとに「障害者差別禁止条例（仮称）」を制定すること。

障害者の虐待防止対策を推進すること。

東京都障害者福祉会館を、障害者の社会参加の拠点と位置づけ、施設・設備、サービスを

改善、拡充すること。東京都障害者社会参加推進センターの充実を進めること。
ITに関する利用支援・情報提供など総合的なIT支援体制整備を進めること。
休養ホーム事業は、対象施設、宿泊回数を拡大し、利用者負担の軽減すること。精神障害者、難病患者も対象にすること。

(8) 知的障害者への支援の充実

生活訓練と就労継続支援を一体化した通勤寮の機能を継続させるとともに、その機能を生かした就労支援策を強化すること。

都外施設がはたしてきた役割を大事にし、利用者・家族への支援を強化すること。都外施設入所者の高齢化に対応するため、施設改修等への補助を行うこと。都外のグループホームでも、都内のグループホームと同じ水準の支援が受けられるようにすること。

知的障害者の本人活動にたいする支援を行うこと。

(9) 聴覚障害者、中途失聴・難聴者への支援の充実

障害者権利条約の理念にもとづいて、手話と文字情報による情報保障を推進すること。また国にたいし、すべての聴覚障害者に情報アクセス・コミュニケーションの権利を保障する法制度の制定を求めること。

広域的・専門的な都レベルの手話通訳者派遣事業の再開、またはコミュニケーション支援広域派遣事業を新設すること。

広域的利用、および個人のみでなく集まりの場の主催者が利用できる都独自の要約筆記者派遣事業を再開・新設すること。

手話通訳等派遣センターに常勤の手話通訳者を設置すること。

全国手話通訳者統一試験を「人材養成促進事業」として実施すること。

手話通訳者、要約筆記者を大幅にふやすため養成事業を拡充するとともに、中途失聴・難聴者手話講習会の指導者養成を実施すること。

聴覚障害者、および中途失聴・難聴者対象の相談員事業を実施すること。

聴覚障害者にたいする震災など大規模災害時の支援体制を構築すること。

聴覚障害者用火災警報器の普及を促進し、購入・設置費への支援を行うこと。

磁気ループの普及促進事業を実施すること。

補聴器の利用・調整に関する相談・支援業を実施するとともに、医療機関における補聴器外来の実施を支援すること。

聴覚障害者生活支援センターの民間移譲をやめ、都立施設として継続・拡充すること。

(10) 視力障害者への支援の充実

特別養護老人ホームで働く視力障害者のあんまマッサージ指圧師にたいする補助制度を継続するとともに、視力障害を有するすべてのあんまマッサージ指圧師にたいする補助制度に拡充すること。

都職員採用試験 類および別枠採用制度で点字試験を実施し、都職員として視力障害者の雇用をすすめること。

盲導犬をはじめ補助犬給付事業を拡充し利用を促進するとともに、所得の少ない人への飼育費補助を再開すること。補助犬育成への補助を行うこと。

視覚障害者生活支援センターを都立施設として継続・拡充するとともに、入所事業を継続すること。

(11) 盲ろう者への支援の充実

盲ろう者への通訳・介助者の派遣時間をふやすこと。

通訳・介助者派遣事業を安定的に運営できる人員配置が可能になるよう、事務費を増額すること。

通訳・介助者に支払う手当の単価を、盲ろう者の「通訳・介助」という専門性にふさわしい水準になるよう引き上げること。

質の高い通訳・介助者を養成できるよう、通訳・介助者養成研修事業を拡充すること。

盲ろう者支援センター事業の職員体制を充実できるよう財政支援を行うこと。米国の「ヘレンケラー・ナショナルセンター」での職員研修が実施できるよう支援すること。

盲ろう者が孤立することなく地域で生活できるよう、盲ろう者むけのグループホーム整備事業を創設すること。

(12) 肢体不自由児者への支援の充実

高齢化や二次障害などにより常時医療ケアが必要になった時も重度身体障害者グループホームが利用できるよう、看護師派遣などの対策を実施すること。また都営住宅を、重度身体障害者グループホームとして活用できるようにすること。

重度ではないが、生活介護を受けながら生活できる身体障害者のケアホーム制度を実施すること。

重度訪問介護事業者にたいする重度障害者の受け入れ促進にむけた支援を継続すること。

(13) 重症心身障害児者への支援の充実

重症心身障害児施設における看護師確保緊急対策事業を拡充し、院内研修、復職研修などを実施すること。府中療育センターをはじめ重症心身障害児施設の看護師の待遇改善、職場勤務環境改善をすすめること。

入所施設、およびショートステイ、通所事業の増設をすすめること。とりわけショートステイについて利用実態調査を行い、大幅増床を急ぐこと。

ショートステイ施設、および民間医療型施設において高い看護技術をもった看護師を配置し、重症心身障害児（者）の受け入れ促進をはかること。

重症心身障害児在宅療育支援センターの設置、訪問看護師等育成研修、地域連携会議の開催など、重症心身障害児の在宅療育支援事業を実施すること。

重症心身障害者（児）の訪問看護事業を拡充すること。

都立府中療育センターの改築を、家族会や職員の意見を尊重しつつ推進するとともに、PFI導入の検討はやめ、都立直営を堅持すること。都立北療育医療センター城北分園は改築にともない入所病床を整備すること。城南分園の指定管理者導入はしないこと。

重症心身障害児者の通所事業は、都の事業として今後も通所事業を存続・拡充すること。超重症児対応の特別枠として看護師を増員すること。療育時間の延長、園外活動、ナイトケア（宿泊訓練）などに補助を行うこと。

西多摩療育支援センターをはじめ、通所事業の送迎バスを増車するとともに、気管切開している人も送迎バスに乗れるようにすること。幼児部も送迎バスを利用できるようにすること。

全介助の重症心身障害者が地域で生活できるケアホーム、グループホームを整備すること。

(14) オストメイト（人工肛門・人工膀胱を保有している人）への支援の充実

オストメイト社会適応訓練事業に対する補助を増額・拡充すること。

オストメイト・トイレの整備・普及を促進するとともに、自家用オストメイト・トイレ設置への補助を行うこと。

(15) 喉頭摘出者、吃音症の人への支援の充実

喉頭摘出者の発声訓練等に対する補助を、増額・拡充すること。

吃音者発声訓練事業に対する補助を再開すること。また吃音治療の専門家の養成をはじめとした治療体制、吃音症の人にたいする相談支援体制を整備すること。

(16) 精神障害者への支援の充実

精神疾患を、がん、循環器疾患とならぶ三大疾患のひとつと位置づけ、当事者と家族の願いにこたえることを基本にすえて、精神保健・医療・福祉施策を抜本的に拡充すること。国にたいし「精神疾患対策基本法（仮称）」を制定するよう求めるとともに、都として「東京都精神疾患対策推進計画」をつくること。

精神疾患の予防および早期発見・早期支援のための施策をとくに重視し、拡充すること。都立松沢病院で実施している青年期外来・ユースサポートセンターを拡充するとともに、地域の内科等の医師に精神疾患に関する研修を行うこと。

学校教育で、精神保健、心の健康に関する教育、正しい知識の普及を実施すること。

医師、精神保健福祉士など多職種による早期支援、危機介入などの「訪問支援（アウトリーチ）チーム」を保健所や医療機関等に設置し、地域生活をつづけることができるよう当事者と家族を支援する体制を構築すること。

中部、多摩総合精神保健福祉センターの地域生活移行支援の宿泊施設ホステルと病室の廃止は中止し継続するとともに、身近な地域へのホステルの整備をすすめること。

地域で生活する精神障害者の状態が悪化した際に、気軽に利用できる一時宿泊施設やショートステイの整備をすすめること。

退院促進事業を拡充すること。また精神科救急医療を拡充すること。

精神障害者の就労支援、職場定着への支援を拡充すること。精神科医療機関の従事者にたいする就労支援研修を実施すること。社会適応訓練事業を拡充すること。

心身障害者福祉手当を「障害者福祉手当」とし、精神障害者にも支給すること。心身障害者（児）医療費助成も同様に、精神障害者も対象にすること。身体、知的障害者との福祉サービスの格差是正をすすめること。

自立支援医療費を無料化するとともに、申請における診断書料への助成を行うこと。

精神障害者の相談員制度を実施すること。

地域活動支援センターの機能強化を推進し、ピアスタッフ、ピアカウンセラーの配置を支援すること。ピアカウンセラー養成事業を実施すること。

区市町村や医療機関が実施する精神障害者デイケアの拡充にむけ、支援を行うこと。

当事者団体の活動への助成を行うこと。

グループホーム、ケアホームを増設するとともに、グループホームの退去者にたいするアフターケアを支援すること。

公的保証人制度の整備をはじめ、精神障害者の賃貸住宅への入居支援を拡充すること。

精神障害者授産施設にたいする運営補助を拡充すること。サービス推進費補助は、精神障害者の特性に応じた加算が算定されるよう再検討すること。

アルコール性疾患の専門病床をふやすこと。アルコール性疾患への支援を行う作業所等への支援を強化すること。

(17) てんかんのある人への支援の充実

「てんかん生活支援センター」に対し、運営費補助を行うこと。

てんかんのある人にたいする医療・福祉施策、相談支援体制を整備、拡充すること。てんかんのある人の相談事業を「てんかん生活支援センター」の委託事業として実施すること。

てんかんに対する正しい知識と理解を定着させるための啓発・研修事業を実施すること。

(18) 発達障害者への支援の充実

専門的人材の育成など発達障害者支援体制整備を推進すること。

区市町村による成人の発達障害者支援の先駆的取り組みにたいし財政支援を行うこと。
発達障害児の早期発見と、児童デイサービスや通園施設を活用した巡回指導など療育支援体制を整備すること。学齢期における余暇支援、ショートステイ機能の整備、児童相談所での相談機能強化をすすめること。

都の発達障害者支援センターを、区東部地域や多摩地域にも整備するとともに、身近な地域における相談支援体制整備をすすめるため区市町村への支援を行うこと。

発達障害者（児）の生活実態調査を実施すること。

(19) 高次脳機能障害者への支援の充実

高次脳機能障害者の相談支援体制を整備、拡充すること。すべての区市町村に支援拠点を設置するとともに、高次脳機能障害者支援員を配置し、身近な地域での支援の充実をすすめること。

高次脳機能障害者のリハビリテーション施設をふやすなど、専門的リハビリテーション体制の充実をはかること。相談支援員の養成、医療従事者研修の推進、福祉サービス利用をはじめとした社会復帰支援を拡充すること。

(20) 性同一性障害への支援の推進

性同一性障害に対する正しい知識の普及、および差別や人権侵害が起らないようにする施策を推進すること。

性同一性障害医療を実施できる医療機関の整備を進めること。

1 5 難病患者などへの支援の充実

(1) 難病対策の充実

予防治療も重視し、難病の早期発見、早期治療体制を確立・推進すること。難病の原因究明と治療研究を促進するとともに、難病にたいする知識の普及・啓発をすすめること。

難病医療費助成の対象疾病を存続・拡充すること。骨髄異形成症候群（低リスク不応性貧血のRA・RARSのみ）等を加えること。

難病相談・支援センターへの委託事業を拡充し、専門相談員、相談支援員、ピア相談員をふやすこと。またインターネットによる相談を実施するとともに、就労相談の機能がはたせるようにすること。

区市町村障害者就労支援事業の対象に難病患者も加えるなど、障害者手帳をもっていない難病患者にたいする雇用・就労支援を強化すること。

難病患者にも福祉手当を支給すること。都営交通の無料パスを交付するとともに、民営バスの運賃割引制度を実施すること。タクシーの割引制度をつくること。

線維筋痛症、脳脊髄液減少症などについて、診断・治療できる医療機関の整備、医療費負担軽減などの支援策を講じること。

各都立病院に難病専門医を適正に配置し、患者増に見合う専門医療窓口および施設を拡充すること。

内部障害者更生施設・清瀬園を存続・拡充し、身体障害者手帳をもっていない難病患者等も利用できるようにするとともに、新たな訓練コースを設置すること。

(2) ALSなど神経難病患者への支援の充実

在宅難病患者緊急一時入院事業を拡充し、指定病院、および病床数を増やすこと。家族が

付き添わなくてよいよう医療関係者への教育研修を行うとともに、常時、見守りが必要な患者に対しては入院中も重度訪問介護のヘルパーの付き添いを認めること。

神経難病ネットワーク事業を拡充し、拠点病院、協力病院、および病床数をふやすこと。人工呼吸器使用重症患者等が安心して長期療養できるよう、拠点病院、協力病院への支援を強化すること。

在宅難病患者医療機器貸与・整備事業、人工呼吸器使用難病患者訪問看護を拡充し、安心して在宅療養ができる環境整備を推進すること。

呼吸不安を抱えて日常生活をおくる筋ジストロフィー患者が、日常生活用具給付事業においてパルスオキシメーターの給付を受けることができるようにすること。

都立神経病院の在宅療養支援をはじめとした医療看護体制を拡充すること。

(3) 肝炎患者への支援の充実

ウイルス肝炎の医療費助成を拡充し、肝炎治療の一部に限定せず、慢性肝炎、肝硬変、肝がんを医療費助成の対象にすること。

肝疾患診療連携拠点病院を指定し、患者支援および肝疾患診療体制の強化、治療水準の向上をはかること。

肝炎患者およびウイルス保持者が、療養や日常生活等について相談できる肝臓病専門医による相談窓口を設置すること。肝疾患診療連携拠点病院に相談センターを設置すること。

かかりつけ医と肝臓専門医が連携する診療ネットワークを、都内全域に整備すること。

健康増進法にもとづく肝炎ウイルス検診を推進し、受診率向上にむけ区市町村を支援すること。受診機会を確保するため都保健所で肝炎ウイルス検査を実施すること。

1次検診で発見されたウイルス肝炎患者が、確実に精密検診、早期治療を受けることができるようにする対策を強化すること。

(4) 腎臓病患者への支援の充実

腎臓病の研究、予防、治療から社会復帰までふくめた腎疾患総合対策を確立すること。

透析患者にたいする東京都医療費助成制度を維持・拡充し、患者の負担軽減をすすめること。国の所得基準をこえる人も医療費助成の対象にすること。

腎臓病の早期発見のため、特定健診でクレアチニン検査を実施する区市町村への財政支援を行うこと。

慢性腎臓病（CKD）患者の早期発見・早期治療のための対策を推進・強化すること。

高齢化がすすむ透析患者が入院できる療養病床確保をすすめること。

献腎移植の普及をはじめ腎移植体制を強化すること。

都立病院に腎臓病の早期治療から腎移植手術まで可能な腎総合センターを設置するとともに、腎外来設置を推進し、外来透析および夜間、休日透析を実施すること。

大久保病院は、腎不全センターの機能を拡充し、合併症への対応を強化すること。

要介護透析者の通院移送サービスを実施すること。島しょの高齢透析患者の送迎への補助を行うこと。

(5) リウマチ・膠原病患者への支援の充実

身近な病院で「リウマチ教室」を開催し、正しい知識を学習できるようにすること。

都立病院の膠原病科、リウマチ科を存続・拡充すること。

(6) パーキンソン病患者への支援の充実

パーキンソン病と診断され投薬を開始した段階で難病医療費助成の対象にすること。

介護保険の要介護認定において、パーキンソン病の1日にしめる状態を総合的にみた判定となるよう、情報提供や研修事業を実施すること。

(7) 呼吸器患者への支援の充実

在宅酸素濃縮装置の電気代助成を行うとともに、在宅酸素療養患者の医療費負担を軽減すること。パルスオキシメーター購入費への助成を行うこと。

呼吸器リハビリテーション（呼吸理学療法）の普及・研修をすすめるとともに、在宅酸素療養患者の医療・福祉が連携した地域ケア支援体制を整備すること。

都立清瀬喜望園、および酸素対応可能な老人保健施設等で、呼吸機能障害者のショートステイ、デイサービスを実施すること。

酸素対応可能な特別養護老人ホーム、老人保健施設等を整備するため支援を行うこと。

(8) ハンセン病元患者の人権回復、社会復帰に対する支援を抜本的に強化すること。

福祉をささえる基盤をかためる

16 福祉人材への支援と地域福祉の推進

(1) 福祉・介護人材の確保・定着対策の拡充

福祉・介護人材の賃金の引き上げをはじめとした抜本的な待遇改善、定着促進、増配置をすすめるため、都独自の人件費補助を実施すること。

民間社会福祉施設サービス推進費補助は、経験年数加算を行うことをはじめ、改善・拡充・増額すること。努力・実績加算の要件緩和と単価の引き上げを実施すること。

介護職員、障害者福祉サービス等従事職員の待遇改善事業を実施し、職員の賃金の改善をはかること。国の臨時特例交付金の対象外の施設、事業者等も、都独自に対象にすること。

介護職員の介護福祉士資格取得への支援を行うこと。

適切にたんの吸引など医療的ケアをおこなうことができる介護職員等を養成するための研修事業を実施すること。

介護人材育成・職場環境改善等支援事業、および介護人材確保支援事業を継続・拡充すること。社会福祉法人等が実施する福祉・介護人材フォーラムなどの人材確保対策を支援すること。

介護福祉士等修学資金の貸与事業を拡充すること。低所得者の償還免除要件緩和は継続すること。

(2) 地域福祉の推進、利用者支援の充実

住民の地域福祉活動を支援する地域福祉コーディネーターの養成、配置促進事業を実施すること。

介護保険などの制度のすき間をうめ、地域に密着した有償家事援助、配食、移送などのきめ細かい在宅サービスを提供している住民参加型団体を支援する地域福祉推進事業を拡充し、実施区市町村、対象団体を大幅にふやすこと。

小規模な障害者団体などの地域福祉活動を支援する地域福祉振興事業を拡充すること。

福祉活動を行うNPO法人や住民参加型団体、ボランティア団体の運営強化のための支援を行うこと。活動の拠点として公共施設等が使えるよう支援すること。

高齢、障害、路上生活などの縦割りではなく、住宅、就労、生活援助、居場所づくりなどの総合的支援に取り組むNPO法人等による地域活動にたいする支援を行うこと。

成年後見制度の活用を促進する成年後見活用あんしん生活創造事業を拡充し、低所得者も利用できるようにするなど、使いやすい制度へ改善すること。

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の福祉サービス利用を支援する日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を拡充し、利用者増に見合うよう事業費・事務費を増額するとともに、専門員の複数設置をすすめること。

刑務所出所予定者のうち障害等をもつ人にたいする社会復帰支援を拡充すること。

営利企業による福祉事業にたいする指導検査体制を、抜本的に強化すること。

(3)防災対策、環境対策の推進

障害者、難病患者、高齢者などにたいする大規模災害時の緊急支援体制の整備をすすめること。関係者・関係団体の要望、意見を十分にきいて、それぞれの障害、疾患などの特性に応じた対策を確立すること。

民間社会福祉施設の耐震化を促進し、震災時の施設入所者等の安全を確保するため、耐震診断・耐震改修工事への補助を行うこと。

医療施設の耐震化を促進すること。未耐震の建物を有する医療施設が行う耐震化を目的とした新築建て替え・耐震補強工事等にたいし補助を行うこと。

省エネ設備等を導入し、CO₂削減に取り組む保育所など社会福祉施設、および病院・診療所にたいし、補助を行うこと。

(4)区市町村包括補助の拡充と改善

高齢社会対策、子ども家庭支援、障害者施策推進、医療保健政策、地域福祉推進の5つの福祉保健区市町村包括補助事業を増額・拡充すること。

区市町村包括補助に再構築された補助事業が、従来の個別補助の水準・内容から後退しないようにすること。また、区市町村が利用しやすいように改善・拡充すること。

補助の活用状況と補助事業による成果が都民にわかるよう、まとめをつくり公表すること。

17 福祉のまちづくり、ユニバーサルデザインの推進

(1)福祉のまちづくりの推進

区市町村が実施するコミュニティバス事業への財政支援を拡充し、運行地域・路線をふやすこと。包括補助における運行費の補助期間を延長・撤廃し、コミュニティバス運行費補助制度を確立すること。

都内全駅へのエレベーター、エスカレーター、ホーム柵設置を促進すること。だれもが利用しやすい駅、車両への改善をすすめるとともに、都営地下鉄のワンマン運転や駅の無人化はやめること。

ノンステップバスなど、乗り降りしやすいバスの導入を促進すること。だれにも乗り降りしやすいタクシー整備事業を再開すること。

多目的トイレの整備を促進するとともに、多目的トイレに大人用ベッドを設置すること。

高齢者、障害者の住宅改造助成は、対象範囲や限度額などを拡充し、利用しやすい制度に改善すること。

(2) 福祉機器の利用促進

福祉機器総合センターを拡充すること。身近な地域に福祉機器センターを整備すること。福祉機器開発普及センター（テクノエイドセンター）を設置し、福祉機器や補装具の研究、開発、普及、利用者の相談支援などを実施すること。介護ロボットの研究開発および普及を促進すること。

(3) ユニバーサルデザインの推進

ソフト、ハード両面でユニバーサルデザインを推進する全庁的体制を確立するとともに、「東京都ユニバーサルデザイン推進計画」をつくること。ユニバーサルデザイン推進の人材育成、すぐれた取り組みの普及をすすめること。都と事業者等による「ユニバーサルデザイン推進協議会」を設置すること。

保健・医療の充実をすすめる

18 都立病院、公社病院の充実

(1) 「都立病院改革マスタープラン」の再検討

「都立病院改革マスタープラン」を都民参加で再検討し、地域医療と高度専門医療の両方の拡充をすすめること。

都立病院の運営は直営を堅持し、地方独立行政法人化はしないこと。

八王子小児病院の再開をはじめ、多摩地域の小児医療、周産期医療、障害児医療を拡充すること。

梅ヶ丘病院を再開するとともに、小児総合医療センター、大塚病院をはじめ東京全体の児童精神科医療を拡充すること。

小児総合医療センター、多摩総合医療センターの医療・看護体制を強化すること。駐車場への屋根の設置をはじめ、患者・家族が利用しやすい施設・設備への改善を行うこと。

都立病院を大企業のもうけの場にするPFI方式による病院の運営・改築改修は中止し、見直すこと。

(2) 都立病院の充実

一般会計補助金・負担金を増額・拡充すること。都立病院での入院期間の短縮目標の設定、および強化、入院預かり金の導入はしないこと。差額ベッド料などの負担を軽減すること。医師、看護師、医療従事者をふやすとともに、給与の引き上げ、手当の拡充など、待遇改善と労働環境を改善すること。

医療クラーク導入を促進するとともに、救命救急や周産期センターなどの医師から段階的に、夜間当直制度をやめて交代制勤務を導入すること。

小児科、産科、麻酔科など、不足している医師確保を強化すること。女性医師の勤務環境の改善を促進すること。

地域医療機関の医師と共同診療を行うオープンシステムの導入をすすめること。

都立病院の産科・産婦人科で、院内助産所・助産師外来を実施するとともに、地域の病院

・診療所、助産所との連携を促進すること。

後期臨床研修を活用した「東京医師アカデミー」を拡充すること。指導医を養成するクリニカル・フェローを開講するとともに、指導・研修体制、学習環境の充実をはかること。看護師の確保・離職防止を強化すること。すべての看護職員の夜勤回数を月8回以内(3人体制)とし、宿日直手当を増額するとともに、オンコール手当を新設すること。夜勤時のタクシー代は全額支給すること。

「東京看護アカデミー」を拡充し、認定看護師、専門看護師の養成、助産師資格取得を促進すること。資格取得や研修受講のための人員を加配すること。また、新卒看護師の臨床研修体制、サポート体制を拡充・強化すること。

院内保育室の24時間化など充実をすすめること。地域に開放し病児・病後時保育や一時保育を実施すること。

専任感染管理看護師の配置をすすめるとともに、リスクマネージャーの複数配置、薬剤リスクマネージャーや病棟薬剤師を配置するなど、院内感染防止をはじめとした医療の安全確保対策を強化すること。

救急医療、障害者・難病医療を充実すること。緊急入院やショートステイの病床を常時確保するとともに、医師・看護師による「在宅医療支援チーム」を設置し、開業医と連携した退院後の支援を行うこと。神経難病などの長期療養患者の療養機能を拡充すること。

入院している子どもの心理的サポート、遊びの支援、療養環境の改善などに取り組む専門職である「チャイルドライフスペシャリスト」「ホスピタルプレイスペシャリスト」「医療保育士」を、小児総合医療センターなどに配置すること。院内保育士をふやすこと。

都立病院でのアスベスト専門外来の拡充、脳脊髄液減少症に対応できる外来を新設すること。女性専用外来、セカンド・オピニオン外来など専門外来を拡充すること。

患者図書室と相談支援の機能をもつ「医療情報・相談センター」の設置をすすめること。薬価が安く、効能が変わらない後発医薬品の利用促進をはかること。

給食などの業務の民間委託をやめること。適正な委託費の水準を維持すること。

都立病院に手話通訳者を配置すること。

(3) 公社病院の充実

公社病院は都立病院に準じた位置づけをし、補助金を増額して、都民が必要としている医療を提供できるよう医療体制を拡充すること。

不足している医師、看護師を早急に確保するとともに、労働条件・待遇等の改善をすすめること。

小児救急医療の拡充、重症障害児や神経難病患者の受け入れ、NICU、産婦人科の設置、透析室の拡充、脳卒中専門病床(SCUおよびSU)整備などを行うこと。

東部地域病院をはじめ公社病院のがん医療を拡充すること。

多摩南部地域病院の小児科医不足を早急に解消し、休日夜間救急や入院治療ができるようにすること。

荏原病院、多摩南部地域病院の休止している病棟を早急に再開すること。

公社移管された大久保病院、多摩北部医療センター、荏原病院、豊島病院は都立に戻すこと。豊島病院はすみやかに全面開設するとともに、NICUを再開すること。

患者図書室と相談支援の機能をもつ「医療情報・相談室」の設置をすすめること。

(1)産科、周産期医療の危機打開にむけた取り組みの強化

周産期母子医療センターの運営費補助を大幅に増額し、赤字構造を解消すること。

NICUの整備目標320床(2014年度末)の早期達成にむけ、増設を促進すること。とくに不足が著しい多摩地域の整備目標を明確にし、二次医療圏ごとに整備すること。地域周産期母子医療センターのM-FICUや周産期連携病院のNICUを補助対象にすること。

周産期母子医療センターに、医師による搬送調整コーディネーターを配置するとともに、ドクターカーの配備をすすめること。

NICUやGCUに長期入院している小児等の在宅生活への移行を促進する中間病床として、在宅移行支援病床設置をすすめるため運営費への補助を行うこと。

NICU長期入院児等の退院後の在宅医療における定期的医学管理や保護者のレスパイトケアを行う日中一時支援事業を実施すること。

多摩地域においてハイリスクに近い新生児に対応可能な医療機関を確保することにより、多摩地域の新生児受け入れ体制強化をはかること。

産科などの医療機関が連携し、身近な地域でリスクに応じた周産期医療を提供するネットワークグループの構築を促進すること。周産期医療の病院と診療所が連携したオープンシステムへの支援を実施・拡充すること。

ミドルリスクの妊産婦の緊急搬送を365日24時間体制で受け入れる周産期連携病院をふやすこと。

大学医学部に開設した寄付講座による新生児科医の育成をすすめるとともに、新生児医療担当医(新生児科医)の処遇改善のための支援を実施すること。

産科医、新生児医療担当医の確保をすすめるため、手当支給などの処遇改善をはかること。産科の診療所や助産所の整備を促進するため開設促進補助を実施すること。

院内助産所・助産師外来を開設する医師、助産師等への研修をはじめ、院内助産所・助産師外来の実施をひろげるための支援を継続・拡充すること。

入院助産制度を拡充・普及するとともに、周産期医療専門ソーシャルワーカーの配置をすすめること。

助産師の養成人数をふやすこと。また、助産師の研修を拡充・強化し、子育て支援への助産師の活用をひろげること。

周産期医療と救急医療など他科との連携体制を構築すること。脳出血など分娩と直接関係がない「間接死亡」の実態について調査・分析を行うこと。

(2)小児医療、小児救急医療の充実

小児休日・全夜間診療事業を拡充し、60か所の整備目標を早期に実現すること。救急患者の受け入れ数に応じた加算の実施をはじめ、初期救急から入院まで対応できる「子ども救急医療センター」として制度を拡充すること。

区市町村が実施する小児初期救急医療にたいする補助を拡充し、全区市町村で実施するとともに、診療時間延長や病院での実施を支援すること。1自治体で複数か所にたいしても補助を行うこと。

大学医学部に開設した寄付講座による小児救急医、小児科医の育成をすすめること。

小児ICUを設置し3次救急に対応する小児救命救急センター、こども救命センターの整備をすすめるとともに、運営費への補助を行うこと。

小児医療機関の連携を強化するため、二次医療圏ごとに小児医療協議会を設置するとともに、地域における小児医療ネットワークの構築をすすめること。

児童精神科の専門医療機関を二次医療圏ごとに整備すること。専門医の養成をすすめるとともに、医療従事者への小児精神保健研修事業を継続・拡充すること。児童精神科医療についての協議会を設置すること。

(3) 医師確保対策の充実

医師養成奨学金制度を拡充し、対象人数を大幅にふやすこと。

都職員として採用した医師およびシニアレジデントを、多摩・島しょの公立病院、診療所に派遣する地域医療支援ドクター事業を拡充し、採用人数をふやすとともに、民間病院も派遣の対象にすること。

医師の勤務環境改善などに取り組む医療機関に補助を行う医師勤務環境改善事業を拡充し、対象医療機関を大幅にふやすこと。

医師と医療関係職員の役割分担によるチーム医療を促進する事業を実施すること。

女性医師など離職医師の復職を支援するドクターバンクを創設するとともに、復職支援の研修システムを確立すること。

小児医療、新生児科だけでなく、児童精神科、産科、救急医療、地域医療などについても、大学医学部に寄付講座を開設し、専門医師の育成を行うこと。

都内で勤務している病院・診療所医師の労働条件の実態調査を行うこと。

(4) 看護師等の確保・養成・定着対策の充実

看護師確保の目標を、大幅に引き上げること。

都立看護専門学校は直営を堅持し、廃止した看護専門学校の再開または新設するなど定員をふやすこと。板橋および荏原看護専門学校の改築にともない、定員をふやすこと。

都立看護専門学校の入学金、授業料の負担を軽減すること。すべての都立看護専門学校に個室の寮を設置すること。

東京都看護教員養成研修事業を拡充・強化すること。都立看護専門学校の教員の待遇改善をはかること。

看護師等養成所運営費補助を拡充すること。看護教員養成研修の予算を増額すること。

看護師等就学資金貸与事業を拡充し、就学資金を増額するとともに支給枠を拡大すること。返還免除の対象要件を緩和すること。

二次医療圏ごとに就業協力員を配置し、各施設が実施する看護職員確保にむけた取り組みを支援すること。

看護職員の短時間正職員制度導入促進事業、および新人看護師の研修体制整備事業を拡充すること。

ナースプラザの事業を拡充すること。また、離職看護師の再就業を促進するため、地域に密着した再就業支援相談および復職支援研修をすすめること。

都内の全医療機関で、月8回以内・複数の夜勤体制を確保すること。労働条件の大幅な改善をはかるため、夜間看護手当増額、夜勤にともなう交通費の全額支給ができるよう助成すること。

院内保育所の施設整備費および運営費への補助を拡充し、増設を促進すること。24時間保育、病児・病後児保育の実施を支援すること。

看護師宿舍の助成の拡充、民間医療機関が看護師の確保のためアパートなどを借り上げる場合の家賃補助を行うこと。

産休および育休の代替職員の確保にたいする経費への補助を実施すること。

看護職員の福利厚生費用にたいする助成を行うこと。看護職員のグループによる研修活動に対する助成制度を拡充する等の支援を強化すること。

看護師による療養指導などを行う看護外来相談の開設を促進するため研修などの支援を実施すること。

(5)医療機関の整備・増設の推進

病床過剰地域の二次医療圏においても、区市町村の実状にあわせて病床がふやせるようにすること。また、病床不足地域への都立病院をはじめとした病院整備をすすめること。

23区の区立病院にたいし、多摩地域の公立病院と同様の運営費補助、および施設整備費補助を実施すること。区が誘致して行う病院整備にたいし支援すること。

医療ケアが必要な要介護高齢者や障害者・児、難病患者等が長期に入院、療養できる医療施設、ショートステイ病床をふやすこと。そのための施設整備、運営にたいする支援を拡充すること。

医療施設近代化施設整備事業について、対象規模、および補助率の拡大をはじめ、病院の施設整備にたいする助成を拡充すること。

診療所のバリアフリー化にたいし、補助や融資、利子補給などの支援を行うこと。

民間医療機関・医療施設等のアスベスト除去に必要な費用への助成を行うこと。

院内患者図書室、医療情報相談室の設置にたいする補助を行うこと。

(6)多摩・島しょの公立病院、診療所にたいする支援の充実

公立病院運営費補助は、病床基礎額の増額をはじめ拡充し、病床利用率などの経営評価によって減額する算定方法は見直すこと。公立病院の産科・周産期医療、小児救急等への支援を行うこと。

公立病院施設整備費補助は、補助率、基準面積、および耐震、免震をはじめとした震災対策措置など拡充すること。

へき地医療運営費等補助、へき地産科医療機関運営費補助、へき地診療所等整備費補助を拡充すること。三宅村の診療所での人工透析医療実施への支援を行うこと。

自治医大卒業医師の計画的派遣をはじめ、へき地における医師確保、医療体制整備への支援を拡充すること。へき地勤務医師等確保事業を拡充すること。

(7)医療の安全対策の強化

医療事故防止・再発防止のための人材養成、情報提供など、医療の安全確保対策を拡充・強化すること。

都内各病院における院内感染の発生および拡大防止に施設設備整備、研修など人材の養成等にむけた取り組みを支援する院内感染対策強化事業を実施すること。

医療事故の対応や客観的評価に関する「第三者機関」を設置すること。医療事故調査・防止機関、医療関連被害者救済センター(仮称)の設置にむけた調査・研究を進めること。

患者側と医療側の橋渡しをする医療メディエーター(医療対話仲介者)の養成に関する検討会を設置すること。

都の医療監視員を増員し、研修を強化すること。病院医療監視経験者の配置を進めること。医療従事者のエイズやウイルス性肝炎等予防対策への助成を行うこと。

(8)救急医療の充実

救急車の台数をふやすとともに、増車に見合う救急隊員・救命救急士の増員を行うこと。ドクターカー、ドクターヘリの活用をひろげること。

救急医療の「東京ルール」を改善するとともに、地域救急医療センターへの補助を拡充し、調整困難者の受け入れ、救急患者の退院促進コーディネーター配置への支援などを実施すること。休日・全夜間診療事業を拡充し、実施医療機関をふやすこと。

救急医療機関勤務医師確保事業は、全額補助として救急医療機関の負担をなくすこと。

地域における救急医療連携の中核となる地域救急センターへの支援を拡充すること。
救急医療機関のうち、救急患者の受け入れが多く地域医療に貢献している医療機関にたいし人件費等の財政支援を行うこと。
民間病院による病院救急車の活用を促進し、配備・運行にたいし財政支援を行うこと。
民間病院が急性期の救急患者を受け入れるベッドを確保するため、急性期を脱した患者を受け入れる後方ベッドを確保するための補助制度を創設すること。
救命救急センターをふやし、練馬区をはじめ不足地域をなくすこと。救命救急センター運営費補助を拡充すること。

(9)在宅医療の充実

在宅療養患者にたいする365日24時間対応の訪問診療、訪問看護・介護の連携、医師・看護師等の研修をはじめとした、在宅療養支援体制の整備をすすめること。
地域の医療機関に在宅医療連携の窓口を設置し、病院から在宅医療への移行や安定した在宅療養生活への支援をすすめること。
在宅医療の急変対応の病床を確保するため、民間病院、有床診療所による緊急一時入院病床確保事業への助成を行うこと。
在宅医療を推進するための研修事業を実施すること。

(10)リハビリテーション医療の充実

回復期のリハビリ専門病床をふやすため、施設設備整備費補助を継続・拡充すること。
地域リハビリテーション支援センターを拡充し、新人専門職員や介護職員への研修事業を実施すること。二次医療圏ごとに地域リハビリテーション協議会を設置すること。
ベッドサイドからの早期リハビリを実施する医療機関をふやすため、支援を行うこと。
身近な地域のリハビリテーション施設の整備・拡充を推進するため支援を行うとともに、訪問リハビリを拡充し、維持期に継続したリハビリを受けることができる条件整備を行うこと。また、リハビリテーション自主グループへの助成を行うこと。
訪問リハビリテーションを抜本的に拡充すること。訪問リハビリ・ステーションを創設するとともに、訪問リハビリに取り組む療法士の研修を実施すること。
理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士の養成を推進するとともに、研修等を強化し質の高い人材確保をはかること。摂食・嚥下リハビリの普及を促進すること。
疾病等により途中で言語障害となった人にたいし、言語聴覚士などの専門職による継続的な訓練を行うための補助制度および、訪問言語聴覚士派遣事業を創設すること。
都立総合リハビリテーションセンターの整備を検討すること。多摩地域に都立リハビリテーション病院を整備すること。
東京都リハビリテーション病院の医療体制を拡充し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士を増員すること。診療機器、設備の改善をはかること。
都立病院、公社病院のリハビリ医療を拡充すること。そのために理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士、およびリハビリ専門医師の配置をふやすこと。また、保健所の機能訓練事業を拡充すること。

(11)災害時医療体制の充実

災害拠点病院の整備を促進すること。
東京DMAT（救急災害派遣医療チーム）を拡充すること。DMATを配置した病院の医師、看護師等をふやし、出勤しても医療体制の水準が維持できるようにすること。
都が責任をもって、医薬品や発電用燃料などの備蓄体制をとること。
都立病院に救急災害用ヘリコプター緊急離発着場を整備するとともに、地域の救急医療指定病院の近隣にも公園などを利用して緊急離発着場を増設すること。

大災害時の医療情報伝達システムや医療対応のマニュアルおよび体制を都の責任でつくり、全医療機関に徹底すること。

(12) 医療社会事業の充実

地域巡回医療相談事業の委託費を増額・拡充し、常設の相談事業を実施できるようにすること。

医療ソーシャルワーカーの育成および医療機関や保健所への配置を促進すること。そのために、都独自の配置基準（指針）をつくること。

老人保健施設への医療ソーシャルワーカーの配置を充実するため支援を行うこと。

医療ソーシャルワーカーの養成を推進するとともに、研修にたいする支援を強化すること。

20 保健、公衆衛生の充実

(1) 保健所、市町村の地域保健事業への支援の充実

保健所の公衆衛生機能の抜本的拡充をはかること。多摩地域に新たな保健所を設置すること。多摩立川保健所、三宅出張所の改築をはじめ、老朽化した施設設備の改善をすすめること。

健康危機管理担当の医師、および感染症係の医師の欠員を、すみやかに補充すること。

感染症対策の保健師をはじめ保健師を増員し、感染症対策、訪問活動、難病・精神衛生相談、機能訓練等を拡充すること。地域保健係の保健師の欠員を補充し、増員すること。

歯科衛生士、診療放射線技師を新規採用し、各保健所に複数配置すること。栄養士を新規採用するとともに、薬事衛生の薬剤師、医療監視専門職員などを増員すること。

広域化への対応や緊急時の迅速な対応のため、正規職員の運転手の確保や、老朽自動車の更新等をすすめること。

保健所で、女性医師による女性のための健康相談事業を実施すること。

市町村の地域保健サービスに対する支援を拡充すること。助産師、歯科衛生士、看護師、栄養士、理学療法士、作業療法士等の配置をはじめ、保健センターの機能強化のため財政支援を行うこと。

(2) 生涯にわたる健康維持、生活習慣病予防対策の充実

発達障害が疑われる児童や視機能発達障害が疑われる児童への早期診断・早期対応のため、5歳児健康検査事業を実施すること。また、5歳児健診に携わる医師への研修を行うこと。被用者保険の被扶養者の健診受診率が低下している問題への対策を実施し、地元の自治体国保の健診を項目によって受けられるようにすること。

特定健診の内容を充実させるとともに、自己負担なしで受けられるよう、都の補助を行うこと。メタボリック症候群に特化した健診ではなく、従来の基本健診の健診項目を維持・拡充できるようにすること。

緑内障を早期発見するため、眼底検査をふくめた眼科検診を実施すること。

骨粗しょう症検診が、全区市町村で実施されるよう補助を拡充すること。

都民の健康の確保・維持に有効な仕組みについての検討会を設置すること。

軽度発達障害の早期発見・早期支援等のため、3歳児健診と就学前健診のあいだに5歳児健康診査を実施する区市町村を支援すること。

乳幼児、学校、職域、成人、高齢者の各保健事業の連携を促進する協議会を設置すること。

また、生涯を通じた健康習慣確立にむけ、幼児期からの健康習慣調査を実施すること。
健康づくり推進センターを再開し、都民の健康づくりにたいする支援事業を実施すること。
区市町村が行う健康づくり事業への支援を推進すること。

(3) がん対策の充実

「東京都がん対策推進基本条例」(仮称)をつくり、予防、医療、患者支援などの総合的がん対策を推進すること。

がんの治療費を無料化すること。

地域がん診療連携拠点病院、東京都認定がん診療病院を増設、拡充すること。放射線療法、化学療法施設等の整備費補助を継続すること。

化学療法や放射線治療の専門医、放射線治療装置の精度管理を行う医学物理士など、がんの専門医、看護師、薬剤師や技師の養成を推進すること。また都立病院への配置をすすめること。

都立駒込病院に、医師を室長とする院内がん登録室を設置すること。また、都内医療機関の院内がん登録データの収集・分析等を行う、がん登録センターを設置すること。

緩和ケアの体制整備を推進すること。ホスピス・緩和ケア病床の整備を促進すること。

在宅緩和ケア支援センターを増設、拡充するとともに、在宅緩和ケアを推進する医師、看護師等の人材育成を推進・拡充すること。

がんの患者数や発症実態を正確に把握する「地域がん登録」事業を実施すること。

がん検診の無料化と、検診体制を強化するため、区市町村への財政支援を拡充すること。

前立腺がんのPSA検査を実施する区市町村への支援を行うこと。

マンモグラフィ検診の普及と拡充をすすめるとともに、超音波による乳がん検診を実施する区市町村への支援を行うこと。乳がん検診機器の整備費補助、マンモグラフィ読影医師等の養成事業を継続すること。

子宮頸がんワクチン接種を促進するため区市町村への補助を拡充すること。

肺がんの予防にむけ禁煙対策を強化すること。とりわけ、妊婦の喫煙、受動喫煙を防止すること。

がん検診の受診率向上事業、受診促進事業、および職域がん検診支援事業を継続・拡充すること。がん検診の対象人口率調査を実施すること。

東京都がん検診センターを拡充すること。

がんの早期診断法などの研究を推進すること。駒込病院と臨床医学研究所、府中病院と多摩がん検診センターなどが連携し、効果的な予防、検診、治療法などの研究を行うこと。

がん患者専用の居住型施設にたいする運営支援を行うこと。在宅療養患者のデイケアや、がん患者のためのグループホーム整備をすすめること。

(4) 骨髄移植の充実

ドナー登録への支援を強化すること。

都立病院の骨髄移植医療スタッフを増配置すること。同時に民間医療機関の無菌室整備に補助を行うこと。

骨髄移植や薬剤療法による治療で障害を受けた患者への福祉サービスを拡充すること。

(5) 脳卒中、糖尿病、循環器疾患対策の充実

脳卒中医療連携推進事業、および糖尿病医療連携推進事業を継続・拡充すること。心臓循環器疾患についても、かかりつけ医・地域医療機関と専門医療機関の連携体制等を構築する医療連携推進事業を実施すること。

365日24時間対応の脳卒中センター、および脳卒中専門病床(SCUまたはSU)を身近な地域ごとに整備すること。脳卒中のチーム医療、および血栓溶解薬(tPA)治療を迅速かつ安全に実施できる体制整備をすすめること。

広尾病院をはじめ都立病院、公社病院に、脳卒中専門病床（SCUまたはSU）を整備すること。

心疾患の東京都CCU救急医療ネットワークを拡充するとともに、心疾患リハビリテーションの普及を推進すること。

脳卒中、糖尿病、循環器疾患対策の専門的医療人材を確保・養成する研修事業を実施すること。

(6) 感染症対策の充実

定期予防接種実施状況の報告システムを構築すること。

ワクチン定期接種、任意接種の自己負担にたいする都独自の軽減・無料化を推進し、自治体間格差を解消すること。

子宮頸がん、ヒブ（細菌性髄膜炎）、小児用肺炎球菌などのワクチン接種への補助を拡充し、無料化をすすめること。高齢者のインフルエンザ予防接種を無料化すること。

「麻しんゼロ」をめざし、麻しんワクチン未接種者や1回しか接種していない人への無料接種、麻しんの全発生状況を把握するシステム整備などをすすめること。

日本脳炎ワクチン接種の再開を都民にたいし周知徹底、接種促進を支援すること。

保育所や高齢者福祉施設におけるノロウイルスなどの感染症対策を強化すること。

入院、外来、在宅におけるDOTS（直接服薬確認療法）の実施、予防・治療・退院後のアフターケアなど、地域における結核医療ネットワーク化を推進し、一貫した治療・支援体制を整備すること。

結核病床および、結核医療にたいする補助制度を創設すること。また、耐性菌にたいする研究・治療の対策を強化すること。

エイズ患者の治療にかかわる医療費の一部負担金を助成すること。予防・啓発・相談などに取り組む民間団体を支援すること。南新宿、および多摩地域検査・相談室の運営体制を拡充し、STI検査（性器クラミジア、梅毒、B型肝炎）を実施すること。

エイズ診療の医療連携ネットワーク構築にむけた協議会設置をはじめ、身近な地域で治療・療養が受けられる体制整備を進めること。エイズ患者受け入れ医療機関をふやすこと。

保健所保健師による相談の充実、夜間検診の実施等強化すること。HIV検査については一般医療機関においても無料で受けられるようにすること。

若年者の性感染症予防事業を実施し、正しい知識の普及啓発事業や相談支援を行うこと。

(7) 新型インフルエンザ対策の充実

安全なワクチン接種を迅速に受けることができる体制整備をすすめるとともに、ワクチン接種費用を無料化すること。

重症化しやすい子ども、妊婦、慢性疾患の患者等の医療体制、予防体制を拡充・強化すること。

感染症指定病床、感染症緊急対応病床の増設を推進し、空白地域の区西部、区西南部、区東北部医療圏に緊急整備すること。陰圧化など機能強化のための施設整備費補助を継続・拡充するとともに、感染症の専門医、認定看護師などの人材育成をすすめること。

新型インフルエンザ治療薬、予防のワクチン、防護服、人工呼吸器などの医療資器材の確保を推進すること。

都内の医療機関、および区市町村等が実施する新型インフルエンザ対策への財政支援を継続・拡充すること。医療従事者が新型インフルエンザにより休業した場合の休業補償を実施すること。

正確な情報が都民や医療機関等に、すみやかに伝わるシステムを確立・強化すること。

ウイルス検査体制を拡充・強化するとともに、基礎研究をすすめること。

インフルエンザ様疾患の全数把握システムを構築すること。

より致死率が高い鳥インフルエンザの流行に備えた抜本的対策を進めること。

(8) 歯科保健医療対策の充実

妊産婦歯科健診、および4・5歳児歯科健診を実施する区市町村を支援すること。

8020運動を普及・推進すること。成人歯科検診制度を創設するとともに、歯周疾患検診への支援を拡充・強化すること。

在宅歯科診療を実施する医療機関にたいする、在宅歯科医療機器等の設備整備費補助を継続・拡充すること。

摂食嚥下機能障害にたいするリハビリ等を実施する専門的な歯科医師や歯科衛生士等の育成支援事業を拡充すること。

介護保険で利用料が払えず歯科治療が行えない利用者については、居宅療養管理指導に関する利用料を助成すること。

障害者の歯科保健医療対策を拡充すること。心身障害者口腔保健センターを多摩地域にも整備すること。

都立病院、公社病院の口腔外科を拡充すること。

かかりつけ歯科医の定着をはかり、保健所、保健センターと歯科医師との連携・協力体制を充実させること。

鳥しょ保健所に常勤の歯科衛生士を配置することをはじめ、鳥しょ地域の歯科保健事業への支援を拡充すること。

歯科衛生士養成所にたいする運営費補助を実施するとともに、歯科衛生士専門学校生徒への修学資金貸与と事業を実施すること。歯科衛生士の再教育への支援、および再就職支援を実施すること。

歯科技工士の就業支援、待遇改善のための支援策を実施すること。

(9) 自殺予防対策、心のケア対策の充実

自殺防止の普及啓発、ゲートキーパー養成、相談・支援ネットワークの構築、遺族支援など、総合的対策を継続・拡充すること。うつ診療充実強化研修事業の実施地区を拡大すること。

自殺総合相談電話を実施し、相談者の支援をすすめること。

自殺に関する統計の調査・分析を行うこと。

区市町村や民間団体による自殺予防対策を支援する緊急強化基金事業を実施すること。

都精神保健福祉センターの機能を生かして、自殺予防対策の専門人材を育成すること。

救急医療機関や精神科医療機関などが連携し、自殺未遂者への支援体制を構築すること。

ひきこもりや家庭内暴力などの思春期の心のケア対策を継続・拡充すること。

中高年期以前の年代を対象にした、こころの健康のための環境づくりへの支援を行うこと。

(10) 薬物乱用防止、医薬品の安全対策の充実

薬物依存者の回復にむけた医療体制、および社会復帰のための支援を拡充すること。

薬物依存者と家族の相談支援体制を拡充すること。薬物依存者と家族を支援活する民間団体、自助グループホームや家族会への支援を推進し、連携を強化すること。

違法（脱法）ドラッグ対策を推進・強化すること。

後発医薬品の質の向上を推進する事業を実施すること。

在宅医療をささえる薬局を育成する事業を実施すること。

薬害防止対策の強化をはかること。チェーンドラッグ等に薬剤師が常駐するよう指導を強化すること。

市販の風邪薬等により重い後遺障害が残るSJS症候群の予防対策強化のため、医師、看護師、薬剤師、薬局、医薬品販売業者等の研修、および都民への情報提供を行うこと。

(11) アレルギー対策等の充実

子どものアレルギー疾患状況などの調査を継続・拡充すること。花粉、ダスト、室内化学物質など、アレルギーの多様化に対応した調査・研究機能を強化すること。

訪問指導や相談支援など、保健師・栄養士等と連携した事業を実施すること。

保育所など児童福祉施設におけるアレルギー対応への支援を行うこと。

アレルギー物質をふくむ食品の適正表示を徹底するため、表示の監視指導、および収去検査を充実すること。

地域におけるアトピー、アレルギー疾患対策に取り組むアレルギー事業推進員の養成・配置をすすめるとともに、アレルギー教室事業を拡充すること。

妊婦健診、乳児健診時にアレルギー検診を制度化するとともに、アレルギーと診断された親子の継続的な相談体制を確立すること。

成人のアレルギー疾患の医療、相談支援の体制を整備すること。

化学物質過敏症の防止対策、花粉症対策、食物アレルギー対策を拡充・強化すること。

(12) 研究体制の充実

健康安全研究センターの改築を推進し、機能を拡充すること。新たな人材を確保して試験検査・研究のための技術継承ができる体制をつくること。「健康危機管理センター」構想は再検討すること。

3 医学系研究所の統合は再検討し、各研究所を存続させて都立病院との連携を強化し拡充すること。

輸入食品をはじめとする食品の安全をはかるため遺伝子組み換え食品や残留農薬などの研究・検査・検疫を強化すること。

アトピー・アレルギー疾患、内分泌かく乱物質、微量化学物質過敏症、シックハウス症候群などの原因、乳幼児をはじめ人に対する影響、発症のメカニズムと治療法などの総合的な調査・研究を強化すること。

(13) 動物愛護の充実

医療保健政策区市町村包括補助による、猫の不妊・去勢手術助成をはじめとした飼い主のいない猫対策を全区市町村が実施するよう、支援を拡充、強化すること。

動物愛護推進員にたいする支援を充実すること。

動物愛護相談センターの相談体制や譲渡事業を拡充し、多摩地域に支所をふやすこと。市町村の動物愛護相談事業にたいする支援を強化すること。

中小企業、地域経済振興への支援を拡充する

2 1 中小企業支援の総合対策の充実

(1) 東京における中小企業の抜本的、総合的な振興のために、「東京都中小企業振興基本条例」を制定すること。中小企業対策審議会を開催し、不況打開、ものづくり再生のための長期戦略をボトムアップ方式で策定すること。

- (2) 製造業、建設業、ファッション産業など分野別、業種別の振興プランを策定し、振興を図ること。
- (3) 区市町村の産業振興計画づくりを支援すること。その計画の具体化を支援すること。
- (4) 都内の大学、試験研究機関、中小企業が連携してすすめる共同開発研究を支援すること。
- (5) 悉皆調査を実施し、中小企業、自営業者、家族従業者の実態を把握すること。東京都と中小企業、自営業者などで常設の中小企業振興会議をつくり、官民共同で中小企業振興を取り組むこと。
- (6) 中小業者による製品開発や生産性、売り上げ向上などの計画を、中小企業診断士などが認定して、資金の助成、専門家の派遣、低利融資などの支援を行う事業を創設すること。
- (7) 中小企業の販路開拓、市場調査などについて都として支援すること。海外共同事業所の整備、国内外の見本市を拡充すること。
- (8) 大企業の拠出により中小製造業者の休業補償を実施するとともに、貸し工場家賃、リース代など、固定費負担の軽減のための直接支援をおこなうこと。高すぎる延滞税（延滞金）を見直すこと。
- (9) 都として、区市町村直営の工場アパートへの補助、建て替え用工場アパートの支援を実施すること。工場跡地等の積極的な用地取得や所有地など公共用地の活用で、工場団地・工場アパートの建設を促進すること。
- (10) 中小企業対策予算を、制度融資の預託原資などを除き、少なくとも一般会計の 5 %の水準に引き上げること。
- (11) 中小企業の人材確保・人材育成にたいする支援の強化
適正な単価や納入価格の保障、過度な競争の規制、「公契約条例」の実現など、中小企業が最低賃金を引き上げられる環境をつくるとともに、最低賃金を引き上げる中小企業には助成を行うこと。
中小企業緊急雇用安定助成金の円滑活用をすすめるとともに、都として上乘せ助成をすること。
中小企業、または中小企業団体、グループが行う人材確保のための労働時間の短縮、職場環境の改善、福利厚生の実施、人材育成の実施等にたいする助成制度を拡充すること。
中小企業団体が行う就職説明会などへの支援、助成を強めること。
- (12) 中小企業支援策の広報、経営相談、巡回相談などを拡充すること。商工指導所を復活すること。
- (13) 試験研究機関の拡充
産業技術研究センターの独立行政法人化を見直すこと。あわせて、基盤研究ができる人員配置と研究費の増額などをおこない、製造業の生き残りのためにふさわしく充実させること。
多摩産業技術研センターを充実し、複数のブランチを出すこと。
- (14) 新規起業家への都の無料施設の提供拡大と民間の家賃補助、新分野進出の際の機械設備などへの補助、融資制度の改善など行うこと。女性起業家への支援を強めること。

- (15)知的財産総合センターによるアドバイザー派遣など支援を強化すること。特許取得のために財政支援をつよめること。
- (16)事業継承を支援する抜本策をすすめること
相談窓口の開設や長期貸付・超低金利の全部保証の融資を創設すること。
閉鎖となる工場と、新たに操業を考える人や、事業の拡張を検討している企業を結びつける場づくりを都として研究すること。
存続・継承すべき技能を指定し、都として特別の手だてを講ずること。
- (17)中小企業に働く労働者が、育児・介護休業などを取得できるよう、中小企業に対して休業期間中の賃金助成や代替職員配置のための支援と、都として育児・介護休業取得促進事業などを拡充すること。

2 2 資金繰りへの支援の充実

- (1)預託金を減らさず、返済期間10年、3年据置、超低利の融資を拡充すること。また、区市町村がおこなう無利子や長期据置の融資に対して、財政支援をおこなうこと。
- (2)制度融資の拡充
中小業者に過重な負担をもたらす保証の責任共有制(部分保証制度)をやめ、全額保証に戻すこと。また長期返済への改善を図ること。
保証料を引き下げ、保証料補助の範囲の拡大など、中小企業の負担を軽減すること。
収益がなく、生活が困難な業者にたいする無利子、長期貸し付けの生活つなぎ資金を創設すること。
借り換え融資については、対象を民間金融機関プロパー、「保証付き融資」、設備資金、新規融資なども認め、融資限度額を引き上げること。
「無担保無保証人融資」の限度額を倍額に引き上げること。
創業支援融資については、都の講座や商人塾などの受講を条件に、金利の低減など借りやすくすること。また、女性起業家支援融資を創設すること。
物的担保ばかりにたよることなく、知的財産、熟練技術・技能なども適正に評価し、資金繰りを支援すること。
- (3)金融支援条例にもとづく取扱金融機関として新銀行東京を認めないこと。また、特定の銀行、信金などにかたよらないようにすること。
- (4)中小企業の経営者団体の代表が入った中小企業資金繰り検討委員会を設置し、融資制度の改善をすすめること。
- (5)金融機関による不良債権処理の債権譲渡の乱発をやめさせるとともに、債権回収会社の横暴なとりたて、債権処理を是正するよう国につよく求めること。また、都としても是正にあたること。
- (6)新銀行東京にたいしては、支援をおこなわず、金融庁の指導を受け、ただちに破綻処理に踏み出すこと。

2 3 ものづくりへの支援の充実

- (1) 既存の集積地域に加えて集積が期待される地域や、地域横断的な産業クラスターなども視野に入れた新たな工業集積地域支援事業を立ち上げること。また、創造的都市型事業を拡充すること。
- (2) 試験研究機関、インキュベーション施設、展示場、販路拡大、各種サポート・相談体制などを一カ所に集約したワンストップ・サービスのものづくり支援センターを検討すること。
- (3) 東京のものづくりの技術継承の施策(マイスター制度やインターンシップ事業等)を強化すること。「東京マイスター」のいる企業や環境、雇用などすぐれた企業を認定し育成すること。また、国内外に発信する「ものづくり東京ブランド」を創設すること。
- (4) 新製品、新技術開発への助成を強化するとともに、業種間、異業種間の共同技術、製品開発への助成を行うこと。また、国の開発助成金について手続きの簡素化、都として上乗せ補助を実施すること。
- (5) 優れた技術やノウハウを存続させるため、都として委託研究を行う制度を創設し、新技術や新製品に結実させ、さらに販売に結びつけること。
- (6) 下請Gメンを大幅に拡充すること。また、都が直接、財界団体や大企業に下請いじめをやめるよう働きかけること。下請相談の駆け込み寺を開設し、問題解決にあたること。
- (7) 中小零細企業が行う減量・リサイクル、再資源化、CO₂削減対策への支援、環境関連業種による技術開発などに助成を拡充すること。メッキ業界の生き残りを支援すること。

2 4 商店街支援の充実

- (1) 大型ショッピングセンターや駅ナカ商業施設の調査、各地の商店街実態調査などを行い、地域商業振興のためのプランを改めて作成すること。
- (2) 「買い物困難者」についての実態を把握する調査を実施するとともに、都として「買い物困難者」支援事業を創設し、商店街、区市町村、NPOなどによる取り組みへの財政支援を行うこと。
- (3) 大手量販店の閉鎖、撤退にたいして、事前説明会の実施、影響調査の実施、商店街への影響軽減策、商店街振興への協力などを、相互で取り決める「商店街振興協定」をつくること。すでに進出している地域については、大手企業に責任を果たさせるためのシステムを確立すること。大手量販店の開設にたいし、都有地など公有地の大型商業施設への売却、貸付は行わないこと。
- (4) 区市町村が自主的に計画した観光産業と連携した商店街支援事業、地産地消事業などを包括的に支援する「商店街総合活性化事業」を創設し、「新・元気を出せ商店街事業」、個店対策など三位一体の支援のシステムをつくること。

- (5) 「新・元気を出せ商店街事業」は予算を大幅に増額し、対象事業・適用範囲を広げ、すべての商店街が利用できるようにすること。複数回利用や補助率の引き上げ、年度をまたがったの利用など、商店街の要望にこたえること。また、財政力の弱い商店街の経費負担の軽減をはかること。
- (6) 希望する商店街すべてを対象にプロポーザル方式による活性化支援事業を実施すること。活動が困難な商店街への特別な支援も行うこと。
- (7) 商店街が専従の事務局員や事務所がもてるような思い切った支援を行うこと。商店街活動が取り組む、お祭り、消防団活動、清掃活動などに助成すること。商店街事務所の家賃補助、固定資産税の軽減をすること。
- (8) 区市町村と連携し、商店街、小売店への中小企業診断士等の専門職員が訪問する無料の商店街診断事業や身近な場所での相談窓口開設などを実施すること。
- (9) 区市、商店街から要望の強い「個店支援事業」を実施すること。
- (10) 空き店舗対策を共同店舗、集客施設などへ対象を拡充するなど、抜本的に強化すること。また、区市町村が行う空き店舗対策についても財政支援を行うこと。
- (11) 「エコ商店街」支援事業の実施をはじめ、商店街街路灯のLED化などのエコ、省エネ化対策、地球温暖化対策に取り組む商店街への支援を行うこと。
- (12) 商店街の街路灯などへの支援
街路灯の支柱の改修を含むLED化について4/5補助事業とすること。
電気代、維持経費に対策について助成すること。
商店街が維持・管理できなくなった街路灯については、都として対策を講じること。
- (13) フランチャイズ産業の健全化にむけて
フランチャイズ産業の実態調査を行い、専門相談窓口を設置し、「ガイドライン」を策定するなど加盟店の保護につとめること。
フランチャイズ産業の健全化のための産業政策をつくること。
商店街にある各加盟店にたいして、商店街への加盟を促進すること。
深夜営業をおこなっているコンビニ店などには、地球温暖化防止の観点から深夜・24時間営業を見直すよう本部に働きかけること。
コンビニ店で行っている公共料金収納代行について、加盟店でのトラブルの実態、改善要望などを調査し、加盟店への過大な犠牲を解決すること。
- (13) 小売商業調整法にもとづく中小業者からの申請について、その営業を守る立場から積極的に対応すること。

25 中小建設業への支援の充実

- (1) 今日の経済危機の建設業へ影響について緊急に実態調査を実施するとともに、中小建設業の仕事確保と経営安定のための緊急経済対策を講じること。

- (2) 都営住宅・公社住宅、福祉施設など生活密着型公共事業を拡充するとともに、分離・分割発注の徹底で中小企業への発注率を高めること。小規模修繕、改修など中小建設業者への直接発注を行うこと。
- (3) 建設業を産業政策の柱として位置づけ振興プランを策定すること。産業労働局に建設業振興課を設置し、支援すること。
- (4) 悪質な下請けいじめ、請負代金、賃金未払いなどについても、対応をつよめること。建設労働者が適正な賃金をうけとれるよう元請け責任を果たさせること。採算割れの下請け単価の押しつけなどを行わないよう指導すること。
- (5) 個人住宅の木造住宅耐震補強助成について、耐震補強工事の認定基準を引き下げるとともに、使いやすい柔軟な制度運用をはかること。対象戸数を大幅に引上げ、助成額を1戸あたり21万円を50万円に上げること。
- (6) 個人住宅のリフォーム助成、バリアフリー対応住宅改造助成を創設し、まち場の中小建設業の仕事確保に努めること。
- (7) 中小企業の仕事確保のため、都自らが体制を強化し、大企業への訪問など発注要請を行なうとともに、中小企業振興公社にも同様のとりくみを行なうよう求めること。

(8) 都発注の公共事業の改善

建設業者及び建設労働者の営業と権利を守るため公契約条例を制定すること。

悪質業者や代理人、中間ブローカーの参入を規制するとともに、下請けいじめ、請負代金や労働者の賃金の不払いなどを一掃すること。

増加している入札不参加、不調の原因となっている行き過ぎたコスト削減、建設資材高騰を反映しない価格算定をあらため、適正な発注価格とすること。また、設計変更にあたっては適正な価格を保証すること。

ダンピング受注など中小業者の受注機会を奪う過度な競争をつくりだしている低入札制度を見直すなど、中小業者が適切な金額で受注機会を確保できるよう改善すること。

官公需の中小企業の比率を高めること。

「総合評価制度」の運用にあっては、企業規模や受注実績だけでなく、防災、環境・地球温暖化防止、雇用確保、法令遵守、消防、交通安全、地域社会への貢献などを総合的に評価すること。中小企業について、公平、公正な審査に努めること。

都が発注する軽易な修繕工事など小規模工事を、指名参加申請をしていない業者にも受注の機会を積極的に提供する、小規模工事等契約希望者登録制度を実施すること。

公共工事において元請け業者に、建設業退職金共済制度を徹底するため、労働者の手元に証紙が届いたことを確認するための報告を義務づけること。

低価格入札による中小企業や現場労働者へのしわよせ、委託事業の水準に低下を招くことがないように、公契約条例を制定すること。

(9) 建設労働者の権利擁護と町場の親方、職人の仕事確保

建設国保への補助金は、医療費増嵩分もふくめて現行水準を維持すること。

中小零細建設業者のために、東京都として雇用保険的な独自の対策を実施すること。

2.6 きめこまかい業種別支援の充実

(1) 印刷・出版・文化産業の振興

適正単価にもとづく予定価格を設定し、印刷・製本を物品買入契約扱いから製造請負扱いとすること。

倒産、廃業から労働者、業者、取引業者の救済制度を確立すること。

印刷産業の商取引慣行の改善、適正単価の確立にむけ、都として実態調査をおこなうこと。

印刷・出版・映像文化産業の振興計画を作成すること。

(2) 地場、伝統産業の振興

地場、伝統産業製品を、世界や全国に発信するために、販路拡大などと連携した「ブランド指定」事業をすすめること。

地場・伝統産業対策は、従来の業種団体支援に加え、区市町村の自主的計画・事業の支援を積極的に行い、販路拡大、技術支援、後継者対策など業者の生き残りに直接役立つものとする。

都庁舎をはじめ公共施設を活用し、地場・伝統産業製品の展示や販売支援を拡充すること。

主要駅やデパートなどでのアンテナショップの開設など、製品の普及、宣伝と販売を支援すること。

(3) アニメ産業の振興

総合的で体系的なアニメ産業振興プランをつくり、著作権の保護など、都としてルールづくりをすすめること。

アニメ産業労働者の実態調査をおこない、相談体制を充実させること。

(4) 皮革関連産業の振興、家内労働者への支援の充実

皮革製品の東京ブランド認証制度をつくり、販路拡大をすすめること。

皮革技術センター台東支所の、成績書交付の試験業務、技術指導、依頼・受託試験の要望に応えられるよう拡充すること。

製靴産業に働く人や工房を開いている人たちが技術支援を受けられる能力向上訓練等支援を強化すること。

靴づくり職人をめざす若者のために、低家賃の工房、共同工房、工場アパート、常設の展示場の確保、スキルアップのための専門家の派遣制度、ドイツやイタリアに学んで、シューフィッター制度の普及などにつとめること。

「家内労働傷病共済制度」や「健康診断事業」などの諸施策を拡充・継続し、家内労働者の健康と生活を守ること。

失業、仕事減少など生活困窮に追い込まれる従業者にたいする緊急生活融資の創設や倒産等による仕事の打ち切りやひま場救済のために休業補償制度を確立すること。

家内労働者のための融資限度額を拡大するため、労働金庫への預託原資を増額すること。

(5) 観光産業振興の拡充

江戸文化、下町文化、多摩・島しょの自然など、東京ならではの観光資源の保全・開拓につとめること。

低廉な料金の宿泊施設、都内共通観光パスなど魅力ある観光対策を講じること。

カジノ構想をやめること。

2 7 農林水産業への支援の充実

- (1) 巨大消費地である首都東京の都民への食の安全確保と食料の自給率向上、環境保全など農林業の多面的機能を重視し、東京の基幹産業と位置付けること。
- (2) 農業振興条例を制定し、予算を増額するとともに、都として価格保障、所得補償の制度をつくるなど農業振興策を拡充すること。
- (3) 農地の保全、拡充
 - 生産緑地の追加指定を推進し、農業用施設用地や屋敷林の宅地並課税を改めること。
 - 国にたいして相続税の軽減を求めること。
 - 農林業が果たす環境保全などに貢献する環境貢献減税を導入すること。
 - 生産緑地の買取り申請にたいし、区市町村が買い取る場合に財政支援を行うこと。
 - 遊休農地、遊休農地状態にある土地について、農地・緑地として活用する場合に、財政支援をすること。
- (4) 農業・林業・水産・畜産の各試験場について直営に戻し、拡充すること。
- (5) 就農支援事業、後継者育成対策、農業経営支援の抜本的強化を図ること。
- (6) 農業関係者の要望に応える振興策を
 - 遊休農地の活用を積極的にすすめること。
 - 「苗木生産供給事業」を拡充し、生け垣助成などに積極的に活用すること。
 - 「ふれあい援農ボランティア推進事業」や「ファームヘルパー」の農家への支援、市民農園や体験農園など就農体験希望に応え、都市農業の特性を生かした施策を拡充すること。
 - 地代補助を含め、共同直売所運営を支援するとともに野菜等の価格保障対策を抜本的に強化すること。
 - 畜産廃棄物、都市食品残滓物や剪定枝材などのコンポスト利用など、各地に優良たい肥の生産供給センターを設置して、環境にやさしい農業の推進及び土づくり対策を拡充強化すること。
 - 畜産農家の経営を圧迫している肥飼料の高騰、乳価の下落に対し、価格保障など畜産業支援を強化すること。
 - 畜産農家の販路拡大を支援すること。
- (7) B S E 対策として牛の全頭検査を引き続き実施すること。あわせて農畜魚産物の輸入拡大に伴う海外からの農畜産物の感染症の侵入、発生について、都の試験研究機関が連携した防疫体制をつくり、未然防止に努めること。
- (8) 輸入野菜の増大や石油価格の高騰、災害、鳥獣害による農業経営への損失などに対して、農業経営の安定をはかり、農業生産力を維持するために必要な資金を円滑に確保する支援制度を拡充、創設すること。
- (9) 学校、病院などの公共施設での新鮮で安全な農作物の利用拡大、宣伝、直売・産直事業など都内の農産物の販路の拡大を支援し、都として都内産農水産物の需要拡大に努めること。
- (10) 農業団体や生産者グループなどが都民に農産物の販売を行うイベントに助成すること。
- (11) 農業後継者を確保するために、就農援助金を一定期間支給すること。また、定年で帰農する人への経済的支援を行うこと。

(12) 林業振興と森林の保全対策について

CO₂削減、地球温暖化防止等に森林が果たす役割の重要性にふさわしく、林業が産業として成り立つよう林業の振興と森林保全対策を抜本的に強めること。

多摩産材流通のしくみづくり、公共施設、商店街、民間施設での活用、製品開発を積極的に進めるとともに、林業就業者を確保し、定着できるよう支援すること。

多摩産材を活用した住宅建設、リフォームなどに助成すること。

急峻な山林地域での作業を可能にする生産工具の開発をすすめること。

林道整備に当たっては、地元関係者の合意を得てすすめること。

(13) 水産業振興について

価格保障、所得補償を基本に、水産業振興策を抜本的に強化すること。

漁船の燃料の価格安定に努めること。

水産業振興のため、河川、内湾、島嶼の水産資源の調査・研究をすすめ、都市型養殖業の充実、内湾生態系の保全と回復を図ること。

羽田沖の新漁場をいっそう拡充し、航路に支障のない水域に浅場、干潟、漁礁など、魚貝藻草類の生育環境を確保すること。

奥多摩湖・多摩川に繁殖しているブラックバス、および奥多摩湖のアオコ対策をすすめること。

他県船などの不法な漁獲の規制を強化し、島嶼水産物をはじめとした鮮魚などの都内市場流通を促進し、漁業振興対策を拡充すること。

国連海洋法条約に基づく資源管理体制の確立とともに水産試験場を拡充すること。さらに、小笠原諸島など東京都の200海里海域における資源管理型漁業の振興をはかること。

30人学級実現、ゆきとどいた教育のために

28 教育費の負担軽減の推進

(1) 高校教育費の無償化の推進

国にたいし、私立高校等の授業料無償化に踏みだすよう求めること。

私立高校等に通う生徒に対する都の授業料補助を拡充し、少なくとも低所得者世帯の高校生は、授業料に加え入学金・施設費などもあわせて無償となるようにすること。他の階層も公私格差をなくす立場で補助を充実すること。

都立高校の授業料は、全員不徴収とすること。その他の私費負担の軽減をはかること。

(2) 奨学金制度の拡充

高校生向けの給付制奨学金制度を創設し、教科書代や学用品費、通学費、修学旅行費などをまかなえる金額を支給すること。

育英資金の貸付単価を増額し、併給禁止の緩和、第2保証人制度の廃止、予約枠の拡大な

ど制度の拡充を行うこと。

大学生、専門学校生に対し無利子の奨学金を希望者全員に貸与するよう、国に要望すること。東京都独自に大学生への無利子の奨学金制度をつくること。

(3) 義務教育無償の原則の実現

小中学校の就学援助が拡充できるよう、区市町村に財政的支援を行うこと。

小中学校の給食費を引き下げられるよう、区市町村に給食食材費等への支援を行うこと。

小中学校の教育で使うものの公費負担を増やし、都として私費負担の軽減をはかること。

(4) 幼稚園の教育費負担の軽減

私立幼稚園児保護者負担軽減補助の所得制限を緩和し、補助単価を増額するとともに、上の子が小学4年生以上でも、下の子には第2子単価を適用すること。

国の制度変更にともなう私立幼稚園等就園奨励特別補助を、国が制度改善するまで継続すること。

29 30人学級実現、小中学校の教育条件の充実

(1) 30人学級・少人数学級の実施

国にたいし、来年度から小学校1、2年生の35人学級を実施するよう求めること。

30人学級の早期実現をめざし、都として少人数学級の対象学年の拡大と学級規模の縮小をはかること。

区市町村が、都教委の示す条件に当てはまらない学校や学年でも、少人数学級の実施を希望する場合は、少人数指導加配教員の弾力的活用による実施を認めること。

学級編制基準の弾力的運用（学級維持制度）については、学級のクラス替えをともなう場合も認め、対象を全学年に広げること。

40人を超える学級については、年度途中であっても学級編制替えを認めること。また編制替えが困難な場合、副担任を配置すること。

(2) 学習環境の改善

多摩地域の小中学校の普通教室のクーラー設置への財政支援をただちに行うこと。

区市町村立学校の耐震診断・補強助成をI s値0.3以上の施設についても拡充し、早期にすべての学校施設の耐震補強を実現すること。また老朽校舎の改築、改修への補助制度を創設すること。

(3) 競争教育、ふるいわけ教育の是正

都独自の悉皆学力調査の実施と公表は行わないこと。

少人数指導やチーム・ティーチングの加配は全校配置とすること。指導方法は、習熟度別だけでなく各学校の判断に任せること。

(4) 教職員の長時間過密労働の解消と専門職性の尊重

教員の長時間過密労働を改善し、1時間の授業に1時間の準備を実質的に実現できるよう、都独自の配置など教員の大幅増員に努めること。

教員の持ち時数を縮減すること。事務負担を軽減すること。
主幹制度、主任制度は廃止し、教員の専門職性、自主性を尊重すること。
副校長の事務負担を軽減し、教育者として力を発揮できるようにすること。

(5) ゆきとどいた教育のための教職員の増員と待遇改善

小学校の15、16学級校の専科教員定数は2007年度の基準に戻すこと。2004年度に削減した小(14学級校)、中(15、16、17学級校)、夜間中学(日本語学級設置校)の教員定数の配置基準をもとに戻すこと。

教職員定数は、正規雇用教員で配置すること。期限付き任用はやめること。

初任者複数配置校には、正規教員などの加配を行うこと。

安心して学び生活できる学校にするため事務、用務、警備などの学校職員を増員すること。

学校職員の途中退職、病気休職などには、正規職員による代替制度を確立すること。

効率的な講師採用システムを確立し、学校現場の負担を軽減すること。

講師の勤務時間に、給食指導や学級活動など教科以外の時間や、打ち合わせなどの時間も含めること。

学校現場におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメントの実態を調査し、対策を講じること。

教職員の勤務実態、在職死などを調査し、総合的な健康管理対策を立てるとともに、メンタルヘルス、定期検診、婦人科検診の充実を図ること。

育児休暇の所得保障、介護休暇の期間の延長、所得保障、代替保障などを実施、改善すること。

労働安全衛生法にもとづく労働安全衛生委員会の設置など、健康管理体制の整備、産業医の配置などに努めること。また各学校に休憩室を整備すること。

(6) 学校図書館の充実

小中学校の図書室に専任の司書、司書教諭を配置すること。

蔵書充実を支援すること。

(7) 食育の充実

栄養職員の欠員はただちに補充すること。

栄養教諭の任用を拡大し、食育を直接指導するリーダーとして計画的に全校配置すること。

認定講習は、教員免許を持たない栄養士にも十分な講習とし、希望者全員が受講できるようにすること。またその費用は都で負担すること。

地産地消、国産食材の積極的な活用ができるよう、情報提供と財政支援を行うこと。

(8) 部活動充実のための指導体制がとれるよう支援すること。

30 都立高校の教育条件の充実

(1) 希望するすべての子どもたちの高校進学への保障

全日制高校の計画進学率を引き上げ、希望するすべての生徒の進学を保障できる高校就学計画を策定すること。

計画策定と具体化にあたっては、生徒や都民のニーズを調査し、受け入れ数の確保だけで

なく、通学距離や経済的な条件なども考慮した内容とすること。

生徒増への対応は、既設校の学級増でなく学校新設で定員をふやすこと。

多様化路線にもとづく学区制撤廃や単独選抜、普通科への推薦制度、自己PRカード、絶対評価の使用などの入学者選抜を、都民参加で再検討すること。

30人学級を基本とする学級規模の縮小計画を策定・実施すること。定時制は20人学級とすること。

(2) 教職員の専門職性の尊重と増員、待遇改善

行政による学校支配につながる学校経営支援センターを廃止し、削減した学校事務職員定数はもとに戻すこと

用務員の定数削減、民間委託を中止すること。

講師配置による国基準の切り崩しをやめ、教職員定数配置基準を改善し教員を増配置すること。

講師の報酬単価を引き上げ、授業準備や打ち合わせなどの時間も勤務時間に含めること。

中途退学対応の少人数展開実施校や帰国生徒受け入れ校、障害をもつ生徒が在籍する学校などへの教員の加配を実施、充実すること。

養護教諭は全校に配置し、必要な学校には複数配置すること。養護教諭や司書の病気休暇や勤務軽減には、同一職種による代替制度を確立すること。

日本語指導が必要な生徒を受け入れている学校には、生徒の「第1言語」ができる講師を配置すること。

(3) 学校図書館の充実

学校図書館の司書の定数削減を行わないこと。全定併置校には2名の配置とし、民間委託は行わないこと。

司書の新規採用を行うこと。

学校図書館の図書購入費を抜本的に増額できるようにすること。

(4) 学校運営予算の増額

都立高校の「特色化」と予算の重点支援方式をやめ、どの学校にも必要な予算を配分すること。

部活動の予算は重点支援方式ではなく、どの学校にも必要な額を配分すること。

(5) 定時制高校の振興

生徒募集を停止している夜間定時制高校の募集再開や、定時制高校の新設、学級増を行い、募集を増やすこと。地域的偏在を解消し、入学を希望する生徒全員を受け入れること。

生徒1人ひとりに手厚い援助を行えるよう、定時制生徒の暮らし、仕事、勉学条件などの実態調査を行うこと。

給食の「親子方式」や「デリバリー方式」はやめ、どの定時制高校の生徒にも質の高い給食を保障できるよう、自校方式に戻すこと。

給食費、教科書代、修学旅行費の補助制度を拡充し、生徒全員を対象にすること。

全国大会の宿泊費、旅費の助成拡大や外部指導員のための補助など、部活動への支援を拡充すること。

音楽鑑賞教室を復活し、各種行事の補助を増額すること。

(6) 職業高校の振興

産業教育設備の基準に合わせて、各校の施設、設備の更新をはかること。

「ものづくりコンテスト」など生徒の諸行事への補助を拡充すること。
IT関連の教育を推進すること。
専攻科を卒業後の接続教育機関として積極的に設置すること。就職など進路相談の専任職員を配置すること。
独自の入試説明会やPRイベントなど産業教育のPRに努めること。

(7) 就職支援の充実

就職希望者への企業説明会や就職ガイダンスなど、就職支援活動を抜本的に強化すること。
労働法などの労働者の権利を学ぶ時間を設けること。
ポケット労働法を配布し、働いている高校生の労働相談体制を確立すること。

(8) 学習環境の改善

老朽校舎の改築・補修を促進すること。
エレベーター設置などのバリアフリー化や特別教室、準備室などの冷房化、IT設備、視聴覚設備の更新充実をすすめること。
保健室に相談スペースを確保するとともに、化学物質過敏症対策をはかること。

3 1 相談体制の充実など、きめ細かい教育支援の充実

(1) 相談体制の充実

スクールカウンセラーは小学校、高校への全校配置を急ぐこと。また中学校も含め相談日数をふやすこと。
小中高等学校にスクールソーシャルワーカーの配置をすすめること。
小中高等学校の養護教諭の複数配置をすすめること。特に第7次定数改善計画の国基準を満たしている学校は、ただちに複数配置とすること。
東京都教育相談センターの相談は、教育、心理、医療、スクールソーシャルワーカーなど専門職の正規職員を増やすとともに、多摩地域での相談を充実するなど、身近に相談できる体制を拡充・強化すること。
教育相談センターは、他の機関との統合計画をやめること。

(2) 不登校・学校に行けない子どもたちへの支援

学校に行けない子どもたちへの学習の機会を保障し、学校の出席扱いとして認定している施設に対して助成すること。
不登校の親の会や、親たちが運営する子どもの居場所に助成を行うなど、親の願いにこたえた取り組みを支援すること。

(3) 日本語指導が必要な児童・生徒の教育の充実

教育庁に、日本語指導が必要な児童・生徒の教育に関する総合的な対応ができる専門の部署を設置すること。
日本語指導が必要な児童・生徒に関する実態を把握すること。
「日本語学級」の学級定員を改善するとともに、原則として全ての自治体の小・中学校に設置すること。
都立高校の在京外国人生徒対象の募集人員と募集校を増やすこと。
専門家による児童・生徒への日本語指導補助、保護者と教員間の通訳、教員の異文化理解

をすすめること。

(4) 夜間中学の充実

夜間中学には、生徒の実態に合わせて教員を増配置すること。年度途中の入学者も考慮するなど実態にあった教員配置をすること。

全校に養護教諭を配置すること。

日本語学級は2004年度に削減した定数をもとに戻すこと。

(5) 小中学校で精神保健に関する知識・情報の学習を行うなど啓発に努めること。

3.2 私学教育の振興に支援を

(1) 私学助成の充実

私立学校経常費補助は標準的運営費の2分の1補助方式を堅持し、実質的に公立学校運営費の2分の1になるよう、算定基準を見直し増額すること。

私立高等学校等就学支援金の申請にかかる事務費の増額を国に求めるとともに、都として学校への補助制度を新設すること。

私立特別支援学校等経常費補助の補助単価を大幅に増額すること。また、経常費補助の用途制限を特別支援学校の特性に合わせて緩和すること。

軽度発達障害を含め障害児が1名以上在籍している小、中、高等学校に補助を行うこと。

30人学級など少人数学級のための特別補助を実施すること。

(2) 教育費負担の軽減

各私立学校での授業料減免制度については、実施する学校を増やし対象児童・生徒も拡大できるように、補助率を上げること。

私立小中学校の授業料等補助制度を新設すること。

(3) 施設設備等への補助

私立学校の老朽校舎の改築、改修および施設整備に関する補助を増額し、対象の拡大を行うこと。

私立学校の耐震診断・補強・改築への補助率を引き上げ、早期に終了させること。工事の際の代替用地として公有地を無償提供すること。

私立学校教育振興資金融資利子補給の拡充を図ること。

私立学校施設の緑化推進や省エネ化などの地球温暖化対策にたいし補助を行うこと。

地上デジタル放送への移行に向けた支援補助制度を拡充すること。

アスベスト除去に対し、助成を継続すること。

(4) 教育水準の維持向上

私立学校教職員の雇用形態の実態調査を行い、年契約教職員の正規雇用化を誘導すること。

教員研修やIT教育、環境教育の推進などに助成を行うこと。

(5) 私立幼稚園等の振興

私立幼稚園教育振興事業費補助は、3分の1助成に増額すること。

3歳児や障害児のための補助を拡充し、発達段階に応じたきめ細かい教育をできるように

すること。

幼稚園の預かり保育推進事業の単価を増額し、補助を拡充すること。

幼稚園のデジタル放送への移行に向けた補助を拡充すること。

遊具設置に対する支援を継続すること。

類似幼稚園の固定資産税の減免を行うなど支援をつよめること。

(6) 私立専修学校の振興

私立専修学校教育振興費補助（高等課程対象）の補助対象経費を私立高校と同様の扱いとし、増額すること。

私立専修学校教育環境整備費補助を拡充し、職業観啓発や就労支援事業等に対する補助を新設すること。

私立専修学校（専門課程）への経常費補助を行うこと。

すべての障害児にゆきとどいた教育の保障を

3 3 特別支援学校の教育条件の充実

(1) 特別支援学校の教育条件の充実

特別支援教育推進計画第3次実施計画は、保護者や関係者、都民の声を反映させ、抜本的に見直すこと。また、ただちに特別支援学校の教育条件整備を行うこと。

特別支援学校を大幅に増設し、教室不足による、カーテン教室や間仕切り教室、特別教室の転用を解消すること。

肢体不自由特別支援学校（部門）の外部人材の活用による教員の削減をやめ、定数どおりに配置すること。外部人材の導入校を拡大しないこと。

異なる障害種の併置校は、養護教員や学校職員の補正を他の補正とは別に加えて行い、配置を充実すること。保健室や職員室、特別教室、図書室などは共用せず、障害種ごとに確保すること。

子どもの実態に応じた重度重複学級の増設をすること。

病気療養中のすべての子どもに教育を保障できるように、病弱教育の充実をはかること。

病弱特別支援学校は存続すること。病院内の分教室等に高等部を設置すること。

聴覚障害特別支援学校の分教室については、教育の継続性、連続性を大切に、教育環境の整備を行うこと。また城南分教室の小学部の募集を再開すること。小学部は2年にわたり新入生が3名に満たない場合でも存続させ、地域の聴覚障害児の学習権を保障すること。

(2) 教職員の専門職性の尊重と増員、待遇改善

特別支援教育コーディネーターは各学校に専任で配置すること。

特別支援教育の専門性、特性をふまえ、異動のサイクルを長くし、一度勤めた視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校にも異動できるようにすること。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、音楽療法士など専門職を配置すること。自立活動

担当者がこれらの資格を取得できるよう、研修条件を整えること。機能訓練士の削減をしないこと。

小学部単独校の教職員定数配当基準を改善する都独自の定数加算を行うこと。

訪問学級の教員は複数配置とすること。

聴覚障害者の教諭を増員し、手話通訳者を確保すること。

教員の専門性を高めるための自主的な研修を保障し、充実をはかること。

(3) スクールバスの改善、増車

運行業者の選定は運行、介助の質を重視し、研修を充実すること。

バス内での安全確保と同性介助のため、障害を理解し専門的対応のできる添乗員を男性と女性の複数配置すること。

通学時間の短縮や車椅子での通学保障のため、スクールバスの増車やワゴンタクシーの導入を図ること。少なくとも1時間以上のコースについてはただちに短縮すること。

知的障害特別支援学校高等部でも、子どもの実態に応じスクールバスの使用を認めること。

義務教育でスクールバスのない八王子盲学校には、直ちにスクールバスを確保すること。

一方的な共同運行は行わないこと。

(4) 寄宿舎の充実

寄宿舎の教育的理由や家庭事情による入舎を認め、江戸川特別支援学校の寄宿舎をはじめ現在ある9の寄宿舎を存続させること。立川ろう学校の寄宿舎を再開すること。

寄宿舎指導員および看護師を実態に即して増配置すること。とりわけ八王子盲学校の寄宿舎はことなる障害に対応できるよう指導員を増配置すること。久留米特別支援学校の看護師は定数6名にもどし、早急に配置すること。

すべての寄宿舎において施設設備の更新やインターネット環境の整備をはかること。

希望する学校や新設校に寄宿舎を設置すること。

(5) 教育水準の向上

副籍の実施にあたっては、保護者の負担や学校教育の水準低下が起きないように、必要な人的配置を行うこと。また通常学校のバリアフリー化を行うこと。

IT機器の活用など、情報教育の充実を促進すること。

すべての特別支援学校に図書室を設置し、蔵書を充実させること。

軽度の子どもを対象とする知的障害特別支援学校高等部の学級編制基準については、1クラス8名の標準法の基準を維持すること。

視覚障害特別支援学校に情報システム科や情報処理科など新たな専攻科を設置すること。

知的障害特別支援学校に職業教育の専攻科を設置するなど、高校卒業後の教育を充実すること。

(6) 適正な就学の保障と就学前教育の充実

障害の早期発見と0歳からの教育を充実させるため、視覚障害、聴覚障害特別支援学校の乳幼児期の教育を制度化し、教員配置等を充実すること。

特別支援学校の幼稚部の学級定員を7名から5～6名に引き下げること。

病弱特別支援学校および病院入院児の就学前教育を制度化すること。

子どもの障害、発達に応じて適正な就学を進めるために、各学校に教育相談室を設置すること。

(7) 施設設備の改善

生徒増にともなう教室不足を解消するために、増改築を早急にすすめること。

全校を対象に、特別教室、体育館などの冷房化を行うこと。

学校施設の雨漏り対策や危険箇所の修繕を早急に行い、老朽化した施設設備の改修、更新、改築を行うこと。

段差解消や通路幅の確保、スロープの設置など、災害避難への改善を進めること。

狭く利用しにくいトイレを改修し洋式化すること。全校に洗浄機付き便座、シャワーを設けること。

エレベーターの増設をはかり、安全を確保すること。

重度障害児でも宿泊できる生活訓練施設を都内近郊に建設すること。

(8) 医療的ケアを必要とする児童・生徒への対策

肢体不自由特別支援学校における救急体制整備事業をさらに充実させること。

常勤看護師は学校規模に合わせて増配置すること。

指導医による実技研修などを充実すること。

校外宿泊行事等への引率教員定数基準を改善するとともに、医療ケアの対応ができる医療関係者の同行を実現すること。

寄宿舎にも緊急時に備えた医療・看護体制を確立すること。

(9) 学校給食の充実

民間委託された学校給食を直営にもどすことを含め、給食の安全と充実のため、栄養士、調理員の定期的な研修、施設整備の改修、業者の質を高める指導を行うこと。

肢体不自由特別支援学校（部門）や寄宿舎のある学校には、アレルギー対応食および形態別食等の安全のため、栄養士の複数配置を行うこと。また寄宿舎の賄い費を全額公費負担とすること。

(10) 学校運営費の充実、保護者負担の軽減

就学奨励費の都独自分を復活すること。私費負担を軽減すること。

学校管理運営費等を増額すること。

特別支援学校の修学旅行、校外学習などにとまなうボランティアや保護者の付き添い等の費用については、全額公費負担とすること。

3 4 小中高等学校における特別支援教育の教育条件の充実

(1) 小中学校の特別支援学級の充実

大規模学級を早急に解消するため、区市町村と協力し設置校を増やすこと。

大規模学級の教育条件を改善するために、小学校の4学級以上は、学級数+2人の教員配置とすること。

時間講師は、児童の実態や指導上の集団編成を考慮して配置、増員すること。

年度途中の児童・生徒数の増があった場合、学級増と教員の配置を行うこと。

重度補正制度を周知し、年度途中でも行うこと。

教員配置のない「特別支援教室」の設置は行わないこと。

(2) 都立学校等における特別支援教育の充実

すべての都立高校の特別支援教育の充実をはかること。

心理の専門家による相談体制を充実すること。

(3) 特別支援教育コーディネーターを、小中高等学校に加配で配置すること。

3 5 放課後、卒後対策の充実を

(1) 放課後活動の充実

学齢期の障害児の放課後活動を保障するため、小規模の心身障害児・者通所訓練所、地域デイグループ事業の移行支援と活動内容の充実、指導員の育成、補助金の増額を行うこと。小中学校で実施されている放課後子どもプラン等への障害児の受け入れを促進すること。特別支援学校内で、放課後活動や放課後子どもプラン事業を実施すること。

(2) 卒後対策の充実

個々のニーズにあった進路先の確保、および週5日の通所先の確保などのため、財政支援を強めること。

就労・進学のための移行支援が十分できるよう、進路相談コーディネーターなどの配置と支援体制の確立をおこなうこと。

障害者雇用について企業への理解・啓発につとめるなど、都庁全体での障害者就労対策を推進すること。介護者制度の導入など、障害があっても安心して働けるよう職場環境の整備を働きかけること。

都庁をはじめとする公的機関での雇用と就業体験の受け入れを拡大すること。

(3) 障害児にたいする社会教育の充実

障害児のスポーツ、文化活動のため、公的施設を障害児（者）も利用できるよう整備・拡充するとともに、専門職員、課外活動指導員の養成、確保、交通手段の保障を行うこと。

社会教育、大学、青少年への支援を強化する

3 6 社会教育の充実

(1) 都立図書館の充実

資料購入費の大幅増額と書庫の増設を行い、資料収集を充実すること。1タイトル2点購入に戻すこと。

司書の新規採用を大幅に増やし、レファレンスを充実すること。

市町村の図書館との連携と支援をいっそう強化すること。

区市町村立図書館を通じての協力貸出しについては、個人への貸し出しを行うこと。

図書館運営協議会の公募委員を復活すること。

(2)多摩教育会館の社会教育活動支援機能の拡充をはかること。会館の管理運営については、利用者の声を反映させること。

(3)文化財等の保護

史跡、文化財、文化遺産の管理、保護予算及び、文化財や歴史・自然環境などの記録映画製作予算を大幅に増額し、郷土芸能や伝統工芸に対する助成金を増額するとともに、後継者育成にも適用すること。

文化財として保存すべき建造物について、再開発等により廃止、解体されないように対策を講ずること。

埋蔵文化財保全のために、保護費を増額すること、また、市町村に対する埋蔵文化財緊急発掘助成を拡充すること。

37 首都大学東京などの教育・研究条件の充実

(1)教育・研究を支える基盤的経費の十分な保障と条件整備

公立大学法人首都大学東京が設置・運営する首都大学東京、産業技術大学院大学、東京都立産業技術高等専門学校などへの運営費交付金を大幅に増額すること。

公立大学への国庫補助制度を確立するなど、財政支援を強めるよう国に要求すること。

教職員の任期制をやめること。教員がじっくりと教育・研究に打ち込める環境を確立するために、大学・学校による人事制度の改善・運用の自主性を保障すること。

(2)学生・生徒にたいする支援

公立大学法人首都大学東京が設置・運営する大学・学校が、学生・生徒の経済的負担軽減のために、入学金や授業料等の引き下げ、減免制度や奨学金制度等の新設または拡充を行なえるよう、財政支援を強めること。

首都大学東京などの学生・生徒および卒業生が、在学中は学業と学校生活に集中することができ、卒業後は就職等の希望をかなえることができるよう、支援を強めること。

(3)大学の自治と民主主義を保障するルールの確立

都立の大学の法人化がもたらした現状と問題点を検証し、大学関係者の意見を尊重して、大学の自治と民主的運営を保障するルールを確立する方向で、公立大学法人制度の抜本の見直しを行うこと。

38 青少年施策の充実

(1)ひきこもり等の状態にある若者の自立と社会参加を支援する事業を、区市町村の施策への支援もふくめて拡充すること。

(2)青少年センターを新設し、青少年の健全育成と交流の場をつくること。

(3)区部と多摩のユ・スプラザは、PFI方式をやめて直営に戻すこと。

(4)青少年行政の所管局を生活文化局に戻すとともに、治安対策や取り締まり中心から、青少年の健全な育成を支援する立場からの取り組みに立ち戻ること。

文化、スポーツ振興を強化する

39 芸術文化の振興

(1) 芸術文化の振興

芸術文化関係者の創作活動を支援するとともに、すべての都民が芸術・文化を楽しみ創作できるようにする立場から、文化行政のあり方について都民参加で検討すること。

小中学校の音楽鑑賞教室を再スタートし、体験型プログラムを取り入れた音楽体験鑑賞教室を実施すること。

体験型芸術プログラムは23区内に加え、多摩地域を中心とする企画を実施すること。

都民芸術フェスティバルやフレッシュ名曲コンサートなどへの助成を拡充すること。シルバーエイジ芸術鑑賞補助事業を復活し、低所得勤労者への鑑賞費補助事業を実施すること。

東京オーケストラ事業協同組合加盟4団体に運営費補助を行うこと。

東京都交響楽団の運営費補助を増額すること。楽員、職員を増やし処遇を改善すること。

(2) 都立文化施設の充実

東京都美術館及び東京都芸術劇場の改修にあたっては、利用者、利用団体の意見をくみ上げ、公正公平を期すとともにバリアフリー化を徹底すること。

写真美術館、現代美術館、江戸東京博物館及びたてもの園の収蔵予算を増額すること。

都立文化施設は直営を基本とし、民営化や指定管理者制度にもとづく営利企業の参入を行わないこと。

都立文化施設の利用料金制を中止し、都立施設の入場料、利用料を低廉なものにすること。

高齢者の無料制度を復活させること。都民団体の会場使用については低料金とするなど文化活動を支援すること。

40 都民のスポーツ要望の実現

(1) スポーツの振興

スポーツ振興審議会の開催にあたっては、都民の意見を十分に反映させ、都民スポーツ振興への取り組みを強めること。

都民や自主的なスポーツ団体が行なうスポーツ活動、クラブの育成、スポーツ大会開催などへの助成、スポーツ行事への支援などスポーツ予算を拡充すること。

スポーツ祭東京2013（国民体育大会、障害者スポーツ大会）の開催にむけ、予算と体制を拡充すること。区市町村施設の改修に対する補助制度等の充実、各競技運営経費への財政支援、区市町村や関係団体等が実施する事務局の管理運営費や競技用備品購入費をふくむ事前事業や関連事業などへの財政支援を行うこと。

区市町村や団体が開催するスポーツ大会への補助を拡充すること。

(2) スポーツ施設の整備

駒沢オリンピック公園総合運動場をはじめ、老朽化した都立スポーツ施設の改修・改築予算を抜本的に増やし、利用者の意見を反映させて計画的にすすめること。

武蔵野の森総合スポーツ施設の整備は、都民参加ですすめること。地元自治体との合意の上、実施すること。

都立スポーツ施設の利用時間を延長するとともに利用料を引き下げること。利用料金制は中止すること。また、アマチュアスポーツ団体の行う競技大会などへの減免措置を継続すること。

区市町村のスポーツ施設整備に都が積極的役割をはたすとともに、市町村への支援を強めること。

フットサルコートやバスケットゴールなど、身近なスポーツ施設設備を整備すること。

(3) 障害者スポーツの振興

都として「障害者スポーツ振興計画」を策定し、障害者スポーツ振興施策を計画的に推進すること。

都内のスポーツ施設のバリアフリー化、および障害者スポーツ指導員の養成・配置を促進し、障害者が身近な地域でスポーツに親しむことができる環境整備をすすめること。

都の障害者総合スポーツセンター、多摩障害者スポーツセンターを拡充すること。

障害者団体が取り組むスポーツ事業への助成を拡充すること。身体障害者団体が実施している海水浴などのスポーツ振興事業への補助を再開すること。

(4) イベントに偏重したスポーツ行政は行わないこと。一般財団法人東京マラソン財団の大会運営経費の内訳や契約情報を公開し、公平公正な運営を行うこと。

男女平等、消費者行政、卸売市場を拡充する

4 1 男女平等と女性の地位向上・権利をまもる施策の推進

(1) 男女平等参画の促進

「男女平等参画のための東京都行動計画」の施策の拡充を図ること。新たな行動計画の策定にあたっては、委員を公募するなど広く都民意見を反映させること。

男女平等参画の普及啓発事業を拡大・強化すること。

女性団体の自主活動や自主研究への支援を拡充すること。

女性の自営業者の実態調査や父子家庭の実態調査を行うこと。

(2) ウイメンズプラザの相談担当職員（婦人相談員）の処遇を改善し、5年で雇い止めにする制度は廃止すること。

(3) 政策・方針決定への参画など

都の審議会、行政委員会などへの女性の参加機会を増やし、女性の登用割合の目標値を達

成すること。

東京都および都の外郭団体に働く女性職員の採用・配置・昇格については、男女差別なく行い、女性の幹部職員への登用機会をふやすこと。女性職員へのセクシャルハラスメントを一掃するため、対策を講じること。

(4) ドメスティックバイオレンス(DV)対策の拡充

改正DV防止法にもとづく「基本計画」の進捗状況や施策の実施について明らかにし、内容を拡充すること。

DV被害者の都営住宅への優先入居の周知をはかるとともに、DVや買春による被害者の生活再建と経済的自立を支援するための生活資金貸付制度を創設すること。一時保護施設の増設、民間シェルターに対する運営費補助の拡充などを行うこと。

DV被害者とその児童の一時保護後の生活再建に対する支援(ピアカウンセリング、自助グループホーム活動、就労準備講座など)を実施する民間団体への支援を行うこと。

一時保護後、PTSD等からの回復と自立のための援助を行うステップハウスに対する運営費補助を行うこと。

配偶者暴力相談支援センターの体制を強化し、電話等の相談体制を拡充すること。

DV対応の一時保護所を大幅に増設するとともに、職員配置を増やすこと。

4.2 消費者行政の拡充

(1) 消費生活基本計画を積極的に実践するためのアクションプランの策定と、それに基づく年次評価を、都民の声も反映させて行うこと。

(2) 消費者センターの充実・強化

東京都消費生活総合センターを消費者行政と消費者運動の拠点として位置づけ、情報の収集と提供、調査、研究、学習、交流などの機能をいっそう充実させること。

東京都消費生活総合センターの平日の相談時間を延長し、日曜日も開設すること。

多摩消費生活センターの直接相談事業を再開すること。

消費生活相談員の専門性を正に評価し、思い切った待遇改善を行うとともに、5年で雇い止めの制度は廃止すること。

巧妙、複雑化する悪徳商法による消費者被害に対応するため、相談員の増員、電話の増設を図ること。

警視庁の職員・OBだけでなく、事業者の指導のための職員を増員すること。また、区市町村と連携し、業者指導と規制を強化すること。

(3) 区市町村の消費生活行政への支援を行い、地域格差を是正すること。

(4) 不当表示、景品表示、誇大広告を規制し、業界に対し正確でわかりやすい表示を行うよう指導を強化するとともに、零細小売店などへの支援を行うこと。

(5) 物価対策を都政に位置づけ、都の物価調査、物価モニター制度を拡充するとともに、ガソリン、灯油、石油関連製品の価格動向や内外格差について監視や対応策を強化すること。

(6) 多重債務問題の解決と悪質貸金業の被害根絶

多重債務問題に対する総合的な取り組みを拡充すること。

悪質貸金業者に対する指導、取り締まりを強化するとともに、被害者相談窓口を拡充すること。

消費者金融に対し過剰広告規制などの具体的指導を強めること。

(7) 食品の安全性の確保

外食・中食産業事業者へ原材料の原産地表示の徹底を要請すること。

加工食品の原料原産地表示についてもJAS法の範囲にとどまらず、積極的な情報提供を行うよう、事業者に要請すること。

冷凍加工食品の原料原産地表示について、その実施状況を点検し、政策評価を行うこと。

消費生活モニター調査で、外食産業の表示を調査し、結果を公表すること。

牛肉の全頭検査や研究、消費者への情報提供など、BSE対策をさらに強め、発生を未然に防ぐこと。

輸入食品、遺伝子組み替え食品などでの未許可の薬品、食品の混入について検査・監視体制をつよめ、都民への広報を行うこと。

遺伝子組み換え食物の自生・交雑状況調査を行うこと。遺伝子組み換え食物を使った食用油など、商品表示義務対処食品を拡大すること。

食品添加物や残留農薬、放射線照射食品、食器、ラップなどの安全性の調査・研究を系統的に行い、速やかに情報提供をし、必要な規制・指導を行うこと。

(8) 地産地消の推進と自給率向上

消費者団体等が行っている産直事業、有機農産物等共同購入事業を支援する施策を推進すること。

消費者ニーズに応える有機農産物の供給促進のため、青果店の共同仕入れなどへの支援を行うこと。また生産者との契約栽培など有機農産物の供給拡大のために対策を講じること。

(9) 消費者団体への支援強化

「東京都消費者月間」を全庁的に位置づけ、予算を大幅に拡充すること。区市町村が実施している消費者行事を支援すること。

消費者団体が自主的に行う情報提供、啓発事業、調査研究活動に対する援助を行うこと。適格消費者団体との連絡調整や訴訟費用支援を行うこと。

(10) 消費者教育および事故情報の提供の充実

学校で、相談先の周知や予防的な消費者教育が推進されるよう手だてを講ずること。

事故情報の迅速な提供のため、町会や地域包括支援センターなど消費者団体以外の団体とも連携を強めること。

(11) 公衆浴場の確保と充実のために

公衆浴場の公共の役割を評価し、改築、改修など浴場更新のための建設費補助や原油高騰対策など、経営の継続と安定化の支援を継続し強化すること。

公衆浴場の耐震化に助成を行うなど、震災対策を充実すること。

燃料を都市ガスへ転換するための助成を充実すること。

施設確保資金貸付、経営経費補助などの「確保浴場」対策の充実、一般公衆浴場への利子

補給制度の充実を行うこと。

生活保護世帯入浴券助成の枚数を拡充すること。対象を低所得世帯にも拡大すること。

敬老入浴などの福祉入浴事業や健康入浴事業を推進するため補助制度を創設すること。

公衆浴場の普及と親子のふれあい促進のため「都民無料入浴の日」をつくり、補助を行うこと。その他、「無料入浴デー」「半額入浴デー」などの取り組みを支援すること。

公衆浴場・銭湯を江戸・東京の庶民文化と位置づけて、観光施策等とも連携した支援を行うこと。

4 3 築地市場の豊洲移転中止・現在地再整備、卸売市場の充実

(1) 食の安心・安全を最優先し豊洲移転を断念して、築地現在地再整備を

食の安心・安全が最優先される築地中央卸売市場を土壌汚染が深刻な東京ガス工場跡地(江東区豊洲)へ移転することを断念し、用地購入、土壌汚染対策の設計・工事、豊洲新市場の設計・建設はおこなわないこと。

豊洲移転にかかわるすべての情報を公開し、汚染対策については、環境学会など専門家の検証にゆだねること。

都の一般会計負担を含めた財源投入、大型量販店対応型整備など過大な施設計画についての設計変更などで、業者負担をおさえ、都の責任で、一日も早く、業者も合意できる、より良い現在地再整備案をつくること。

ただちに耐震診断、耐震補強、老朽化対策を行うこと。

(2) せり取引原則の廃止など規制緩和路線を改めるとともに、大型量販店による先取り、転送をなくして、公平で公正なせり取引を行うよう努めること。

(3) 東京都卸売市場整備計画策定にあたり、拠点市場化構想はやめること。関係する業者、住民との十分協議するとともに、市場、分場の一方的な統合・廃止、民営化を行わないこと。

(4) 仲卸業者など中小零細業者の経営支援を行ない、市場機能の維持・拡大に努めること。

(5) 卸売市場内の民間の施設、地方卸売市場について、耐震補強の促進を図るための援助を強めること。また、アスベスト対策も早急を実施すること。

(6) 生産者・青果業者などと連携して、有機農産物コーナーを拡充するなど、有機農産物の取り扱いを抜本的に強めること。

(7) 大田市場の水産部門の活性化にむけ、量販店と小売店等にそれぞれ荷が公正・公平にまわるようにすること。

(8) 各市場に料理教室ができる施設整備をおこない、市場主催の料理教室を住民に募集案内をしたり、市民などが独自に利用できるようにし、開かれた市場づくりをすすめること。

(9) 警備員などの民間委託化は行わないこと。

(10) 市場の廃棄物、駐車場など、関係業者が公平・公正な負担になるように改善すること。

生活基盤の整備をすすめる

4 4 「住まいは人権」の立場での住宅施策の拡充

- (1) 東京都の住宅政策の基本を「住まいは人権・福祉」の観点で行うこと。
都民が人間らしく住み続けられる住居の確保とその整備を図ることにおくこと。
都民の居住に関する生活環境基準（居住水準、居住費負担、住環境等）を定め、その確保に責任を負うこと。
- (2) 東京都住宅政策審議会に公共住宅居住者など利害関係者を加え、都民との共同による政策提言をすすめること。
- (3) ハウジングプアの解決に全力をあげること。
リストラによる失業者、ネットカフェ難民やホームレスなどの住宅を喪失した人のために、都営住宅や都民住宅などの空き室の一時利用及び民間賃貸住宅の借り上げによる住宅確保などを実施すること。
都営住宅に入居資格がありながら入居できず、住宅に困窮している都民に、家賃補助を行うこと。
- (4) 住宅供給における公的主体の役割を強化し、新規公共住宅建設や低家賃の借り上げ住宅の提供、良質な民間住宅の供給の誘導などを行うこと。
- (5) 住宅問題を専管的にあつかう部局として、住宅局を復活させること。
- (6) 都営住宅の入居収入基準を元に戻すよう国に求めること。
- (7) 都営住宅の供給拡大と管理・運営の改善
都営住宅総戸数抑制政策をあらため、都営住宅の新規建設を再開すること。とりわけ不足している低・中所得者、高齢者、若年ファミリーなどのための住宅供給計画をたてること。
都営住宅用地を「都市再生」のための開発に提供することをやめ、不足する都営住宅や若年ファミリー世帯、勤労都民向け住宅の建設を基本にすること。
「使用承継制度」の改悪を撤回し、従来通り一親等まで承継を認めること。明け渡し誓約書の提出を求めないこと。また、現在の使用承継の例外許可条件のうち、病弱者については、「主治医の診断書をふまえ、住環境の病状への影響状況に基づき、居住の継続が必要と判断される場合」を加えること。
東京都も借り上げ公営住宅制度を活用し、UR住宅や民間マンション等を借り上げて、公営住宅として供給すること。
公営住宅法に基づく民間賃貸住宅の借り上げ、都営住宅としての利用を創設すること。
長期の空き室を放置せず、公募にかけること。
都営住宅管理は直営を基本とし、民間営利企業も参入可能な「指定管理者制度」は中止すること。
住戸面積は、1DK、2DKなど小規模住戸に偏ることなく、若年ファミリー世帯や3世代ファミリー世帯などに対応できるよう、3DK、4DKなど住宅を供給すること。

住戸面積を誘導居住面積水準まで引き上げること。設計パターンを増やし、同一面積であっても、居住者が生活スタイルにあわせたさまざまな選択ができるようにすること。期限付き入居制度は廃止するとともに、期限付き入居者に対して一方的な退去を強行せず、契約更新を認めること。

入居申し込み時の資産調査や同意書の強制は行わないこと。

家賃の全額免除制度を復活させること。特別免除制度は元に戻し、新たに原爆被爆者を減免の対象に加えること。

申請手続きが困難な高齢者等には、自動的に減免が受けられるようにすること。収入調査にあたって同意書の提出を強制しないこと。

都営住宅の建て替え、大規模団地再生計画、住宅改善、及びス・パ・リフォームなどは、住民の意向を十分尊重してすすめ、建て替え後も住み続けられるように家賃軽減措置を拡充すること。同時に、型別供給方式は再検討し、専用面積の拡大、ソーシャルミックスの配慮、高齢者施設や保育施設などを促進すること。

建て替え計画は、少なくとも1年前に住民に説明すること。住民合意を尊重し、一方的な計画押しつけは行わないこと。移転には十分な時間を保証するとともに、移転経費は廃棄物処理代金もふくめた実費を補償し、住民に負担を押しつけないこと。

孤独死対策や認知症高齢者対策等、高齢者の見守りに取り組み、巡回管理人を増員してきめ細やかな相談に応じられるようにすること。

すべての都営住宅の耐震改修・補強工事を促進すること。

計画修繕の完全実施、バリアフリー化、窓枠アルミサッシ化、給湯器や浴室の改善を促進し、畳取替えの公費負担など修繕負担区分を見直し、居住者負担を軽減すること。

すべての都営住宅にエレベーター設置を早期に完了させること。すべてのエレベーターに地震時管制運転装置の設置を急ぐとともに、緊急時に対応できる体制を確立すること。

(8)住宅供給公社住宅の拡充

東京都住宅供給公社を、勤労都民、低中所得者のための供給主体として位置づけ、一般賃貸住宅の新規建設の復活など、事業の拡大をすすめること。

一般賃貸住宅の家賃の設定は、近傍同種でなく、応能を基本とした制度に改めるとともに、3年ごとに見直しをやめること。

低所得者、母子、障害者、高齢者への家賃減免の拡充、失業・疾病など収入激減者への家賃減免制度を確立すること。

「従前居住者制度」の拡充のため、一般賃貸の建て替えにあたって財政支援を行うこと。一般公募の期限付き入居制度はやめること。期限付き入居者に対して一方的な退去を強行せず、契約更新を認めること。

再整備計画は居住者参加で見直すこと。また、建て替えにあたっては、計画を早期に提示し、居住者の合意と納得を前提とすること。

公社住宅の増築事業への助成を増やし、増築戸数を拡大すること、事業は住民の合意ですすめ高家賃化を防ぐこと。

既存公社住宅のバリアフリー化、浴槽などの取り替え、窓枠やドアのアルミサッシ化、駐車・駐輪場、集会所等の増設など住環境整備への助成や貸し付けを拡充すること。

公社住宅の耐震改修・補強工事を促進すること。地盤沈下等による被害を受けている住宅は、抜本的な改修を行うこと。

居住者から批判の多いコールセンター方式はやめ、人員も拡充して従来の窓口センターでの受け付けにもどすこと。

(9) 公営住宅の入居基準をこえる世帯も含め、都民が負担可能な家賃で入れる応能型の都立住宅を都の単独事業として建設すること

(10) 区市町村営住宅建築などへの、用地費助成や都有地の提供を行うとともに財政的支援を強めること。

(11) 民間賃貸住宅居住者への支援。

外国人、独身者、障害者、高齢者、1人親世帯などへの居住差別をなくし、だれもが安心して賃貸住宅を借りられるよう、公的な保証制度を確立すること。

民間賃貸住宅に暮らす低所得者や高齢者、子育て世帯等に対する家賃補助を行うこと。

あんしん賃貸支援事業にもとづいて、自治体が斡旋する家賃保証会社については、賃貸借人に著しく不利益で不当な条件が付けられることなどないよう調査し、悪質な業者については指導を強化するなど、不法行為の取り締り対策を講じること。

民間住宅建設融資斡旋制度は、融資限度額や融資単価を引き上げ、利率の引き下げ、償還期限の延長、公的金融機関との併用義務付けの見直し、無担保融資など利用者の利便と負担の軽減をはかること。

賃貸住宅紛争防止条例の周知徹底と賃貸住宅トラブル防止ガイドラインの普及を図ること。

また、悪質不動産業者のおこなう管理業務について、行政が指導・監督できるよう宅建業法の改正を国に求めること。

(12) 分譲マンションにたいする支援策を抜本的に拡大すること。

都内の分譲マンションの実態を掌握するための悉皆調査を継続すること。

建築基準法で一定規模以上のマンションに義務づけられている建物や設備の定期報告制度に基づく「定期診断」に対して公的補助を行うこと。

マンションを長持ちさせるため、維持・管理に取り組んでいる住民を支援すること。とくに、マンションの劣化診断や省エネ化、アスベストの除去、大規模修繕、改築、建て替えについての助成や長期低利の融資制度を都独自につくること。

貯水槽の検査・清掃に助成するとともに、都の責任でマンションの水道を直結給水化すること。

電気会社の負担で変電機を小型化し、電力会社が無償使用している変電室を他の目的に活用できるようにすることや、危険な白ガス管の交換は、ガス会社が責任を持って早急に行うよう指導すること。

ゴミ置き場用の土地、管理室、集会場、機械室、管理組合法人の保有する固定資産について、その公共性にふさわしく固定資産税を減免すること。

マンション問題についての法律、技術、管理など総合的な相談に対応できる総合窓口の体制を強化するとともに、区市の相談体制への支援を強化すること。

4 5 公共交通の整備

(1) 自動車依存型から脱却するため、実効ある交通需要マネジメントを促進すること。

(2) 東京における公共交通を中心とした交通網の整備をすすめるため、総合的な交通政策を確

- 立すること。バス専用レーンやバス優先信号帯の設置など、公共交通優先の一層の促進をはかること。
- (3)交通不便地域での都民の足を確保するため、ミニバス整備や都市活性化のためのLRT(ライト・レール・トランジット)などの導入促進のために具体的に取り組みを行うこと。
- (4)過密乗車の改善が求められている鉄道の複々線化にさいしては、地元負担の軽減に努めること。鉄道の高架化・複々線化促進を口実にした再開発などの押しつけは行わないこと。高架化・地下化は住民合意を前提にするとともに、騒音など環境対策に万全をつくすこと。
- (5)区部周辺部の環状方向の公共交通の促進、多摩南北方向、八王子・町田、多摩西部地域への公共交通の整備をすすめること。
- (6)都営交通のサービスの改善
- 都営交通料金の引き下げに努めること。
- 都民の貴重な足である都営バス路線の廃止をおこなわないこと。交通不便地区などでの都営バス設置の要望に積極的にこたえること。
- 都営バスの民間委託は行わないこと。運転手は正規採用とすること。
- 都営バス停留所での接近表示、上屋・ベンチの整備を促進し、都民サービスの向上に努めること。
- 都バスのITカードの割引サービスを充実すること。
- 都営地下鉄の駅務の民間委託を中止するとともに、駅員の増員を行うこと。また、保線業務などについても直営を基本とすること。
- 大江戸線をはじめ、全路線での都営地下鉄のホーム柵の設置を急ぐこと。エレベーター、エスカレーターなど、未設置駅の解消を進め、バリアフリー対策を強化すること。
- 不況対策として、児童・生徒の通学定期の割引を拡大すること。
- 都営地下鉄の車両を増備するとともに、快適な車両の導入をはかること。
- 清潔で使いやすいトイレへの改修をすすめること。
- (7)交差点事故を防ぐために
- 信号機の設置を促進するとともに、設置にあたってはLED化を進めること。歩車分離式信号を大幅に増設し、交差点での事故防止に努めること。
- 高齢者の安全確保のために、青信号時間の延長や高齢者感应式信号機の整備をすすめること。
- (8)電線の地中化などライフラインの共同溝の整備を図ること。
- (9)電線の切断の防止対策を行うこと。
- (10)震災など緊急時の電話回線の容量確保を図ること。

46 上下水道の整備

- (1)やすくて安心できる水道を
- 過大な水需要計画と事業計画を見直し、水道料金を値下げすること。
- 不要な八ツ場ダム建設の中止を国に求めること。都負担となる水源負担金の財政支出を中止するとともに、国にたいして地元住民の生活再建に責任を負わせること。
- 地震災害の際に耐震強度の高い給水システムの構築に努めること。
- 都民サービスの低下とワーキングプアをもたらす業務の民間委託は見直すこと。

直結給水モデル事業を拡充し、小中学校での直結給水の普及を推進すること。
工業用水は継続すること。

TSSなど監理団体への工事、検査、営業所業務の委託拡大は行わないこと。
福祉施設等への水道料金減免を拡充すること。

「おいしい東京の水」キャンペーンの過大な宣伝広告費を抑制すること。

(2)安全で快適な都市生活のための下水道を

過大な事業計画を見直し、下水道料金の引き下げをすすめること。

雨水流出抑制対策として、雨水貯留管の敷設を拡大すること。

分流式下水道地域での排水管整備を推進すること。

豪雨時のマンホールからの溢水を防ぐため、ポンプ場を増設すること。

降雨時の時の下水道工事の安全確保と作業中断などのための諸経費を支払うこと。

一般会計繰り出し金など正当な費用については一般会計に負担させること。

下水管補修のためのミラー方式TVカメラシステムについては、全面導入に固執せず、関連業者が安心して使用でき、設備投資できる機器への改善を急ぐこと。導入に当たっては業者との協議を尽くすこと。

安全な東京へ、防災・防犯対策を拡充する

47 震災対策などの充実

(1)「首都直下地震における東京の被害想定」を、都民の生命と財産を守る立場から抜本的に見直すこと。

(2)「地域防災計画(震災編)」「震災対策事業計画」は「減災」と「復興」を一体的にとりくむことを基本に抜本的に見直すこと。

(3)震災は「人災」の立場から、被害を未然に防ぐためのとりくみ、地震に強いまちづくりを早急にすすめること。

(4)都独自に地震の予知、観測体制を確立すること。

都内各地に微小観測井戸、及び公共施設などに強震計を設置するなど観測体制を確立すること。

都心部をはじめ都内の活断層、地質調査をあらためて実施すること。

東京都地震防災研究所を設置し、都独自の予知、観測、及び防災について系統的、総合的な研究を行うこと。

(5)地震に強い街づくりを優先的に進めること。

新潟県中越地震で発生した破壊力に対応した建築基準の改正を国に求めるとともに、首都高速道路、橋梁、公共施設などの耐震補強をすすめること。

長周期波の地震による超高層ビルの被害について、調査・研究を行い、対策を講じること。

大都市特有の超高層ビル防災対策や地下街対策など防災マニュアルを作成・充実すること。液状化が予測される地域の対策強化、ゼロメ - トル地域の堤防や河川整備を強力に推進すること。

臨海部や軟弱地盤などでの液状化対策とともに側方流動対策をすすめること。

エレベーターの地震時管制運転装置の設置を促進するとともに、地震時対応マニュアルの作成、復旧自動車については緊急車両扱いにすること、緊急時の通信回線確保、マンションなどのエレベーター復旧要員の育成などを強化すること。

地域の特性に応じた防災空地・拠点の確保など防災地区づくりを区市町村と共同して進めること、また住民の自主的な防災まちづくりを支援し、アドバイザー派遣や研修への助成、援助を行うこと。

(6) 木造住宅密集地域の解消

遅々としてすすまない木造住宅密集地域の解消のため、予算を大幅に増額し、都営住宅の建設や建替促進住宅のための種地確保、共同建替え助成や新築分譲マンション取得支援、公共用地による防災公園やなど都が積極的に行うこと。

木造住宅密集地域および防災危険度の高い整備地域の指定について、首都直下型地震被害想定にふさわしく見直し、拡大をはかること。

予算を拡充して地元自治体の負担軽減を図るとともに、関係区市、住民との連絡協議組織をつくり、事業の促進を図ること。

住民追い出し、開発型の事業を押しつけないこと。

木造住宅密集地域の木造住宅耐震診断、耐震改修助成は、居住者の生活実態をふまえ、基準の見直しと助成額の抜本的に引上げを行い、区市町村への支援を強めること。

都市防災不燃化促進事業については、都の補助単価を大幅に引き上げ、融資制度は長期低利に改善すること。

活用しやすい防災生活圈促進事業は復活すること。

(7) 耐震診断、耐震改修の促進について

「東京都耐震改修促進計画」にもとづき、学校や地域センターなど避難所や応急対応にあたる施設についての耐震化100%の早期達成を図るため、具体的な支援を行うこと。また都営住宅や公社住宅なども、診断・改修ともに目標を100%におくこと。

公立小中学校の耐震化を促進するために、都として区市町村が行う耐震診断および改修補強工事への助成を拡充すること。同時に、国に対し補助単価の拡充を求めること。

木造住宅耐震改修を促進するため、一般の木造住宅、木造共同住宅への耐震診断・補強への支援を行うこと。また、居間や寝室など住宅の一部であっても、命を守る立場で制度の拡充を行うこと。

マンション耐震診断・耐震改修助成制度を拡充し利用促進を図ること。また、貸付制度を創設すること。

マンション管理組合が耐震改修に取り組むときは、合意形成を支援する相談窓口の設置や専門家の派遣を行うこと。

(8) すべての公共施設やライフラインはM7.3の基準での耐震診断を行い、早急に必要な補強と改築を行うこと。また、区市町村の庁舎、公共施設などの耐震診断と補強の実態を掌握し、必要な補助を行い、耐震改修を推進すること。

(9) 大地震の教訓にまなび、全都いっせいに学校防災安全点検を実施し、必要な対策を講じること。学校防災マニュアルの見直しを行うこと。

- (10)住民による自主的な防災活動への支援を強化すること。
「復興市民組織」を予防もふくめた組織として、再編し、総合的な防災活動ができるように支援すること。
防災訓練は、都民、自治体を中心とした訓練を推進すること。防災訓練へのアメリカ軍の参加は中止すること。
防災市民組織の事業所防災体制の活性化が促進されるよう支援を強化すること。
ボランティアとの連携、協力体制を強化し、専門ボランティアを育成すること。
- (11)避難場所は、一人当たり2平方メートル以上の面積を確保するとともに、遠距離避難地域の早期改善を行うなど抜本的に見直しを図ること。避難施設の整備拡充を図ること。
- (12)区市町村と連携し、震災に即応する体制を確立すること。
地震発生時に迅速・正確に情報を集中し、住民に被災状況や安否確認など正確な情報を提供でき、避難勧告や指示が適切に出せるよう、24時間の即応体制を確立すること。
ヘリコプターによる活動体制の充実、強化をはかり、ヘリポートを増設すること。
帰宅困難者（通勤・買い物客など）対策マニュアルの作成と、避難ルート、避難所、避難場所の確保を図ること。
震災時仮設住宅のためのプレハブ材のストック、用地の事前確保をすすめること。
大幅に不足している23区の避難所の確保を図ること。学校の統廃合などによる避難所の減少はさせないこと。
避難所の食料、医薬品、生活必需品の備蓄をふやし、即応体制を確立するとともに、応急給水施設を整備し、すみやかに空白域をなくすこと。また、浄水所、配水所の緊急時即応体制を確立すること。
要介護高齢者、障害者、乳幼児など、災害弱者の地域ごとの把握と対応策を確立すること。
- (13)都独自でも、震災等の被災者にたいする住宅や生活の再建支援金の給付、住宅や経営の再建資金の超低利貸付など個人補償制度を実現すること。

4 8 豪雨・水害対策の充実

- (1)「東京都豪雨対策基本方針」にもとづき、雨水浸透策や地下室・地下街対策など都市型水害の抜本策を講じること。また、国、区市町村、民間とも連携し、総合治水対策を本格的に推進すること。
- (2)総合治水の見地から大型開発を抑制するとともに、開発にあたっては雨水の浸透、貯留・利用を基本とした都市計画や、開発者負担などを制度化すること。
- (3)各河川流域での都市開発を抑制するとともに、各戸雨水貯留浸透施設設置事業を拡充し、調整池、雨水浸透型舗装など雨水抑制対策を抜本的に強めること。
- (4)遅れている東部低地帯の雨水対策について促進を図ること。
- (5)異常気象にともなう集中豪雨に対応するための対策を急ぐこと。局所的豪雨に対応する地下貯留管を増設すること。
- (6)都市河川、内部河川の改修、治水対策を重点的に行うこと。激甚災害指定された妙正寺、

- 善福寺川の河川改修を促進すること。また、護岸、橋桁などの補強・改善を実施すること。
また、妙正寺川に新たな調節地を設けること。
- (7)地下鉄、地下街への浸水の防止、都心での窪地への雨水集中を防止する対策など、都市型水害対策を緊急に講じること。
 - (8)道路や鉄道との立体交差部分での冠水被害を解消するため、現場調査を実施し、冠水時の排水設備や警報装置の設置など安全対策を緊急に講じること。
 - (9)地下室、半地下施設の適格性について再検討を行うこと。水害予想地域の地下室、半地下施設の建設を抑制するとともに、既存建築物の対策をいそぐこと。
 - (10)経営計画 2010 で指定されたくぼ地や坂下など浸水の危険性が高い対策促進地区 20 地区について、早期に 1 時間 50 ミリの降雨に対応できる幹線などを整備すること。
 - (11)雨水対策に係わる費用を下水道料金に転嫁しないこと。
 - (12)水害被害者にたいする融資、営業補償見舞金を改善・充実すること。その際、水害被害者救済の施設改善資金融資は、新規施設だけでなく機械などの修理も対象とし、特別な利子補給を行うこと。
 - (13)水害地域での高床式建て替えについて助成を行うこと。

4 9 消防・救急体制の充実

- (1)消防車、消防職員体制の抜本的強化をはかること。
救急体制の拡充のために、救急隊員（女性隊員もふさわしく増員する）および救急車を大幅に増強し、救急車の更新、高規格救急車の増車を計ること。
消防力配備の基準を、東京の都市の実態に見合うよう改善し、不足する消防車などの台数を直ちに増強すること。
首都直下地震に備えて、家屋の倒壊や火災時の資器材、救助用資器材等を各消防署に整備・充実を図ること。
多摩地域の消防署未設置市に消防署の設置を急ぐこと。
2 3 区の消防団分団本部施設の改築・改修、拡充を急ぐこと。団員の報酬や、費用弁償を大幅に引き上げ団員の処遇を改善すること。防災服の更新を行うこと。電光標示器を整備すること。多摩地域の消防団の待遇改善のため市町村に対して、新たな補助制度を創設すること。
ハイパーレスキュー隊をすべての方面本部に配置すること。
耐震防火水槽の設置を促進すること。多摩地域の防火水槽不足地域の解消を図るために市町村への補助を行うこと。災害井戸を復活し、活用を図ること。
- (2)災害ボランティア・ネットワークなど、市民活動団体と連携し、地域レベルで災害ボランティア・コーディネーターの養成をすすめること。また、危険地域でのボランティア活動に給付される保険への補助を行うこと。
- (3)住宅火災防止対策の強化
1 9 9 0 年に消防化学研究所が行った「各種畳における難燃性について」の研究結果によると、稲わらが一番燃えにくいとされている。これを広く都民に周知・普及啓発すること。

1990年に発表された「発砲断熱材の燃焼性の評価方法に関する研究」結果では、フェノールフォームが建築防火的に最も優れているとされた。この研究結果を広く都民に周知・普及啓発すること。

家屋の天井に取り付ける「自動火災消火装置」について、専門家はきわめて効果があると指摘している。都として区市町村と共同して財政支援を行い、防火対策を促進すること。

50 防犯、交通安全対策の充実

(1) 都民の安全・安心を確保するための警察の配置

都民の安全・安心を確保するため、交番を地域の必要性や要望を考慮して計画的に設置していくこと。

警視庁の予算や人員配置を、警備・公安中心から、刑事・防犯活動中心に切り替え、交番やパトロールなど現場体制を抜本的に強化すること。

国会や各国大使館など首都警備にかかわる警察は国の責任でおこなわせ、確保した警察官は都民生活の安全・安心の確保に資するものとする。

(2) 犯罪被害者、青少年、子どもへの支援

犯罪被害者への支援を強化すること。

青少年が犯罪に巻きこまれる危険のある盛り場などでの生活指導の強化など、都として対策を強化すること。

犯罪から子どもたちを守るため、学校の防犯対策や登下校時の安全対策は、学校・地域・行政参加で促進すること。

都立学校への警備職員の配置など、学校の安全に万全を期すこと。区市町村立学校での警備員配置、防犯カメラ設置などに支援を行うこと。

(3) ギャンブルの社会的弊害の防止

ギャンブル依存症など社会的弊害の明らかなカジノ導入を行わないこと。

違法カジノなどの取り締まりを強めるとともに、ギャンブル依存症などギャンブルの社会的弊害について、調査・研究を行うこと。

(4) 駐車違反取り締まりの緩和措置として、荷さばき場をふやすこと。その際には、地元商店街との合意をはかること。また、障害者・高齢者やスクールバス、宅配業者などについては配慮すること。

地球温暖化対策などの環境対策を拡充する

5 1 地球温暖化、ヒートアイランド対策の推進

(1) 地球温暖化、ヒートアイランド現象を抑制する立場から、都市の開発を抑制し、みどりの確保に努めること。

二酸化炭素の排出を自然界が吸収可能なレベルに抑制することを目標とすること。

京都議定書にもとづく二酸化炭素排出抑制目標を早期に達成するとともに、1990年比で、2020年30%以上の削減、2050年80%以上削減する目標を明確にしてとりくむこと。

海外航路をふくめた飛行機・船舶の二酸化炭素排出規制を環境確保条例に盛りこむこと。自動車のCO₂排出量削減を環境確保条例に盛り込むとともに、自動車の総量規制に踏み出すこと。同時に、モーダルシフト、ロードプライシング、パークアンドライド、エコカーの開発・研究・普及への支援などを積極的にすすめること。

中小企業や都民への助成を大幅に拡充し、CO₂削減対策に積極的にとりくめるようにすること。商店街の街路灯のLED化への支援の拡充、家庭のLED電球の普及のための支援制度の創設にとりくむこと。

火力発電所を二酸化炭素排出削減義務づけの対象とすること。太陽光・熱、風力、潮力など自然エネルギーや再生可能エネルギーの利用促進支援計画を策定し、都施設での利用を促進するとともに、民間への拡大を図り、区市町村への支援を強めること。燃料電池の利用、バイオマスエネルギー、植物性廃油の燃料化技術の開発などをすすめること。

太陽光発電への補助制度は継続すること。

地球温暖化対策の区市町村への包括補助は拡充し、継続すること。

ヒートアイランド現象調査のために区部120カ所のメトロス測定を復活させること。

地表熱の吸収に効果がある芝生化を促進すること。特に学校、駐車場、オフィスビルの公開空地などの芝生を拡大し、必要な支援を行うこと。

建築物や道路構造物に、屋上、壁面緑化の義務化など強制力のある手法を導入すること。

また、暗渠の河川化など、水面の拡大に力を注ぐこと。

臨海部、都心部での大規模超高層ビル群の開発を抑制し、風の道の確保を計画的にすすめること。

都心部における公園と緑、河川などクールスポットの復活と拡充をいそぐこと。

森林再生や市街地における緑の保全、確保とともに、地下水の保全を推進すること。また、都立公園の整備を促進すること。

コンビニなどの24時間、深夜営業の自粛、自動販売機の抑制などの促進対策を、都として講じること。

(2) 環境にやさしい自転車の利用促進支援事業を創設し、自転車を共同利用する都市型コミュニティサイクル(自転車シェアリング)の整備促進、自転車レーン・自転車専用道の整備、自転車通勤を支援する中小企業の駐輪場などの環境整備等を支援すること。

(3) 環境アセスメント制度の抜本的拡充

環境アセスメント制度を、複数の開発計画や人的影響などをふくめた総合アセスメント制度として見直すこと。

「都市再生」関連の事業の特例扱いをやめ、「特定地域」における超高層建築物の対象を高さ100メートル以上、面積10ha以上にもどすこと。また、計画段階アセスの対象規模を10ha以上とすること。

環境アセスメントの対象規模については条例化するとともに、事業段階アセスメントの手続きは、旧条例に準ずること。評価項目に二酸化炭素排出量を加えること。

環境アセスメント技術指針の調査項目にPM_{2.5}を加えること。

5.2 緑をまもり、ふやす対策の強化、自然との共生の推進

(1) 現存する緑と自然の破壊を規制し、予算を大幅に増やして積極的に保護と回復を図る。

緑の倍增計画を復活させること。

東京の貴重なみどりを守るための「緑地保全目標」を引き上げること。毎年度、緑地の調査を行い、計画的な緑の保全に努めること。東京グリーンシップアクションプランをさらに強化、支援、拡充し、連携して緑の保全に努めること。

都市計画公園の整備目標を大幅に引き上げ、積極的に推進すること。整備・拡充にあたっては、公共責任で行うこと。民間にも積極的な役割を果たさせること。

市街地での緑地保全地域の拡充、里山保全の指定を促進し、公有化につとめること。また、区市町村への保全緑地公有化事業を制度化し充実すること。

稲城市南山開発は中止すること。

サポート・レンジャーの受講費に支援を行うとともに、自然保護に携わっているNPOや区市町村への支援を拡充すること。

自然公園の特別地域などの指定を促進すること。また、自然公園内の開発行為の規制を強化すること。

相続などで売却、開発され失われつつある屋敷林、雑木林を保全すること。

鹿などによる山林被害の拡大をふせぐこと。都市農地の保全に努めること。

(2) 多摩の植林の間伐、広葉樹への植え替えなど、植生の回復に努めること。

(3) 臨海部の埋め立て地の大規模開発は中止し、海の森の養成や都民の憩いの場としての利用を促進すること。

(4) 都立霊園に樹木葬の墓地を増やすなど、多様なニーズにこたえ、安価な墓地の提供に努めること。

(5) 希少動植物を保護し、生態系の生息環境を保全すること。

アカガシラカラスバト、オオタカ、トウキョウサンショウウオ、オオムラサキ、エドハゼ、キンラン、ギンランなどレッドデータブックに指定されている絶滅危惧種を保護種として指定し保護をはかること。

保護種の保全区域を定め、区域内での開発を規制するとともに保全区域の公有化を促進す

ること。また、保全地域等の希少種、外来生物等の生息生育状況の調査を行うこと。
都内中小河川等の水生生物・魚類等の実態把握をすること。
東京の郷土種に配慮した植栽（クヌギやコナラなど）の保全に向けた調査を行うこと。
自然公園、都立公園における動物の実数を把握し、保護すること。

- (6) 貴重な動植物が生息する小笠原諸島の自然保護を強力にすすめること。世界自然遺産への登録を急ぐこと。
- (7) 環境科学センターを都直営にもどすとともに、体制を拡充し、研究者の育成を図ること。また、研究費を増額し、調査、研究を拡充すること。
- (8) 都内での温泉掘削は、総量規制の立場から抜本的に見直し、営利を目的とした掘削、利用及び新都市建設公社など公的機関による掘削、利用は許可しないこと。

5 3 大気汚染などの公害対策やアスベスト対策の強化

- (1) 東京大気汚染公害裁判の和解条項にもとづき、公害対策の強化、大気汚染対策を抜本的に強化すること。

都の大気汚染健康障害者医療費助成を拡充し、18歳以上の慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅの3疾患を助成対象にすること。国にたいし、大気汚染による健康被害者への抜本的な救済策を実施するよう求めること。

自動車交通総量の規制目標を設定し、自動車交通総量抑制・削減のため、TDMやモーダルシフトなど総合的対策を取ること。

NOx、PM法規制に対応できるよう、中小業者の新規制車への買い換えを支援し、助成制度や特別融資の利子負担軽減制度を拡充すること。

一般大気環境測定局、自動車排出ガス測定局を増設すること。また、設置場所は実態を正確に表す場所になるよう点検し、移設すること。

PM2.5微小粒子の国基準に基づいた測定をすべての測定局で行うこと。

事業所ごとの「排出総量削減計画」は、低公害車の導入の義務づけなど実効性あるものとする。都内一定地域への乗り入れの禁止、生活道路への大型通過車両の進入禁止など実効ある対策を講じること。

燃料電池車など低公害車の開発・普及および、都が率先してすすめるとともに、低公害車への買い換えを促進すること。

歩道、植樹帯、環境施設帯、防音施設など道路構造の改善を図ること。

大気汚染の高濃度地区への脱硝装置の設置など局地対策を強化すること。

高速道路、幹線道路沿道の住民の生活・健康などの総合的な調査は、対象・項目を大幅に拡大して、継続的に実施すること。

NO₂測定運動への補助を復活すること。

- (2) 光化学スモッグ発生時の自動車乗り入れ規制などの緊急対策を実施すること。光化学スモッグの発生を防ぐための対策を早急に確立すること。中小企業を支援してVOCの排出を削減、光化学オキシダントの環境基準達成にむけて対策を講じること。

(3) ダイオキシン、環境ホルモンなど有害物質対策を強化すること。

ダイオキシンの総合対策を強化し、塩化ビニールを製造段階から規制すること。

工場跡地、清掃工場周辺の大気、水質、土壌の調査および母子健康調査を実施しダイオキシンによる汚染実態を把握すること。

城南島などのスーパーエコタウンについては、処理施設での事故発生を防止し、環境保全のために必要な対策を講じること。

環境ホルモンなど非特定化学物質についての調査を充実させ、都民への情報公開を随時行うとともに、環境化学物質基本法制定を国に求めること。

有害性や健康被害が懸念されているナノ粒子について調査、研究を進めること。

(4) 土壌汚染対策を抜本的に強化すること。

工場閉鎖後についても土壌調査を訴求できることなど、土壌汚染対策法の抜本的改正を国に強く求めること。

築地中央卸売市場の移転予定地（豊洲）の土壌・水質調査については、全有害物質を対象に1ヵ所ごとの深度方向調査、有楽町層以下の調査などやり直すこと。

工場等の廃止や土地の改変時における土壌汚染の調査は、第三者機関が行い、全面的に公開すること。

調査メッシュの強化、地歴の遡及期限の延長など、汚染の見すごしをなくすための措置を強化すること。また、小規模事業所が行う報告、処理対策への援助を行うこと。

ダイオキシンや六価クロムなどの有害物質で汚染された土壌については、情報公開を行うとともに、恒久化処理による無害化をすすめること。

(5) 水質汚濁防止を強化すること。

東京湾の水質浄化に努め、富栄養化防止対策を強化すること。

東京臨海部の水質浄化に努めること。

羽田空港D滑走路増設にともなう多摩川、海老鳥川の流況及び環境の変化を調査すること
中小河川の広域監視体制を復活し、自然と緑を生かし、湧水の保全などに努め、親水性を高めるとともに、水質改善を図ること。暗きょ化をやめ、水辺環境保全に努めること。

利根川上流域の自治体と協力し、川上からの水質浄化をすすめること。

(6) 騒音・振動対策を抜本的に強めること。

航空機騒音の実態を調査し、測定所の増設を図ること。

首都高速・一般幹線道路沿道の騒音・振動調査のさい、住民の被害調査を実施し、抜本的対策を講ずること。

既設・在来線を含めた鉄道騒音、振動にかかわる環境基準を都として独自に設定し、事業者の実態と被害の調査をおこなわせ、ノージョイント化など必要な改善対策を講じさせること。

電磁波による健康影響調査を行うこと。

(7) ディーゼル車排出ガスの影響調査や花粉情報、植林のあり方の検討など、抜本的な花粉症対策を講じること。

(8) アスベスト対策の推進

アスベストを製造、販売、使用、廃棄した企業の追跡調査を行うとともに、被曝者救済、アスベスト追跡調査など業界、企業に社会的責任を果たさせるよう国に求めること。

環境曝露、家族曝露、補償制度のない自営業者など被災者にたいする補償制度を確立するよう国に求めること。都としても支援を行うこと。

解体工事に伴う吹きつけアスベストの飛散防止対策を強化すること。解体工事での届け出を徹底させること。

非飛散性（成型板）アスベストは、解体工事、保管・処理・処分のルートづくりと、中小企業のための保管施設の確保など、都の支援を強めること。

学校、公共施設などアスベスト除去への補助制度を創設すること。

中皮腫などアスベスト被害による疾患の診断・治療の専門医の育成、および医療体制の充実をすすめること。アスベスト被害者の健康調査について都として助成制度を設けること。

再生砕石製造業ではスレート等の搬入防止を推進し、施設での大気測定を周知徹底すること。

5 4 省資源・リサイクル、廃棄物対策の推進

(1) 廃棄物の発生抑制、減量対策など

製造段階での発生抑制など、企業の責任を明確にした減量対策を促進すること。環境管理計画 ISO 14001 シリーズ認証取得の徹底をはかり、製造段階からの廃棄物の削減に努めること。その際、中小企業に対する取得支援を行うこと。

東京都廃棄物処理計画にもとづき、区市町村が各年度の目標を達成できるよう十分な支援を行うこと。

企業による減量・リサイクルを推進するために、東京都が訪問、調査、指導の徹底など積極的な役割をはたすこと。

市町村の廃棄物処理施設への助成を継続、拡充すること。

(2) 産業廃棄物の企業責任での処理徹底

8 都県市で連携し、産業廃棄物対策を強化すること。都としても産業廃棄物 G メンの拡充、不法投棄、野焼きの監視と規制の体制を強化すること。

建設廃棄物（建設廃材、建設泥土）の減量促進、リサイクル施設整備や仕組みづくりに努めること。

医療廃棄物は、在宅医療から出るものも含め、処理体制を整備し、医療機関の処理費用への公的補助を行うこと。また、在宅医療で排出された注射針などの回収事業への処理費用の支援をすること。

(3) 一定規模以上の開発計画について、条例で定められた廃棄物処理施設確保の事前協議制度をさらに強化すること。

(4) 家電リサイクル、中小業者のリサイクル・再資源化への支援

家電回収における、指定取引所の拡大を製造業者の責任で行うなど、小売店や消費者の負担を軽減すること。

区市町村と連携し、事業系ごみの多種分別収集を促進するとともに、福祉施設等の負担を軽減すること。中小・零細業者へのリサイクル・再資源化のための支援を強化すること。再資源化活動強化の要である、資源回収業者の育成と、資源物の再生利用の促進など出口

対策を抜本的に強化すること。

コンポスト化のとりくみを拡大するために、都立の施設への設備の設置。区市町村の助成制度への補助をおこない、商店街や大規模店舗等への設備の設置を推進すること。

(5) 最終処分場の減容と延命を図るとともに、新海面処分場など大規模処分場方式を根本的に見直すこと。

(6) 都市再生による建設残土の発生を抑制すること。

都民が中心の都市づくり、行財政運営に転換する

5.5 東京一極集中の是正、持続可能な都市づくりへの転換

(1) さらに東京一極集中と地球環境破壊をもたらす「都市再生」偏重の都市づくりをあらため、都市としての成長をコントロールし、都民参加で持続可能な都市・東京のまちづくりをめざすこと。

(2) 「都市再生」をはじめとする開発計画について、人口・産業・環境・財政など総合的で多面的な都市アセスメントを行うこと。

(3) 「都市再生」を中止すること

「都市再生緊急整備地域」の指定を解除し、都民参加で土地利用計画を再検討すること。「都市再生特別地区」制度は廃止すること。

都財政破たんの原因となる臨海副都心、環状2号線新橋・虎ノ門地区、北新宿、大橋地区など都施行の大型開発は中止すること。

「都市再生」のための「先行まちづくりプロジェクト」は中止すること。

大手町の「連鎖型再開発」やセンターコア内の「地区計画原則化」「特例容積率制度」など、大企業、ゼネコンによる大規模開発を支援する誘導策や規制緩和はただちに中止すること。

(4) 環境破壊をもたらす幹線道路計画は抜本的に見直し、生活道路の整備を促進すること。

環境破壊と巨額の財政投入をもたらす3環状道路の建設計画は、都民参加で抜本的に再検討すること。

外郭環状道路及びその2道路計画は中止すること。東名高速道路以南の計画化をおこなわないこと。

首都高速道路中央環状品川線は中止すること。

自然の宝庫である高尾山の自然を破壊する圏央道高尾山トンネル工事及び神奈川県側への延伸は中止すること。

区部、多摩地域の都市計画道路計画のうち不要・不急な路線の廃止・縮小など抜本的に見

直すこと。

交通渋滞と環境悪化をもたらす首都高速道路晴海線の晴海仮出入口建設、環状2号線湾岸部延伸の中止など、臨海副都心のアクセス道路は抜本的に見直すこと。

排気ガスが滞留する交差点改良、「第2次すいすいプラン」を推進するとともに、整備にあたっては関係住民の合意と納得を前提とすること。渋滞交差点の解消のためのあらたな交差点改良計画をたて、必要な予算を確保すること。

自転車専用道路や歩道の整備など、環境にやさしい道路の普及を推進すること。

道路舗装の補修サイクルを引き上げること。

(5) 都民のための公共用地の拡大と都民本位の利用計画を。

貴重な公有地を大企業やマンション業者などにむやみに売却せず、防災公園やヒートアイランド対策など都民要求にもとづいて活用すること。

公有地の利用計画は、地域住民の納得と合意を得られるものとする。

公有地や国有地や工場跡地、大規模未利用地は、開発優先でなく、都市公園、防災公園など緑の回復と保全のために活用するなど、都民本位の利用計画を策定し、その取得にあたること。

市町村による公共用地取得に対する財源措置を拡充すること。

(6) 人口減少時代を迎えるもとの、道路、橋梁、公共施設などのインフラ整備は維持・更新中心に切りかえること。

(7) 羽田空港移転跡地は、地元区および都民参加で利用計画を策定すること。

(8) 東京のよりよい景観づくりのため、大規模建築物の抑制を図ること。都選定歴史的建造物および景観上重要な歴史的建造物指定の制度の拡充と財政措置を行うこと。

5 6 過大な港湾整備、臨海開発の見直し

(1) 第7次改訂港湾計画は、都民参加で抜本的に見直すこと。

(2) 国際コンテナ戦略港に基づく大深度バース、南北道路など過大な投資はやめること。

(3) 横浜、川崎などの港と連携し、機能分担・機能の適正化をすすめること。

(4) 大企業にたいし、大型バースの占用使用料、港湾環境整備負担金、入港料、大型船舶への係船料などの適正な負担を求めること。

(5) 日の出ふ頭や晴海ふ頭などの老朽施設の改修は、年次計画をたててすすめること。

(6) 放置シャーシー問題などを解決するために、シャーシー駐車場やコンテナ置き場を東京都が責任をもって設置すること。また、既存の駐車料金を引き下げること。

(7) 港湾公共施設のアスベスト除去をすすめること。民間施設については、その促進のために支援すること。

(8) 中小港湾業者の振興

都民生活の充実や中小企業の振興につながる東京港の物流機能の拡充を図ること。

港湾振興策は中小港運業の振興、港湾労働者の雇用の創出と厚生施設を充実すること。

中小港湾業者に対し、収益還元方式にもとづき埋立地貸付使用料の減額、水際加算金の軽減、長期・低利の融資を行うとともに、貸付地の権利金の分割納入を認めること。

- (9) 24時間フル稼働に対応する「東京港港湾労働会館」の建設をはじめ港湾関係労働者のための住宅や宿泊所、休憩所や医療施設など福利厚生施設の整備を促進すること。
- (10) 臨海副都心地域の開発は、未利用地の売却を中止し、みどりと環境など都民合意で新たな活用策をつくること。臨海副都心開発事業会計が所有する豊洲地区の土地は中央卸売市場に売却しないこと。

57 都民施策中心の行財政運営への転換

- (1) 不要不急の大型開発や税金のムダ使いをやめ、都民施策を拡充する
オリンピック準備基金などの過大な基金を計画的に活用し、都民施策に使うこと。
中央環状品川線、外郭環状道路、八ツ場ダム建設など不要不急の大型開発は中止し、1兆円規模に高止まりしている投資型の経費を抑制すること。
公共事業を生活・福祉密着型に大きく切りかえ、都民生活の質の向上と中小業者の仕事確保、雇用拡大につながるようにすること。
都債の発行を抑制し、低利借り換えをさらに促進するなど借金返済の負担を軽減すること。
都が負担する必要のない国直轄事業負担金などの支出をやめること。
破たんした臨海副都心開発や、開発型第3セクター、新銀行東京などを救済するための財政投入はしないこと。
知事の豪華海外出張など、税金のムダ使いに徹底的にメスを入れること。知事および都幹部の出張は条例に基づいた支出とすること。
不況に苦しむ都民に痛みをしいる公共料金や利用料・使用料の値上げはしないこと。
負担の軽減をはかること。
福祉、雇用、住宅、中小企業支援、教育など、都民施策の予算を増額すること。
- (2) 都民の立場にたった歳入確保
巨額の内部留保をためこんでいる大企業にたいし、法人事業税の超過不均一課税を制限税率限度額まで引き上げることをはじめ、都としてできる大企業課税を創出すること。
駅ナカ・ビジネスにたいする課税を強化すること。
首都高速道路について、適切な固定資産税などの課税を検討すること。
N T T、東京電力の道路占用料を引き上げること。
在日米軍にたいする自動車税や個人住民税など地方税の非課税措置をやめること。
- (3) 2011年度都区財政調整について、特別区の要望に応えた需要算定を行うこと。
- (4) 税財政制度についてつぎの内容を国に求めること。
消費税増税はしないこと。食料品の消費税を非課税にすること。
大企業にたいする各種の優遇税制を見直すこと。
地方自治体への抜本的な税源移譲を行うこと。
地方交付税の不交付団体を理由とした財源調整措置を廃止すること。

(5) 「構造改革」路線からの転換

「行財政改革実行プログラム」等にもとづいて切り下げた福祉などの都民施策をもとに戻し、拡充すること。

都民のための都立施設の廃止・民間移譲はやめ、必要な施設の新築、増設、改築等をすすめること。

市場原理・経済効率最優先で、公共サービスを後退させる地方独立行政法人化、PFI制度や指定管理者制度の導入、民間委託はやめること。

土地信託の契約延長はやめ、貴重な公有地は都民のために使うこと。

(6) 都民サービスのための都職員体制の強化

総定数抑制・公務員削減の方針からぬけだして、都民サービス拡充のために必要な職員をふやすこと。

団塊の世代の大量退職期をむかえているもとの、福祉、医療、教育をはじめ、職員の新規採用を拡大すること。専門職や技術職の仕事の専門性が継承できるよう、職員を計画的に採用・育成すること。

所得をふやし消費をあたためる経済政策がもたれているもとの、都職員の給与の引き下げはやめること。

都職員の残業時間をへらすこと。残業代の不払い、サービス残業を根絶すること。

管理職ポストの見直しを行い縮小すること。知事、副知事、局長級の退職金制度の見直しをすること。

都の非正規職員の給与、社会保険加入などの待遇を抜本的に改善し、正規職員への採用をすすめること。臨時職員の給与を時給1000円以上に引き上げ、交通費は給与と別に実費支給すること。専務的非常勤職員の5年での雇い止めをやめること。

(7) 公契約条例の制定、公契約の改革

公契約法を早急に制定するよう国に求めること。

都として公契約条例を制定し、公契約にかかわる労働者の賃金を時給1000円以上にすることや、公共事業における中小業者の育成、品質確保などの都と事業者の責務を明確に定めること。

中小業者、下請け業者に痛みをおしつける低入札をなくす対策を講じること。

談合による不公正な入札・契約を一掃するため、指名停止期間の大幅延長、談合業者の排除など防止対策を抜本的に強化すること。

(8) 財政監理団体や、開発型第3セクターなど、外郭団体の組織と運営は、公益性、効率性の立場から抜本的に見直すこと。

(9) 都民参加、情報公開、民主的行政の推進

重要な政策決定過程で都民の声が直接反映できるようにするために、住民投票制度を導入すること。

事業の計画・実施過程において住民参加による「協議機関」を設けるなど、都民意見、都民合意形成のシステムをつくること。

行政の監視、不正の摘発など権限を持った「行政監視員(オンブズマン)制度」を新設すること。

都のすべての行政委員会、懇談会などの選任にあたっては、公募委員を加えるなど都民参加を徹底し、原則公開をつらぬくこと。

都監理団体の情報公開をすすめるとともに、監理団体に指定されていない第3セクターや

新銀行東京も情報公開の対象に加えること。

同和行政を完全に終結させるとともに、「人権プラザ」(旧産業労働会館)は、地域産業従事者や地域住民の交流の場として改善し、同和問題啓発事業の拠点とさせないこと。

都の情報公開の開示手数料を引き下げること。

多摩・島しょの振興をすすめる

5 8 多摩格差の解消

(1)多摩の振興を都政の柱にすえ、くらし、福祉、教育、産業など総合的に位置付ける「多摩振興プラン」を市町村と協同で策定すること。

(2)シビルミニマムを実現する立場から新たな「多摩格差」解消へ財政措置を強めること。

(3)市町村の財政基盤の確立強化を

市町村総合交付金を大幅に増額するとともに、配分に当たっては市町村の自主性、特殊性を尊重すること。

地方分権推進にあたっては、市町村に超過負担が生じないように、権限にみあった税財源の移譲などの措置を講ずること。

区市町村振興基金を増額し、貸付利子の減免、低利貸付の対象の拡大を図り、借換制度の条件緩和を図ること。

市町村国保の健全化と保険料(税)の引き下げのため、財政支援を抜本的に拡充すること。

(4)市町村が行うことが困難な都民施策について、東京都が施策を直接実施したり、補完・代行するなど、重層的に都民サービスの向上を図ること。

(5)あらたな多摩格差をうみだす、市町村補助の見直し、都民施策の切りすて、都立施設の廃止・縮小、統廃合などをおこなわないこと。

(6)緊急雇用対策の予算を大幅に増やすなど、拡充を図ること。実施にあたっては市町村負担を求めないこと。

(7)子育て支援策の拡充を

妊娠後期受入体制の整備、不足しているNICUの増設を含めた周産期医療体制の充実を、二次医療圏ごとの目標を定め、図ること。また「東京都地域医療支援ドクター事業」のさらなる充実をはかること。

中学3年生まで、所得制限をなくし、窓口負担なしの医療費助成を実現すること。

都立八王子小児病院の再開をはじめ、多摩地域の小児医療、周産期医療、障害児医療を拡充すること。

公費による妊婦健康診断を区部と同じく14回できるよう財政支援すること。

産科・小児科医師不足に対応するため特段の措置を行うこと。

日野市立病院、多摩南部地域病院の小児救急体制を早急に確立すること。

小児科医が対応可能な2次救急医療のいっそうの拡充をはかること。
人口50万人程度に一カ所の児童相談所を設置し、相談所機能の充実をはかること。
子ども家庭支援センター事業にたいする補助制度を充実すること。

(8)保健、医療、衛生の充実

多摩南部地域病院の医師・看護師不足を早期に解消し、地域病院としての機能が十分に保たれるようにすること。

市町村公立病院などの看護師の定数確保のため、都立看護専門学校を存続し、学級増をすすめること。また、定着対策および免許を有する未就労者の就業を促進するため、施策の充実・強化すること。

がん健診事業等の一般財源化にともなう影響に対応する支援を行うこと。

地域保健体制を強化すること。また、地域保健体制整備にかかる財政措置を恒久的な制度にすること。

多摩地域に都立総合病院、リハビリテーション病院の建設をすすめ、特別区との不均衡を抜本的に是正すること。

救急指定医療機関への補助金の増額をはかること。

都立病院の補完的役割を果たしている多摩地域の公立病院に対する運営費補助を拡充すること。そのさい、過疎、観光地域における公立病院の役割を重視すること。

(9)福祉の充実

後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を国に求めること。また、低所得者をはじめとした保険料の負担軽減のため市町村への財政支援を強めること。

市町村の老人保健福祉計画の実効性を確保するため、補助率の引き上げなどの財政支援を行うこと。

シルバーパスの利用区域について、隣接県バス路線への拡大を行なうこと。多摩モノレールでシルバーパス、障害者無料パスが使えるようにすること。障害者に対し、シルバーパスと同じく民営交通パスを交付すること。

配食サービスについて、地域の実情に応じて積極的な取組みが可能となるよう配食サービス事業の充実を行うこと。

地域の実情に応じた、重度障害者の通所・入所施設、身体障害者療養施設、精神障害者の社会復帰訓練施設、通勤寮、グループホームなど障害者施設の建設をすすめること。

聴覚障害者のための市町村の手話通訳派遣事業に対する助成制度を新設すること。

都立心身障害者福祉センター、また各種福祉機器の展示や使用体験、相談機能をもった東京都福祉機器総合センターを多摩に設置すること。

市町村立障害者福祉センター、保健センターの建設費、用地費への補助を拡充し、運営費補助の創設をはかること。

都立福祉施設の民間移譲は中止すること。民間移譲された施設については、安定したサービスが確保できるよう支援充実すること。

(10)介護保険制度の改善

財政安定化基金の財源は、国と都で負担すること。調整交付金は、国の法定負担分25%とは別枠で措置すること。

東京都介護保険事業支援計画の施設整備目標達成に万全を期すこと。また、実態に見合ったものとするため、同計画での「介護サービスの基盤整備の考え方」を上回る整備目標値の設定を検討すること。特に介護療養型医療施設の整備をすすめること。

市町村が行っている低所得者の減免を都として支援すること。

(11)教育・文化・スポーツなどの充実

小中学校のクーラー設置への助成を行うこと。

早急に30人学級・少人数学級を実施すること。

特別支援教育推進のための専門家、教職員の配置と人件費補助及び現行施設整備の補助を行うこと。

国体開催のための施設・設備の整備または運営のための補助対象と額を拡大すること。

遅れている多摩地域の小・中学校の校舎の大規模改造補修工事、耐震等調査及び耐震補強工事を促進するため、補助制度の拡充に努めること。

多摩地域に子ども図書館を開設すること。

多摩教育センターの教育相談事業を充実させること。

都立の社会教育施設(美術館、自然史博物館、文化会館など)を整備すること。

就学相談、機能回復訓練、教職員の研修などの機能を備えた心身障害児教育センターを多摩地区に建設すること。

消費者センターの窓口再開など相談体制を拡充し、検査機器を備えるなど充実させること。

(12)住民本位のまちづくり

都心一極集中と多摩格差を拡大する「都市再生」をやめること。圏央道、外郭環状道路などの幹線道路計画を見直し、業務核都市・拠点整備などの大型開発、ミニ都市再生事業を押しつけないこと。

稲城・南山開発を中止すること。

交通量が急増している多摩地域での歩道整備など交通安全対策を充実し、信号機の設置予算をふやし、要望に応えられるようにすること。

第二次交差点すいすいプランの早期整備をはかること。

(13)多摩の産業の発展のために

多摩地域の新たな商工業振興プランを策定し、支援を強化すること。

都立産業技術研究センターを直営にもどし、その機能をつよめるとともに、産学公連携による技術・製品開発の支援など多摩地域の製造業の振興に努めること。また、複数のプランチを設置すること。

都の創業支援融資枠を拡大し、市町村が独自に実施する創業支援事業に助成を行うこと。八王子織物など繊維産業への支援を継続するなど、地場産業振興をすすめて、東京ブランドを早期に立ち上げること。

「商店街活性化総合支援事業」を再開するとともに、各市町村が策定した商店街活性化対策について、都として財政支援を行うこと。

大型店や駅中商業施設などによる地域商業への影響、また、買物困難な高齢者の実態、その対策に取り組む自治体、商店街などの調査を行うとともに、必要な対策を講じること。

あらたな超広域ショッピングセンターの出店から、地域経済をまもるための条例を制定すること。

(14)多摩の農業・林業を守り発展させるために

食糧自給率を高める立場から、東京の農業を「基幹産業」として位置付け、「都市農業振興条例」を策定するなど、農業支援を抜本的に強化すること。

生産緑地の追加指定や宅地並み課税の見直しなど、営農が継続できるようなシステムを確立すること。市町村への指導・援助を積極的に行うこと。

農業関係の試験場は直営に戻し、研究所機能の拡充を図ること。また、各施設の充実を図

ること。

遊休農地について関係者の協力を得て活用計画をたてること。また、未活用の農地の公的活用をはかること。

各市町村と協力して、後継者の確保のため農地の斡旋、研修期間の生活援助など特別な手立てを講ずること。林業従事者育成に早急に取り組むこと。

多摩産材の活用をはかるため、安定した供給体制を確立し、公共施設や個人住宅への需要の拡大をはかるための仕組みを整備すること。

増大するシカ、サル、イノシシなどの鳥獣被害対策を抜本的につよめるとともに、既支援策の条件緩和などを行うこと。

(15) 豊かな多摩地域のみどりや自然を、将来にわたり守るために

多摩地域に残されている谷戸・湧水・雑木林などが一体となり、多様な生物が棲息できる自然環境の保全につとめること。

保護条例の改正で削除した市街地の保全を復活すること。里山など保全地域指定をすすめ、多摩地域に残された緑地を保全すること。

開発の対象にされている都立自然公園を緑地保全地区に指定し、公有化をすすめること。

良好な都市環境の形成、保全を図るため、生産緑地地区の買い取りの申し出が生じたときは、速やかに財政措置をすること。

緑地保全基金を設置し、多摩地域の緑地を保全すること。

崖線以外の1ha未満の地域でも、保全地域に指定できるよう、面積要件の緩和と指定を推進すること。

アカガシラカラスバト、オオタカ、トウキョウサンショウウオ、オオムラサキなど絶滅が危惧される希少動物を保護し、生息地域を守ること。

多摩湖の水質確保に努めること。

残堀川、野川、空堀川、黒目川等、都が管理する一級河川の清流の復活や水量の確保等を推進すること。

(16) 公共交通の整備

都営交通による交通不便地域の解消をはじめ、遅れている多摩地域の公共交通の充実をはかること。市町村が実施しているミニバス、コミュニティバス、ワゴンタクシーにたいして助成を積極的に行うこと。福祉保健局所管のコミュニティバス運営費補助の補助期間の延長を行うこと。

多摩都市モノレールの地元自治体負担の軽減を図ること。

京王線・小田急線の複々線化など、鉄道輸送力の増強を図ること。

開かずの踏切対策を急ぐこと。連続立体交差化事業を促進するとともに、沿線市の財政負担を軽減すること。

(17) 環境、ゴミ、減量対策

市町村が行う地球温暖化対策への財政的支援を強化すること。

多摩地域の一般環境大気測定局19カ所すべてに光化学スモッグの測定ができるようにすること。

市町村の公共施設のアスベスト除去、民間住宅への必要な財政措置を講ずること。

市町村での減量、リサイクル・再資源化のための支援を抜本的に強めること。

市町村の中間処理施設の改良型整備事業に対する都補助金を継続、拡充させ、地方債の利子補給など財政措置を講ずること。

容器包装物のストックヤードの整備、選別・圧縮施設などの施設整備費、用地費の補助を

拡充すること。

自然と森林を破壊する採石跡地への残土もちこみを認めないこと。

産廃 G メンを増配置し、多摩山間部、河川などでの不法投棄、野焼きなどを取り締まること。とくに休日対策を実施すること。

(18)地震、災害対策

多摩地域の地震被害想定を行うとともに、多摩地域の「防災計画」を策定すること。

震災時におけるライフラインとしての飲料水を確保するため、水道管の耐震化の整備を早急に推進すること。

急傾斜地など崩壊危険力所の対策をいそぐこと。

都が管理する中小河川の水害防止のため、雨水浸透施設の整備、雨水浸透ますの補助金の拡充、堤防整備など、都市型水害対策を抜本的にすすめること。また、気象データの市町村への情報提供などの措置をとること。

消防署の1市1署配備と支所・出張所の増設体制を確立し、建設用地を都費により取得すること。

救急業務の増大、救急救命士法の施行にともない、地域に対応した高規格救急車の導入と救急体制の充実をはかること。多摩西部地域等で搬送距離が長い地域には、特別な配慮を行うこと。

消防団や自主防災組織が使用する施設等にたいする財政措置を充実すること。

(19)流域下水道の改善

流域下水道の市町村の建設負担金を軽減し、維持管理負担金のとりすぎ分を返還すること。

また、建設負担金のための起債の利子を補給する制度を新設すること。

地方債利子補給制度の創設、維持管理費に対する補助の新設や町村の公共下水道の整備にたいする特別の財政措置など、公共下水道事業への補助を改善・拡充すること。

(20)多摩ニュータウンのまちづくり

少子・高齢化をふまえた、多摩ニュータウンの将来像を策定すること。

ニュータウン事業に係る都の窓口について、専管組織として継続設置すること。

「多摩ニュータウンに於ける住宅の建設と地元市の行財政に関する要綱」に基づく地元市への多摩ニュータウン関連公益施設整備費・償還費補助金の補助率の大幅な引き上げを行うこと。

高齢者、障がい者、ファミリー世帯が安心して子育てできる住宅供給の視点で、少ない家賃負担で住めるような住宅の整備をすすめること。

老朽化した都営住宅の建てかえや地元優先入居枠の拡大、高齢者の下層階への住み替え促進など、多様化への対応をすすめること。

多摩ニュータウンでの特別養護老人ホーム、シルバー・ハウジング、ケア付住宅などの建設を促進すること。

近隣センターや商業・業務施設の活性化事業について、抜本的な対策の調査・研究と財政的な支援などを行うこと。

(1) 島しょ振興の財源確保

島しょ振興公社に対する貸付金を増額すること。市町村総合交付金については、島しょの特殊性にもとづき配分を増額すること。また、八丈町への交付額は、同規模自治体の大島町と同額に引き上げること。

簡易水道整備補助の補助率の引き上げ、補助枠の拡大をはかること。

観光産業振興を含む「地域力創造推進計画」に対する都の補助制度の拡充、低利の融資制度を創設すること。特産品の開発・研究に対し援助を拡充すること。

(2) 生活環境整備の促進について

島しょ貨物運賃補助について、野菜・果物に加え、一般食品、特産品、石油・ガソリン等、補助対象品目を拡大すること。また、全国の離島の中でも割高なガソリン価格については、実効ある値下げ対策を行うこと。

本土及び島間通勤、ヘリ・通勤定期航路の充実・整備を図ると同時に、島民割り引き制度を、都として国に働きかけ、独自にも助成を行うこと。また、航路の欠損額への補助についての国の全国一律単価方式については、人件費、離島の距離を考慮するなど、見直しを求めること。

国の離島航路補助の拡充を求めるとともに、都として、島しょ海路・空路を「都道」として位置付け、船賃・航空運賃の値下げに向けた実効ある支援策を具体化すること。

ダンボール、古紙、家電リサイクル、廃タイヤ等の島外搬出にともなう海上運賃に対する都独自の補助制度を確立すること。とくに、地デジ移行によるアナログテレビの島外搬出にともなう海上運賃補助に対しては、緊急に対策を講じること。

地上デジタル放送受信不可能となる自治体・住民に対して、情報格差解消を国へ働きかけるとともに、都としても財政支援を行うこと。また、携帯電話（観光地にとって欠かせないもの）の不通地域を解消すること。

島しょ地域の管理型最終処分場整備事業等については、自然環境への影響の防止に努めるとともに、財政援助につとめること。

現在工事が進行中の八丈島の処分場については、水道水源への汚染がないように最大限の注意を払うこと。

(3) 港湾・空港・道路などの整備について

伊豆諸島に就航している老朽化した大型貨客船の後継船建造の助成を国に求め、長崎県のように無償で供与すること。

各港湾・空港及び待合室における障害者・高齢者バリアフリーを実施すること。

ジェットホイルの安定就航のために、港内外の整備を行うこと。

大島町「砂の浜」の海岸保全事業は、住民の納得と合意のもとに行うこと。

利島村の防波堤岸壁の建設を促進すること。

新島羽伏浦港を引き続き整備すること。

新島村の若郷漁港、海岸保全事業のなかで、風に乗って集落に海水雨が降ったり、大波が陸地に押し寄せ家屋まで浸水するケースも出ており、対策をとること。

八丈町の神湊から永郷を結ぶ都道について、擁壁に大発生しているヤスデ対策を行うこと。

また、永郷地域に残っている未整備部分を早期に整備すること。

八丈町営バス事業の赤字解消のために財政補助等の支援を行うこと。また、車を持たない島民の足の確保のために、福祉バス、デマンドバス、乗合タクシーなどの施策導入のため、ノウハウを含めた支援をすること。

羽田～八丈間の航空路線について、直通4便を確保すること。

八丈町の八重根交通広場一帯に、船客待合所や公衆便所等の再整備にあわせてダイバー用シャワー設置や、防風、防潮林、石垣について、住民の要望を取り入れた対策をとること。式根島野伏港湾内の防波対策について、あくまでも住民合意のもとですすめること。

(4) 介護・医療体制の確保と福祉の充実について

新型インフルエンザ配布枠を優先的に確保すること。新型インフルエンザ予防接種費用無償化のための助成など、町村の取り組みを支援すること。当面の予防対策として、手洗い洗剤や消毒液を、公共施設はもちろん、宿泊施設や各家庭に無償配布するための助成など、町村の取り組みを支援すること。

公立病院・診療所運営費補助、施設整備補助の増額、医療機械器具購入への補助を行うこと。医師給与費補助の引き上げと看護師等医療・救急職員の給与費への補助を行うこと。必要な医師・看護師・保健師の確保、緊急医療対策や巡回医療制度(眼科、耳鼻科、皮膚科、重度障害児・者など)特殊疾病専門医師の派遣、各種検診、健康診断の充実・強化、救急医療事業にたいする補助制度の確立を図ること。定期・臨時予防接種費補助基準額の引き上げと同時に、予防接種医師の派遣を充実すること。

町立八丈病院で白内障の手術ができるように、都として支援すること。

専門医による健康管理巡回定期検診を充実させ、引きつづき実施すること。

救急ヘリコプター用の医師の緊急同乗派遣体制を確立すること。

心身障害者、高齢者、児童福祉等、島しょ地域における巡回相談を充実させること。

都立広尾病院は都立直営を堅持して拡充し、病院の宿泊施設を増設するとともに、利用しやすくすること。地元町村での申し込み、都立病院以外の医療機関に通院する患者や家族の利用など、運用の弾力化をはかること。

1年間に多数回、島外病院に検診等で通院する島民への航空運賃助成をすること。

島外で長期入院している寝たきり患者がたらいまわしにならないよう受け入れ施設のない島の現状を踏まえた対策を講じること。受け入れ施設の斡旋についても努力すること。

人工透析治療について、すでに導入している町村医療機関への専門医の派遣、新たな導入に向けた町村への支援、導入できない村で島外治療を受けている患者への生活支援などの具体化をはかること。高齢化している透析患者の送迎への補助を行うこと。

物価が都内と比べても高い状況をふまえ、生活保護費を少なくとも都内並みに増額できるよう措置を行うこと。

(5) 教育条件の整備・充実について

小中学校の普通教室へのクーラー設置に対して財政支援を講じること。

小学校の複式学級を解消すること。

小規模中学校でも1教科1担任制を完全に確立すること。とくに、女子体育・家庭科教諭を確保すること。

高校への特別教室の配置、実態にあわせた普通教室の改良、障害児学級の設置などを進め、小規模の高校でも最低必要な教職員の確保を図ること。

高校生のクラブ遠征に対する助成を拡充・強化し、都内遠征にあたって低料金で利用できる宿泊施設を確保すること。

特別支援学校分教室を設置し、重い障害のある児童生徒への特別支援教育の充実をはかること。

島しょの教育の向上のため、島で働く教職員が長期的に安心して教育に専念できるよう、給与や手当の支給等での待遇を改善すること。

(6) 農林業の振興について

島しょ地域の特産物の販路を広げるため、都の広報やテレビでの紹介を強めること。都施設での活用・販売などを促進すること。

試験・研究機関をいっそう充実させるとともに、花き振興のための「花の品種改良増殖研究施設」を設置し援助すること。

花きなどの生産・運搬に必要なビニール・パイプ、段ボールなどの船舶貨物運賃に対し補助すること。

山村・離島振興施設整備事業（ストロングハウス等）の更なる推進をはかること。

農・漁業などの近代化資金は、金利を引き下げるとともに、低金利資金への借り換えを容易にすること。

森林及び楡林等の害虫駆除の助成措置をとること。また、野生の猿、鹿、ヤギ、リス、キジなどによる被害対策を抜本的に強めること。

災害用の備蓄木炭をふやすとともに、木炭の新規用途を開拓し、林業の振興を図るようにすること。とくに、備長炭の需要増に対応するために、ウバメガシの植林をして樹種転換をはかり、原木確保の助成をすること。

利島村のモノラックの敷設整備に助成措置を講じること。

(7) 水産業の振興について

小笠原諸島など東京都の200海里海域における資源管理型漁業の振興を図ること。そのための資源調査や漁業経営、技術開発などへの支援を抜本的に強化すること。

漁業経営を守るために、経営改善資金、漁船建造資金、不漁対策資金などの利子補給を行う沖合漁業育成対策事業を継続すること。また、漁業共済制度の掛け金の補助を行うこと。

島しょ水産振興にとって欠かせない島しょ農林水産総合センター八丈島事業所の職員の増員と、全面改修をすること。

燃料の高騰で深刻な経営難に陥っている漁業者に対して、燃料費の助成を行うこと。

栽培漁業センターの充実をはかり、養殖場、稚貝・稚魚の放流、も場の回復等、栽培・管理型漁業の育成へ助成を強めること。

投石事業、大型漁礁、人工漁礁、イセエビ漁礁、トコブシ漁礁の増殖造成事業など、漁場整備を促進すること。また浮き漁礁設置の事業化をはかること。

巻き網試験操業の実態調査を、都として行うこと。他県船によるキンメ漁などの夜間操業を規制すること。また、密漁の取り締りを強化すること。

島しょの農漁業生産物の販路拡大に効果のあるCAS冷凍法（農漁業生産物の細胞を壊さず冷凍する）の導入にたいして、補助金を創設すること。

(8) 観光産業対策の推進について

観光振興のために行う主要催事に大幅な助成を行うこと。また、島のイベントを広く都民に周知するために、都の広報、テレビ、ラジオなどでの宣伝をいっそう強化すること。

観光用標識、遊歩道、休憩所、公衆便所、駐車場、山小屋など自然公園の整備に関する財政援助を強化すること。都が実施する公園や歩道、トイレの整備は、観光地にふさわしい内容となるよう十分検討すること。

宿泊施設等の改修への補助制度を確立すること。

観光シーズンオフにおける集客対策事業にたいする専門的指導及び財政支援を行うこと。

(9) 島しょ地域の噴火・地震をはじめとする防災対策を強化すること。

機器の充実や専門の人員の配置などをはかり、火山活動の常時監視体制を構築すること。すべての島に地震計、震度計をきめ細かく配置するなど、地震・津波の予知・観測体制を抜本的に強化すること。また、津波情報伝達の自動化をはかること。群発地震をはじめ、島しょ地域の地震の研究を進め、対策を協議する機関を設置すること。島しょ地域に集中豪雨防災対策用レーダー雨量計を設置すること。東海地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域の指定に伴う防災対策にたいする財政支援を行うこと。防災行政無線の維持管理及び個別受信機設置への都独自の補助を確立すること。携帯電話の不感地域を解消するための対策を講じること。

(10) 小笠原諸島の振興対策について

希少植物、希少鳥類などを希少動植物として指定し、保護すること。世界自然遺産登録に向け、具体的な調査の実施、管理組織の立ち上げ、財政措置などの施策を推進すること。小笠原への交通アクセスについては、地元村および住民とよく協議してすすめること。農業待機者に農地として所有地を開放するとともに、国有地の開放を働きかけること。また、私有地買い上げなど所有地の拡大をはかり、農地として使えるよう農道、農業用水の整備を急ぐこと。父島の野生のヤギ駆除対策を抜本的に強化すること。野生のヤギを素材とした新しい畜産業の開発に援助すること。営農運転資金を拡充すること。新規就農・漁業者の就農、漁業支援金など事業立ち上がり特別助成を講じること。漁船の大型化、改造のための資金貸付の拡充を行うこと。特産の農産物、果樹、観葉植物、水産物などの研究開発機関を拡充し、その成果を普及すること。また、農業改良普及員等を配置し、農業者への援助が十分できるようにすること。人口の確保や産業の振興のために、都営住宅の建設・建て替えを促進し、高齢者向け住宅を建設すること。父島の診療所の建て替えにあたり、村がすすめようとしている介護療養型医療施設建設を支援すること。島内で出産できる体制を確保すること。生活物資輸送費補助については、住宅建設資材を含め対象品目を拡大すること。産業廃棄物の不法投棄の取り締りなど対策を急ぐこと。

(11) 築 30 年を経過している「島しょ会館」の改修・改築について、都として必要な援助、支援を行うこと。

(12) 三宅島の復興への支援

きびしい条件のもとで復興事業にあたる三宅村の要請に積極的に応えとともに、財政支援を引き続き行うこと。また、国に対していっそうの支援を求めること。中長期の「三宅島産業復興計画」を住民参加で策定し、次世代を担う島民が展望をもって再建にあたれるよう強力に支援すること。自然環境に悪影響を及ぼすバイクフェスタは中止すること。

(13) 三宅村民の生活と営業再建への支援

島内経済が回復するまで、国と協力し、高齢者の公的就労を実施すること。住宅再建支援については、被害や被害者の生活実態をふまえ、高濃度地区全面解除までは延長すること。また、限度額を引きあげること。住宅再建のための 10 年間据え置き、長期返済の無利子貸付を行うこと。

復興支援は、島民、商工・観光・農漁業関係者の意見・要望を尊重してすすめること。
特別養護老人ホームは、高齢者が介護サービスをきちんと受けられるよう、サービス体制の確立や保険料・利用料の減免など、都として対策を講じること。
脱硫装置の設置を、高感受性者に限定せず、希望者全員に対象を拡大し、公的負担で設置すること。

三池港、錆ヶ浜港の船客待合所のさらなる整備を行うこと。

高濃度地区居住者など住宅が使用できない島民の住宅ローンの返済の延期、利払いなどの負担軽減を金融機関に働きかけるとともに、都として支援を行うこと。

小規模商工業者など自営業者の事業再開のための助成を行うこと。

火山ガスに強い農産物の研究・開発をすすめること。火山ガスによる著しい被害を受けた場合、救済措置を講じること。

伊ヶ谷港の安定就航のための棧橋延長を継続すること。定期航路船が常時就航できるよう、バス発着場に潮が上がらないようにすること。

200海里漁業や栽培漁業など、長期的展望をもったあらたな漁業の開拓のため、都の試験研究機関をはじめ支援体制を確立すること。

火山岩が海中に入り、トコブシ、天草、魚類等に打撃的影響を与えており、実効ある支援策を具体化すること。

島民がかかえている債務の償還期限の延長、利子補給の継続など関係機関にはたらきかけること。帰島後の営業再開のための新規融資の希望に応え、今後も無担保無保証人融資を都として実施すること。

津波や大きな台風など緊急時に備え、大久保の浜の避難道路の確保・整備を急ぐこと。

(14) 帰島を断念した島民への支援

高濃度地区が解除されない限り、引き続き島民が孤立しないよう経済的・社会的支援を行うこと。

都営住宅に入居している島民が集まって生活できるよう、希望する人については転居を認めること。

非核・平和の東京を実現する

60 米軍基地のない非核・平和の東京の実現

(1) 米軍基地の全面返還

全国の自治体と連携し、日本をアメリカの戦争にまきこむ「在日米軍再編」方針の撤回を求めること。横田基地への航空自衛隊航空総司令部の移転、日米の統合運用調整所設置など軍軍共用化を中止するよう国に働きかけること。

横田基地の固定化につながる「軍民共用」計画は撤回し、すべての米軍基地の全面返還を求めること。横田基地管制空域を全面的に返還させること。

基地跡地の平和利用計画を住民参加でつくること。そのため米軍基地関連自治体、学識経

験者、住民代表等を含む協議機関を設置すること。都として住民要求調査にとりくむこと。赤坂プレスセンターの使用中止、米軍に不法占拠されている都立青山公園敷地の即時返還を実現すること。多摩サービス補助施設などについても返還を求めること。

(2) 米軍基地の危険から都民の生命、生活、環境を守る

頻発する米軍機事故や、米兵およびその家族等による交通事故、犯罪などの根絶に向けて、実効ある対策を求めること。

米軍艦載機離発着訓練(NLP)は、即時全面禁止させること。

横田および厚木基地周辺の防音工事対象地域の縮小をやめさせ、対策を拡充させること。基地周辺の土地利用制限を定めた「クリアゾーン」「APZゾーン」について、横田基地の具体的方針を明らかにさせ、当該地域内の住宅、医療・福祉・教育施設、集会施設、公共施設、商業地区等の配置の実態を把握すること。この件について国にも協力を求めること。地対空誘導弾パトリオット3ミサイルの米軍基地および自衛隊基地、公園などへの配備・展開に反対すること。

劣化ウランなどの放射性物質を搭載した米軍機による横田基地使用の実態を掌握するとともに、放射性物質搭載米軍機には横田基地使用を禁止するよう米軍に強く求めること。

横須賀港への原子力空母の配備に反対すること。米軍横須賀基地の原子力空母母港化にとまなう浚渫土の東京都の経済水域内への投棄を中止させること。

(3) 防災訓練の政治的・軍事的利用を許さない

東京都の防災訓練に米軍参加の要請をしないこと。

(4) 非核・平和の東京を

核も基地もない平和な東京にするために「東京非核・平和都市宣言」を行うこと。さらに、東京湾関係自治体にも呼びかけて「非核・平和東京湾宣言」を行うこと。

平和への願いを発信する「東京都平和祈念館」(仮称)をすみやかに建設すること。

都の「平和の日」の企画を「都民平和アピール」の趣旨にもとづき充実させること。

都内在住被爆者の実態調査を行うこと。第五福竜丸展示館の資料・解説の充実を図ること。

硫黄島の遺骨収集を促進すること。小笠原村に硫黄島連絡所・宿泊所の建設をすすめるなど、旧島民・遺族・遺骨収集団などの硫黄島への往来を積極的に支援すること。

(5) 被爆者援護の充実

被爆者健康指導委託事業費を、相談件数の増加、出張相談会・医療講演会の開催実態などにあわせて増額し、削減前の1997年度の水準に戻すこと。

被爆者援護条例の趣旨にそって、被爆者および被爆者の子に対する健康診断を拡充し、腹部超音波をはじめ現代医学の水準にふさわしく検査項目をふやすこと。

被爆者の子に対する医療費助成制度について、対象疾患の発症時までさかのぼった助成を行うこと。また、被爆者援護条例の趣旨にそって実施されるよう更新手続を緩和すること。

被爆体験記・証言の収集、保存、活用にたいする予算措置を行うこと。

以上